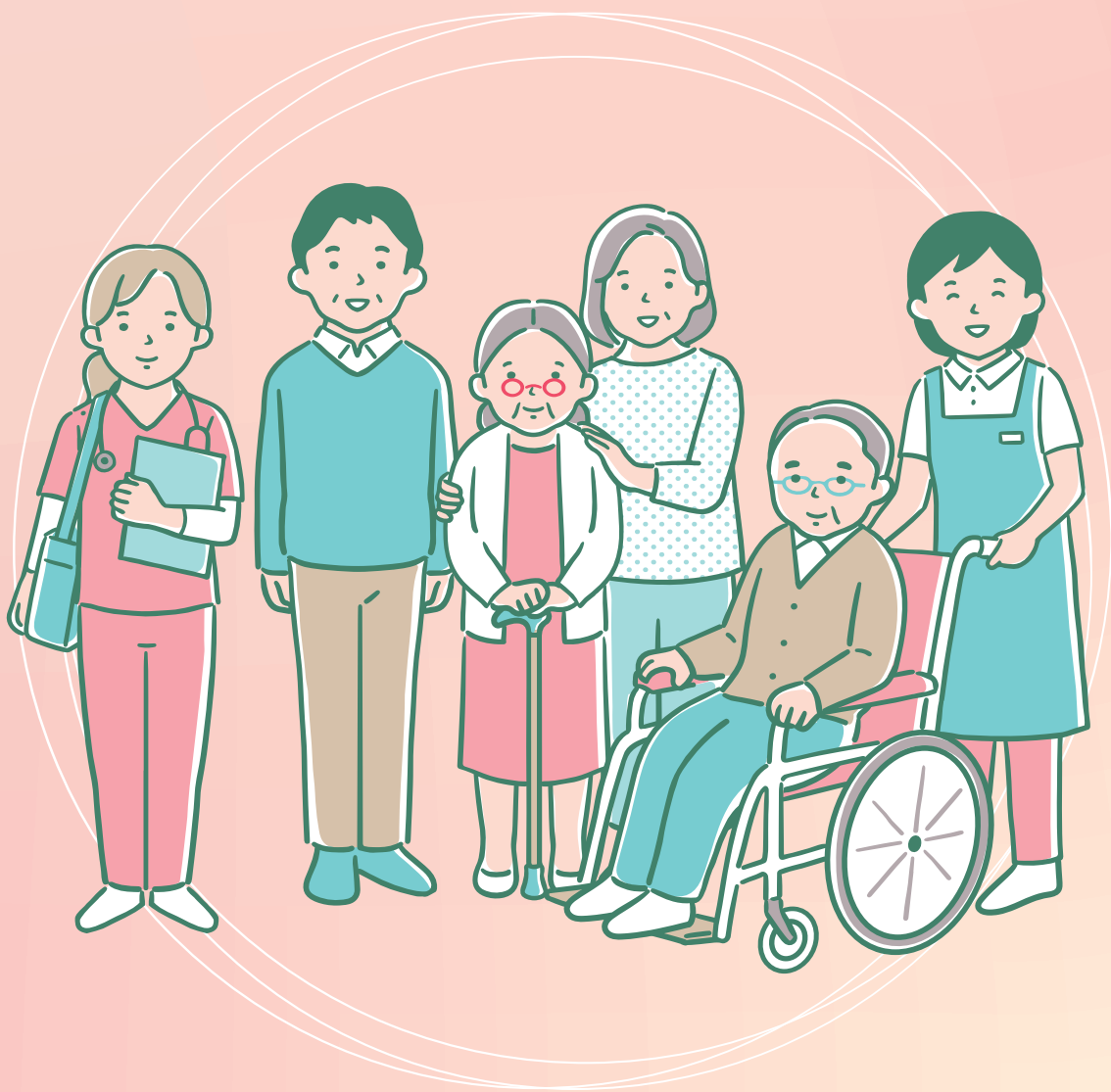


● 本宮市 ●

第10次高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月



福島県本宮市

ごあいさつ

介護保険制度は、介護を社会全体で支えることを目的として平成12(2000)年に創設され、現在では介護や支援を必要とする高齢者やそのご家族を支える制度として定着しています。

わが国では、総人口が減少傾向にある一方、高齢化は年々進んでおり、令和7(2025)年には団塊の世代の全員が75歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年頃にかけて、85歳以上の人口の割合が上昇すると見込まれています。

それに伴い、医療・介護双方のニーズを有する高齢者や認知症高齢者等、様々なニーズのある要介護高齢者の増加につながる事が予想されます。

このような状況を踏まえ、市では令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定いたしました。本計画では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、これまで構築してまいりました、高齢者の皆様が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくための、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」について、地域共生社会の実現に向け、より一層の深化・推進を図ってまいります。

計画の基本理念である「人と地域がつながり 高齢者の笑顔あふれる もとみや」を目指した施策を展開し、高齢者の皆様を地域全体で支える体制の充実に取り組んでまいりますので、引き続き、市民の皆様、関係機関の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力をいただきました本宮市介護保険運営協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただき、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、関係者の皆様に、心より御礼と感謝を申し上げます。

令和6年3月

本宮市長 高松 義行





第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定体制.....	6
5 SDGsへの取組.....	7

第2章 高齢者を取り巻く状況

1 高齢者を取り巻く状況.....	11
2 アンケート調査の概要と結果からみる課題.....	15
3 第9期計画で取り組む重点課題.....	19

第3章 計画の基本事項・目指す方向

1 基本理念.....	23
2 日常生活圏域の設定.....	24
3 基本目標.....	25
4 施策の体系.....	26

第4章 高齢者施策の展開

基本目標Ⅰ 健康でいきいき暮らせる地域をつくる.....	31
基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる地域をつくる.....	36
基本目標Ⅲ 認知症高齢者を支える地域をつくる.....	40
基本目標Ⅳ 住み続けられる地域をつくる.....	45
基本目標Ⅴ 持続可能な介護保険事業の運営体制をつくる.....	50

第5章 介護保険料の推計

1 推計方法の手順.....	55
2 人口・認定者数の推計.....	56
3 基盤整備計画.....	58
4 介護保険サービス量の見込み.....	58
5 総給付費の推計.....	60
6 標準給付費等の見込み.....	62
7 第1号被保険者の介護保険料.....	64

第6章 推進方策と評価体制

1 計画の立案・運用に関するPDCAサイクルの推進.....	69
2 保険者機能強化推進交付金等の活用.....	70

資料編

1 アンケート調査結果.....	73
2 本宮市介護保険条例施行規則(抜粋).....	104
3 本宮市地域包括支援センター運営協議会要綱(抜粋).....	105
4 本宮市介護保険運営協議会、本宮市地域包括支援センター運営協議会 委員名簿.....	105
5 策定経過.....	106
6 用語集.....	107
7 介護保険サービスの内容説明集.....	111
8 事業一覧.....	113



第1章

計画策定にあたって

I 計画策定の背景・趣旨

わが国の総人口は、令和5(2023)年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計によれば長期の減少過程に入っており、令和13(2031)年に1億2,000万人を下回った後も減少を続け、令和38(2056)年には9,965万人になると推計されています。

高齢者人口については、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に3,653万人に達し、その後令和25(2043)年に3,953万人でピークを迎えると推計されていますが、その過程で、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年頃にかけて、高齢者等を支える現役世代の人口が大きく減少する一方、特に介護需要が高まる85歳以上人口については1,000万人を超えると予想されています。

本市においても、総人口は緩やかな減少傾向で推移していますが、高齢者人口は増加傾向にあり、令和5(2023)年の高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は28.9%となっています。さらに、人口推計によると、令和22(2040)年には高齢化率が30%を上回ると見込まれています。

介護保険制度は平成12(2000)年に創設されてから20年以上が経過し、高齢者の介護になくてはならないものとして定着してきました。今後、75歳以上の後期高齢者、あるいは介護ニーズの高い85歳以上の高齢者の増加が見込まれる中で、持続可能な制度を確保していくことが重要となっています。

また、こうした状況を見据え、令和7(2025)年を一つの目途として、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自身の能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、介護サービスの確保に留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進が求められています。

本市では、「人と地域がつながり 高齢者の笑顔あふれる もとみや」を基本理念に、「第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(令和3~5年度)」を策定し、「地域包括ケアシステム」の構築を進め、多様な高齢者福祉施策を展開してきました。地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた基盤となることから、今後、さらなる取組を推進し強化していくことが必要となります。

このような状況や、令和4(2022)年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び、在宅介護実態調査の結果をもとに、本市がこれまで取り組んできた様々な施策や事業の成果と課題を踏まえつつ、本市の高齢者の暮らしや意向に基づいた総合的な高齢者福祉施策のさらなる推進を図る指針として、令和6年度~令和8年度を計画期間とする『第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画』を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法(第20条の8第1項)の規定に基づく「老人福祉計画」と介護保険法(第117条第1項)の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定する計画です。

老人福祉法第20条の8第1項(市町村老人福祉計画)

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

介護保険法第117条第1項(市町村介護保険事業計画)

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

(2) 計画の概要

本計画は、法定計画である「高齢者福祉計画(老人福祉計画)」「介護保険事業計画」の二つの計画の内容を併せて掲載するものです。

本計画の対象は、原則として、市内在住の65歳以上の高齢者、介護や支援が必要な高齢者を支える介護者です。なお、施策によっては40歳以上の方も対象に含みます。

■計画の概要

高齢者福祉計画

すべての高齢者を対象とした、保健福祉事業全般に関する総合計画

介護保険事業計画

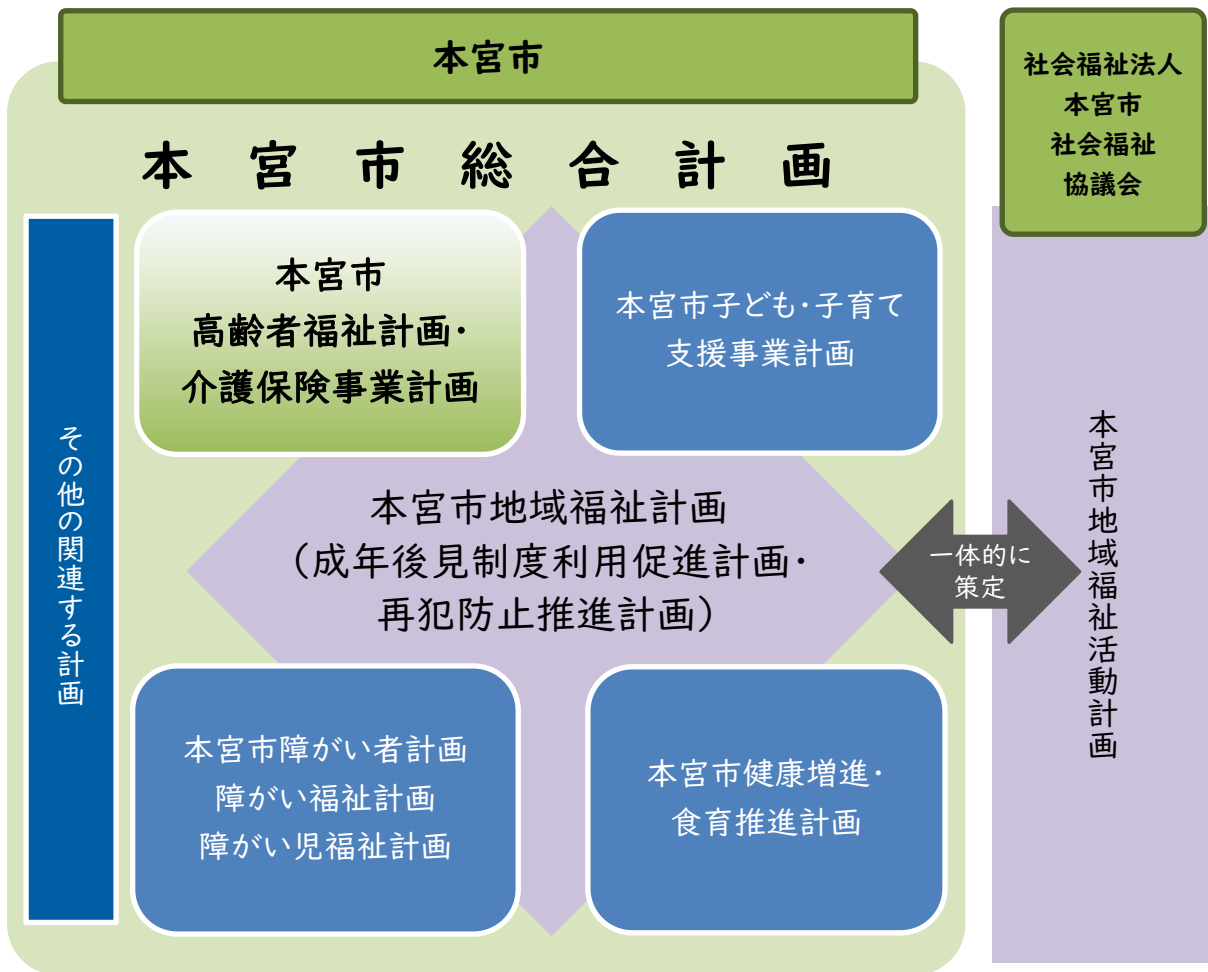
要介護(要支援)高齢者、要介護(要支援)となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護(予防)サービス、地域支援事業の基盤整備に関する実施計画

(3) 他計画との関係

本計画は、「本宮市総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として位置づけられるものです。

「本宮市地域福祉計画」をはじめ、「本宮市障がい者計画(障がい福祉計画・障がい児福祉計画)」及び「本宮市健康増進・食育推進計画」、「本宮市子ども・子育て支援事業計画」など保健福祉等の関連計画との連携を図ります。

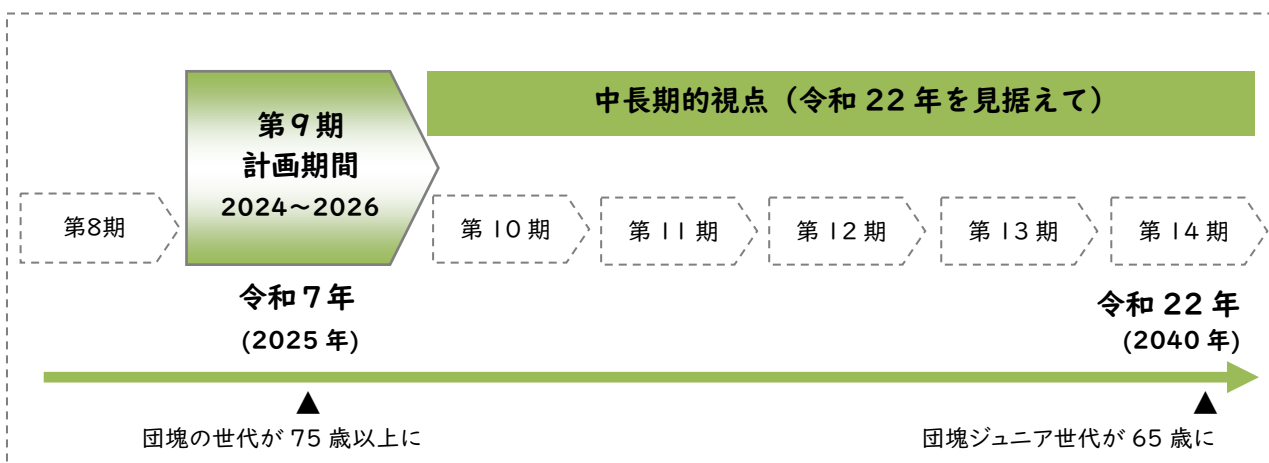
■計画の位置づけ



3 計画の期間

第9期計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間となります。
 ただし、本計画は、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代の急減が想定される令和22（2040）年を見据えた中長期的視点を踏まえ、検討・策定していく必要があります。

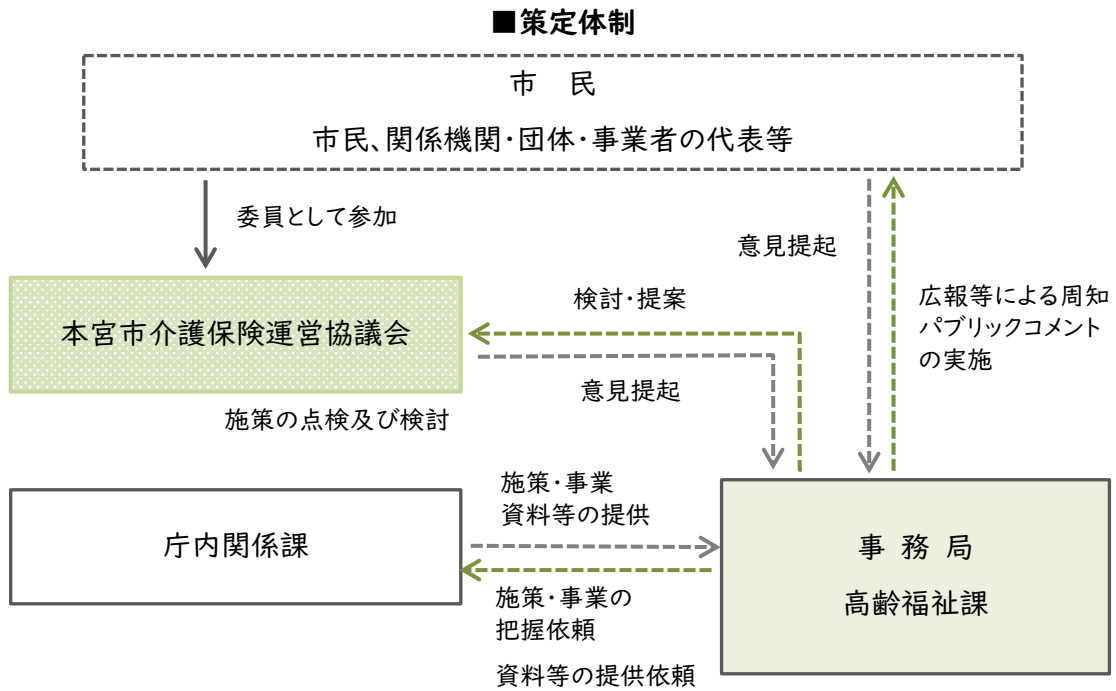
■令和22（2040）年を見据えた第9期計画期間の位置づけ



4 計画の策定体制

(1) 本宮市介護保険運営協議会の開催

本計画の策定にあたり、高齢者福祉施策の基本的な方向性を確認するとともに、学識経験者、介護関係者、福祉関係者、被保険者代表で構成する「本宮市介護保険運営協議会」での検討・協議を経て策定しました。



(2) ニーズ調査等の実施

高齢者の日常の生活状況や健康状態、福祉サービス等の利用状況及び今後の利用意向を把握するとともに、要支援・要介護認定者の各種介護サービスの利用状況や今後の介護の希望などを把握するため、国の示す介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を基本に、市の独自設問を追加してニーズ調査を令和4(2022)年度に実施し、計画策定の基礎資料としました。

また、今後の介護保険サービスの供給体制の確保に向けて、市内の介護保険サービス事業所へのアンケートを令和5(2023)年度に実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画に対して、広く市民の声を把握・反映するため、計画案をホームページに掲載するとともに、市役所等で閲覧できるようにするなど、パブリックコメントを実施しました。

5 SDGsへの取組

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲット・232の指標から構成され、地球上の「誰一人として取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、我が国としても積極的に取り組んでいます。

本計画においても、SDGsの理念と考え方を取り入れ、持続可能な社会の実現を目指した取組を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



<本計画に関する主なゴール>



第2章

高齢者を取り巻く状況

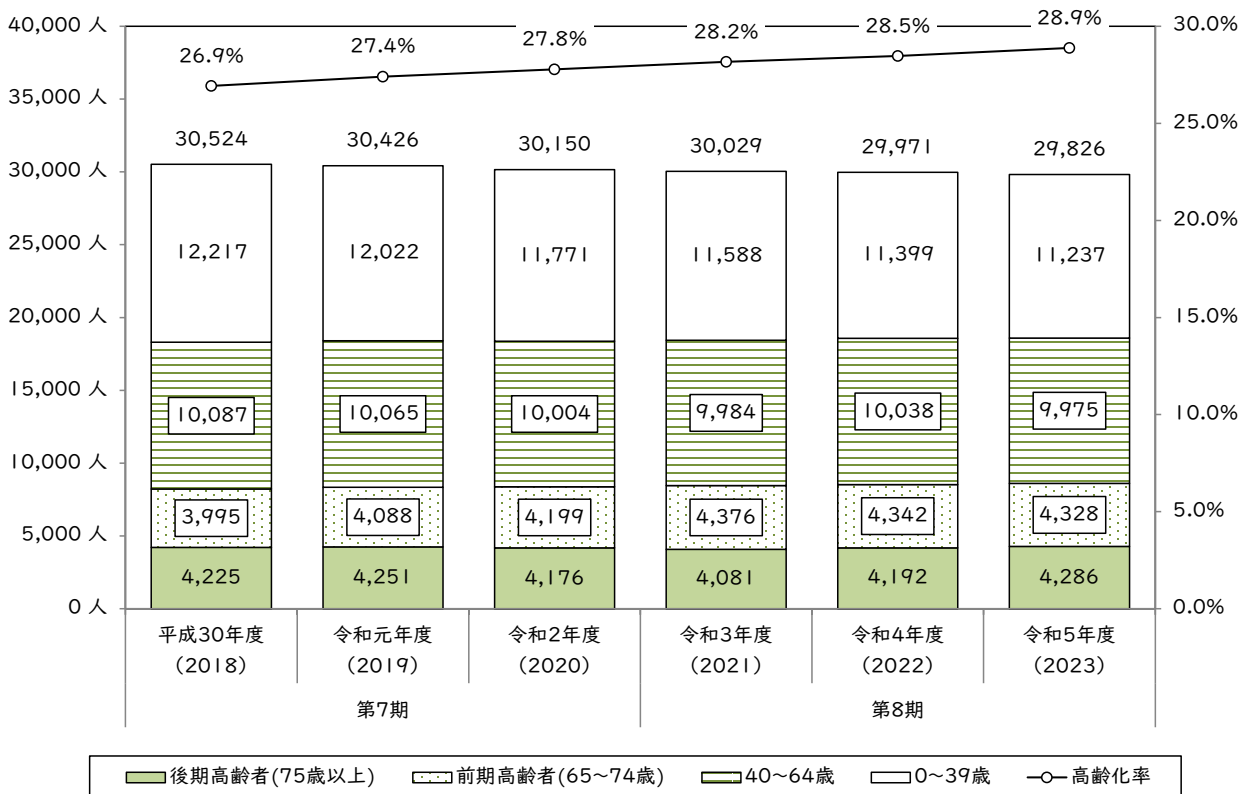
I 高齢者を取り巻く状況

(1) 人口の概況

平成30(2018)年度以降、本市の総人口は減少している一方で、65歳以上(第1号被保険者)の人口は一貫して増加しており、令和5(2023)年度には8,614人で高齢化率は28.9%となっています。

なお、特に介護需要に結びつきやすい85歳以上の人口についても増加が継続しており、令和5(2023)年度には1,681人となっています。

■ 年齢区分別人口と高齢化率の推移

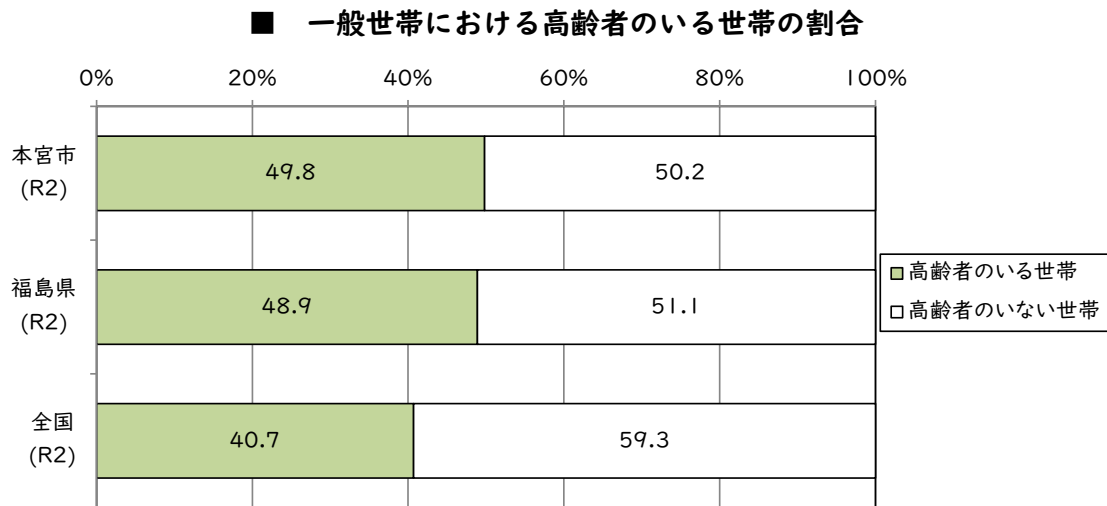


(単位:人)	第7期			第8期		
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
総人口	30,524	30,426	30,150	30,029	29,971	29,826
0~14歳	4,046	3,981	3,886	3,842	3,759	3,677
15~39歳	8,171	8,041	7,885	7,746	7,640	7,560
40~64歳	10,087	10,065	10,004	9,984	10,038	9,975
65歳以上	8,220	8,339	8,375	8,457	8,534	8,614
65~74歳	3,995	4,088	4,199	4,376	4,342	4,328
75~84歳	2,626	2,627	2,549	2,431	2,511	2,605
85歳以上	1,599	1,624	1,627	1,650	1,681	1,681

※住民基本台帳(各年度9月末)
注:出典資料の違いから総合計画等の数値とは異なります

(2) 世帯の概況

令和2(2020)年の本市の一般世帯における高齢者のいる世帯の割合は49.8%と、全国・県の水準を上回っています。



※国勢調査(令和2(2020)年)
※「一般世帯」は総世帯から施設等の世帯(寮、病院、社会施設等)を除いた世帯

また、一般世帯のうち高齢者のいる世帯の状況についてみると、単身世帯・夫婦のみ世帯の割合は、全国・県の水準を下回っており、その他の親族同居世帯の占める割合が高くなっています。

■ 高齢者のいる世帯の状況

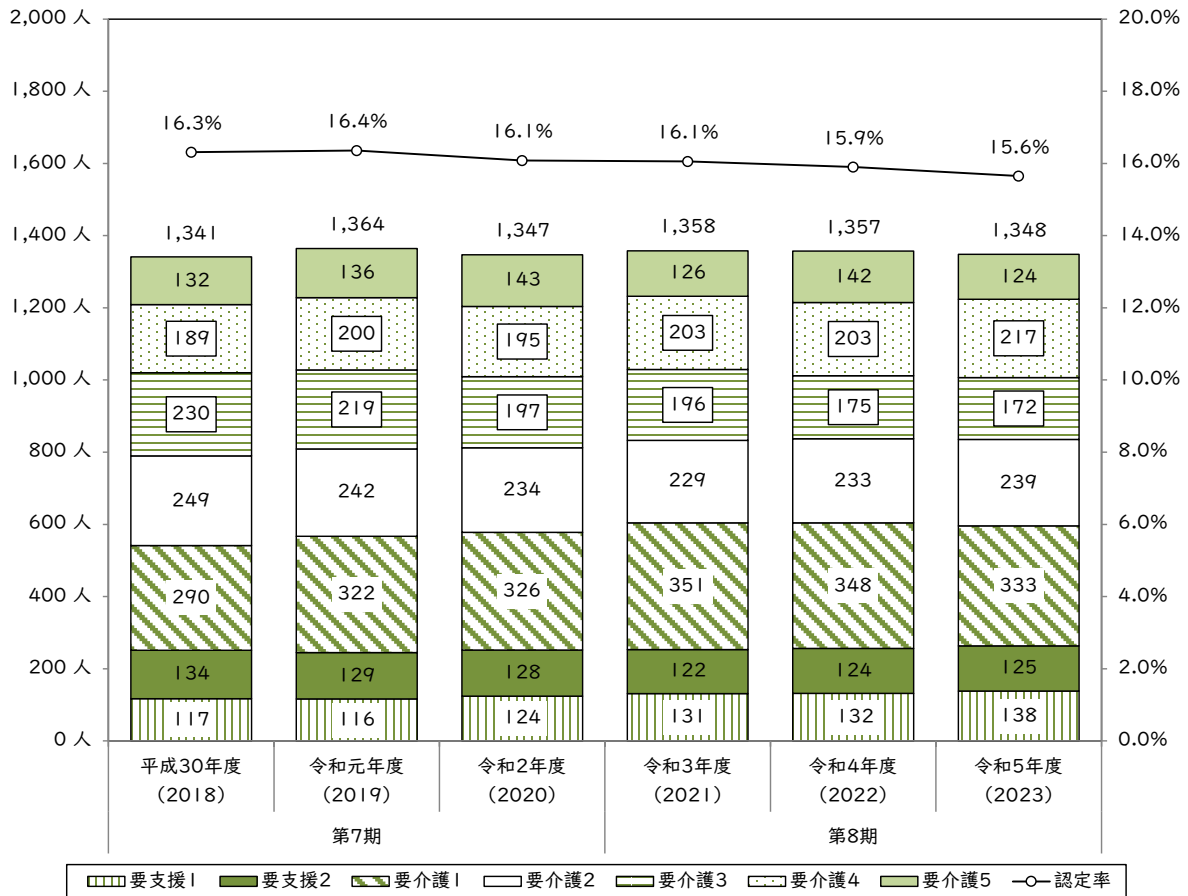
単位:世帯	一般世帯数	高齢者のいる世帯					
			単身世帯・親族世帯			非親族世帯	
			単身世帯	夫婦のみ世帯	その他の親族同居世帯		
本宮市	10,557 (100.0%)	5,261 (49.8%)	5,236 (49.6%)	907 (8.6%)	1,065 (10.1%)	3,264 (30.9%)	25 (0.2%)
福島県	740,089 (100.0%)	361,911 (48.9%)	360,140 (48.7%)	87,168 (11.8%)	90,785 (12.3%)	182,187 (24.6%)	1,771 (0.2%)
全国	55,704,949 (100.0%)	22,655,031 (40.7%)	22,524,170 (40.4%)	6,716,806 (12.1%)	6,848,041 (12.3%)	8,959,323 (16.1%)	130,861 (0.2%)

※国勢調査(令和2(2020)年)

(3) 要支援・要介護認定者の概況

平成30(2018)年度以降の要支援・要介護認定者数の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和5(2023)年度には1,348人となっています。一方で、65歳以上の人口が増加していることから、第1号被保険者数に対する認定率については減少傾向となっており、令和5(2023)年度は15.6%となっています。

■ 区別の要支援・要介護認定者数と認定率の推移（第1号被保険者のみ）



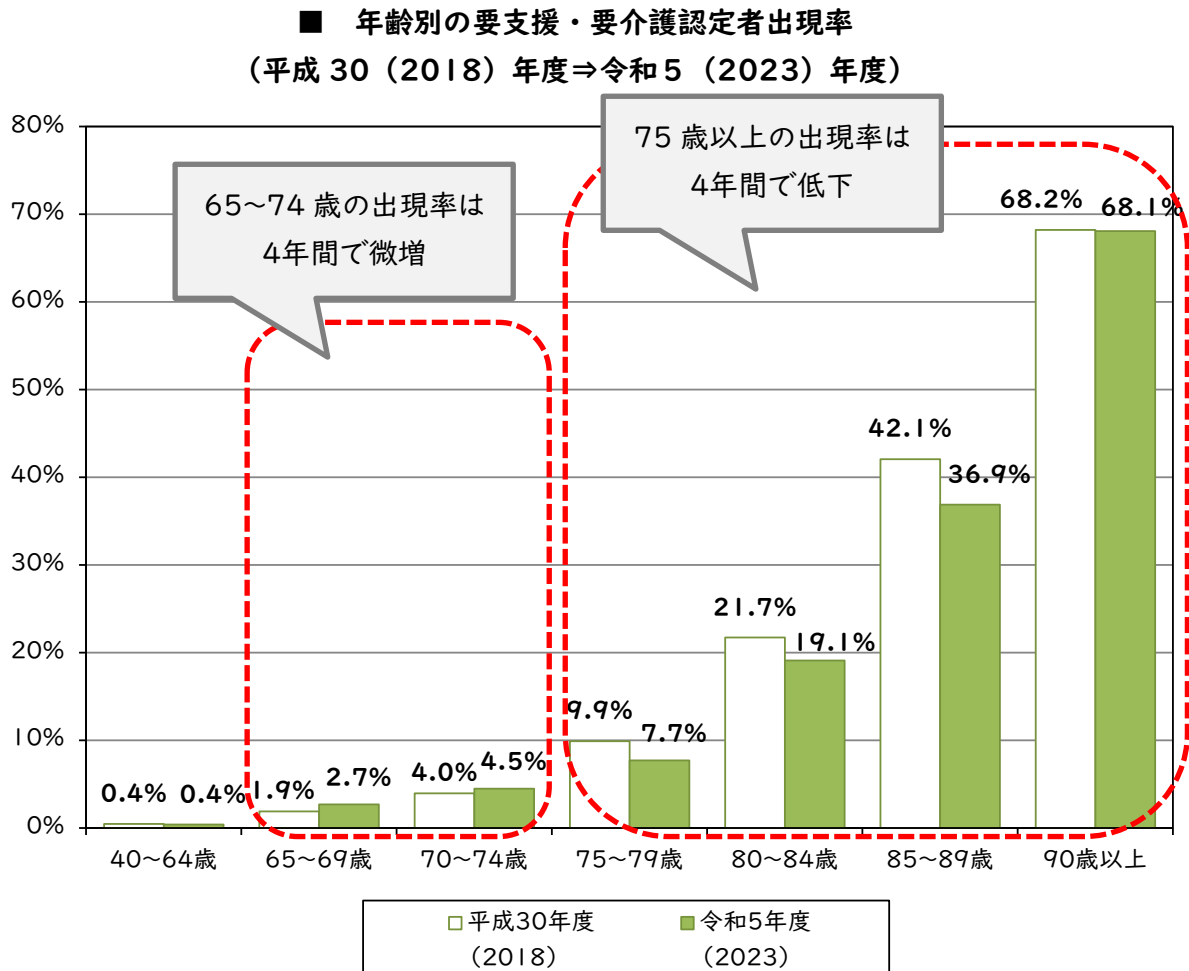
(単位:人)	第7期			第8期		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認定者数	1,341	1,364	1,347	1,358	1,357	1,348
要支援1	117	116	124	131	132	138
要支援2	134	129	128	122	124	125
要介護1	290	322	326	351	348	333
要介護2	249	242	234	229	233	239
要介護3	230	219	197	196	175	172
要介護4	189	200	195	203	203	217
要介護5	132	136	143	126	142	124
認定率	16.3%	16.4%	16.1%	16.1%	15.9%	15.6%

※介護保険事業状況報告月報(各年度9月末)

(4) 要支援・要介護認定者の出現率の変化

令和5(2023)年度の年齢別人口に対する要支援・要介護認定者の出現率をみると、高齢になるほど割合が高く、65~69歳の2.7%に対し85~89歳では36.9%、90歳以上では68.1%となっています。

なお、平成30(2018)年度と比較すると、65~74歳の出現率が増加している一方で、75歳以上の出現率は低下しています。



※介護保険事業状況報告月報(平成30(2018)年、令和5(2023)年9月末)

2 アンケート調査の概要と結果からみる課題

(1) 調査の目的

本調査は、第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定するにあたり、地域の高齢者の生活実態を分析し、高齢者の自立生活を阻む課題（地域課題を含む）や介護ニーズをより的確に把握し、ニーズに合わせた事業展開を行うことを目的として実施しました。

(2) 実施概要

[調査の対象者と配布数]

調査名	対象者	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	65歳以上の市民 (要支援認定者含む)	1,894	1,292	68.2%
在宅介護実態調査	在宅の要介護認定者	712	403	56.6%

[調査方法等]

調査方法	抽出基準日	調査期間
郵送による配布・回収	令和4年12月1日現在	令和5年1月16日(月)～ 令和5年1月30日(月)

(3) 結果からみる課題

[介護予防・日常生活圏域ニーズ調査]

① 家族や生活状況について

○ひとり暮らしや、日中ひとりになる高齢者の割合は年齢階層が高くなるにつれて上昇し、介護が必要な高齢者も多くなることから、見守りや声かけ、地域の通いの場の充実など、孤立を防ぐ取組の充実が必要です。

② からだを動かすことについて

○階段の昇降、外出の状況、転倒など、日常生活に必要な動きができない、不安がある高齢者の割合は年齢階層が高くなるにつれて上昇しており、介護予防・フレイル予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な活動の育成・支援、運動の場づくり等の取組を今後も継続していく必要があります。

○コロナ禍の影響や、転倒不安のある高齢者の割合が上昇していることなどを踏まえ、外出支援策や気軽に参加できる活動の場づくりの充実などと併せて、転倒防止や運動器機能の向上に関する取組なども進めていく必要があります。

③食べることについて

○年齢が高くなるにつれて口腔機能のリスクが上昇する傾向がみられる一方で、定期的な歯科受診、歯磨き、入れ歯の手入れの状況は改善傾向がみられるため、引き続き口腔機能の低下を防ぐための取組を推進していく必要があります。

④毎日の生活について

○年齢階層が高くなるにつれて物忘れが多いと感じる割合は上昇しており、将来的に認知症となる恐れのある方の認知症予防や認知症の早期診断・早期対応に向けた取組を今後も継続していく必要があります。

○公共交通機関を利用した外出や、食品・日用品の買物、預貯金の出し入れ、年金などの書類の記入、病人の見舞いなど年齢階層が高くなるにつれて「できるけどしていない」「できない」「行っていない」割合の上昇が顕著となっています。軽度生活援助サービスや成年後見制度の周知等を今後も継続していく必要があります。

○日中ひとりになる高齢者も多くいることなどを踏まえ、避難行動要支援者制度の周知や地域住民による災害時の支援体制の構築、高齢者の避難訓練への参加促進などを図っていく必要があります。

⑤地域活動などについて

○昨年と比べて外出機会が減少した高齢者も増えているため、身近な地域で、楽しみながら自分に合った活動に参加できるように、自主的な活動への支援や各種活動の周知を図るなど、参加促進を図っていく必要があります。

⑥近所付き合いや助け合いについて

○家族や友人以外の相談相手について、「そのような人はいない」が40.2%と前回調査から8.6ポイント上昇しているため、相談機関の周知や相談につなげられる仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。

○近所付き合いが少なくなり、友人・知人と会う機会も減る中で、電話やメール、ラインを活用した交流や相談対応などの充実を検討していく必要があります。また、住民同士の交流が希薄化する中で、生活支援コーディネーターによる住民同士の助け合いの仕組みづくり活動なども重要性が増しています。

⑦健康について

○現在の健康状態は、『よい』が77.6%、『よくない』が20.0%となっています。加齢や生活習慣による健康課題を捉えつつ、高齢者の健康づくりのための取組を今後も行っていく必要があります。

○オンライン診療の『利用希望率』は28.6%となっていますが、年齢別にみると低い年齢階層ほど利用意向が高くなっています。新たな感染症の発生などに備えるためにも、かかりつけ医と連携しながらオンライン診療の普及を検討していく必要があります。

⑧認知症について

○認知症に関する相談窓口の認知度は28.9%と前回調査から2.9ポイント低下しています。市が開催する認知症サポーター養成講座の認知度、市が開催する認知症講演会や介護予防教室の参加率も低くなっています。認知症に対する理解の促進や認知症予防、容態に応じた医療・介護等の充実が図れるように、認知症に関する事業の周知活動等を推進していく必要があります。

⑨介護予防について

○介護予防やフレイル予防について『関心がある人』は66.0%と、前回調査から13.9ポイント低下しています。高齢者の介護予防やフレイル予防の意識が高まるように、自主的な活動の育成・支援等を進めるとともに、認知症や介護予防の講座の充実や参加しやすくするための取組を検討し、介護予防・重度化防止の取組を広げていく必要があります。

⑩要支援認定や介護保険サービスについて

○保険料負担と介護保険サービスのバランスについては、「介護保険サービスは現状程度とし、保険料も現行程度にしてほしい」が39.3%と最も高く、次いで「介護保険サービス水準を抑えて、保険料を安くしてほしい」が31.4%となっており、高齢者の負担と提供が必要なサービスを鑑み、介護保険料の適切な設定を図っていく必要があります。

⑪高齢福祉施策や介護保険制度について

○新型コロナウイルス感染症流行後に頻度が減った行動は、「外出」が59.5%と最も高く、次いで「近隣住民との交流」「地域の行事参加」が30%~40%台となっています。コロナ禍から回復しつつある中で、地域の交流機会が充実するように取り組んでいく必要があります。

○情報端末機の利用については、65~69歳は約70%がスマートフォンを利用しており、今後の高齢者の生活支援においても有効であると考えられるため、情報端末機の利用にあたってのサポート体制なども検討していく必要があります。

○地域包括支援センターの認知度は54.5%と、前回調査から8.8ポイント上昇しています。一方で、『地域包括ケアシステム』の認知度は10.5%で前回調査から12.8ポイント低下しています。地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては高齢者自身の参加も大切なため、周知を図っていく必要があります。

○今後の住まいの希望については、『現在の住まい』が71.4%となり、人生の最期を迎えたい場所も「自宅」が57.7%と最も高くなっています。住み慣れた自宅での生活を継続することができるよう、介護と医療の連携強化など療養生活の支援体制の充実を図るとともに、高齢者の状況に応じて円滑に高齢者向けの施設に入所・入居できるよう、介護従事者の確保や施設の提供体制の確保を引き続き行っていく必要があります。

○今後充実すべき高齢者施策は、「医療費の自己負担分や介護保険の利用料、保険料などを助成する施策」が48.1%と最も高くなっています。物価上昇が続く中で、高齢者の経済的負担感も上昇していることも踏まえて、今後充実すべき高齢者施策について検討していく必要があります。

[在宅介護実態調査]

①健康に関することについて

- オンライン診療の『利用希望率』は32.8%となり、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査よりも高くなっています。通院の減少は、コロナ禍の影響も一因として考えられますが、病気の予防、進行の防止を図るためにも、オンライン診療の活用などを検討していく必要があります。
- 治療中、または後遺症のある病気は、「認知症」が29.0%と最も高く、認知症対策の重要性がうかがえます。
- 長期療養を行う場合の不安や心配は、「急に症状が変わったときの対応に不安がある」「介護する家族に負担がかかる」が50%台と高くなっています。自宅で最期を迎えたいと考えている高齢者も多いことから、在宅療養の体制整備を図っていく必要があります。

②要介護認定や介護保険サービスについて

- 今後の介護に関する希望については、「自宅で介護サービスを利用しながら暮らしたい」が42.4%と最も高く、「自宅で介護サービスを利用しないで家族介護を中心に暮らしたい」と合計すると『自宅で暮らしたい』は50.3%となっています。自宅での介護が難しい方には、施設等で安心して医療・介護が受けられるような医療・介護体制づくりを今後も行っていく必要があります。

③高齢者福祉施策や介護保険制度について

- 地域包括支援センターの認知度は68.5%と、前回調査から10.0ポイント上昇している一方、『地域包括ケアシステム』の認知度は20.1%で前回調査から1.2ポイント低下しています。地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては高齢者自身の参加も大切なため、周知を図っていく必要があります。
- 自立した生活を続けていくために必要な支援として、「必要な時に施設に宿泊できること」をはじめ、緊急時の支援も含めて介護・医療が連携したサービス体制や相談体制の充実が求められます。
- 今後充実すべき高齢者施策は「医療費の自己負担分や介護保険の利用料、保険料などを助成する施策」「介護者が介護疲れから休息できるサービス等、介護者を支援する施策」といった回答の割合が高く、前回調査からも上昇しており、対応の検討が必要です。

④主な介護者について

- 主な介護者が不安に感じる介護は、「認知症状への対応」が30%台と高くなっており、特に要介護Ⅰは「認知症状への対応」の割合が他の介護度よりも高くなっていることを踏まえ、認知症状への対応が求められます。
- 介護を行う上での悩みは、「将来の介護に不安がある」が50.7%と最も高く、前回調査から8.1ポイント上昇しており、家族全体の状況を鑑みた支援が必要となっています。
- 引き続き、働きながら介護を続けていくことができるよう、事業者や経済団体等とも連携し、仕事と介護の両立に効果的な支援の継続・充実を検討していく必要があります。

3 第9期計画で取り組む重点課題

団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年を見据える中で、本計画期間において取り組むべき重点課題を示します。

重点課題1 高齢者が健やかにいきいきと暮らせる地域づくり

高齢者人口が増加している中で、第1号被保険者数に対する要介護認定率については低下しています。一方で、アンケート調査における介護予防やフレイル予防について『関心がある人』の割合は3年前と比べ低下しており、特に65~74歳の前期高齢者を中心に介護予防等に関する重要性の周知と、関連する取組への参加促進が求められます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、地域における交流や活動の機会が減少している実態がみられます。外出や就業を含めた社会参加は、介護予防につながるだけでなく、高齢期の生きがいにもつながることから、地域の活動への参画機会づくり等が重要となります。

重点課題2 安全・安心に暮らせる地域づくり

全国的に大規模な自然災害や新興感染症が発生する状況においても、介護や支援が必要な高齢者が、必要なサービスや支援を受けることのできる体制づくりが求められている中で、アンケート調査結果から、本市には日中ひとりになる高齢者が多くいる実態が明らかになっていることも踏まえ、災害発生時等に対応できる体制づくりが求められます。

こうした災害時等の対応においては、住民同士の支え合いの力が重要になることから、地域のつながりづくりや支え合い活動の推進が求められます。また、こうした見守り合い、支え合う地域の実現を、虐待防止をはじめとする高齢者の尊厳を守る取組につなげていく必要があります。

重点課題3 認知症に対応できる地域づくり

令和7(2025)年には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になるとされる中で、本市においてもアンケート調査等から認知機能の低下や認知症が原因で要介護認定を受けた方が多い実態が明らかになっています。また、認知症は本人だけでなく、介護を行う家族等にとっても、大きな不安要素となっている一方で、認知症に関する相談窓口の周知が進んでいない状況もみられます。

令和5年(2023)年6月14日に成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法においても、住民に対する正しい知識・正しい理解の普及をはじめ、多様な関連施策の推進が求められていることも踏まえ、本市においても総合的な認知症施策の実施が求められます。

重点課題4 住み続けられる地域づくり

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが、地域包括ケアシステムの目指す方向性となっている中で、本市においても多くの高齢者が「自宅」での暮らしを望んでいることが、アンケート調査から明らかになっています。在宅での暮らしの継続に向けては、本人はもちろん、その家族等を支えるために、本市独自の多様な支援・サービスの提供が求められます。

また、地域包括ケアシステムを構成する主要な要素の1つである住まいについて、必要な支援の在り方等の検討が求められます。

重点課題5 地域包括ケアの支援機能とネットワークの強化

国において、本計画期間の中間年である令和7(2025)年度を目途に、地域包括ケアシステムを構築することが求められている中で、本市においては今後もその深化・推進を進める必要があります。とりわけ同システムの中核機関となる「地域包括支援センター」については、アンケート調査からもその認知度の高まりが明らかになっていることも踏まえ、更なる機能の充実や、関係機関との連携強化が求められます。特にアンケート調査においては自立した生活に向けて「介護・医療が連携したサービス体制や相談体制の充実」が求められていることから、関連する取組の推進について検討していく必要があります。

また、高齢化が進む一方で、これを支える現役世代が今後急減していくことが見込まれている中で、今後も地域包括ケアを支える介護人材の確保が大きな課題になると考えられます。こうした課題解決においては、介護職の魅力発信だけでなく、介護職員の業務負担軽減や就業環境の整備といった取組を事業所と連携し、総合的に進めていく必要があります。

第3章

計画の基本事項・目指す方向

I 基本理念

基本理念

人と地域がつながり

高齢者の笑顔あふれる もとみや

これまで本市では、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えた中長期的な視点で、「自助・互助・共助・公助」を組み合わせながら高齢者を支える仕組みづくりや「見守り、見守られ、支え合う地域」で暮らせる地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むことで、基本理念である「人と地域がつながり高齢者の笑顔あふれる もとみや」の実現をめざしてきました。

本計画の期間においては、団塊の世代が後期高齢者となり今後も介護需要が増加することを見据え、これまで本市が進めてきた地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進が求められています。

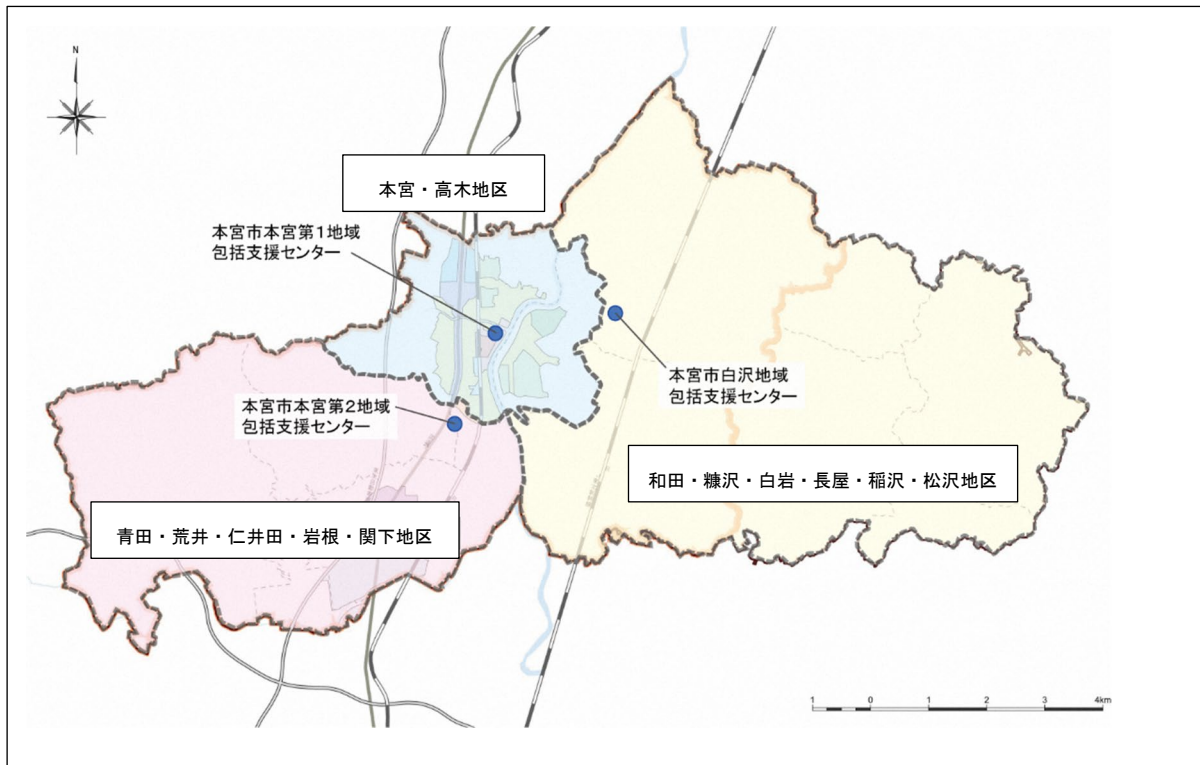
また今後、住み慣れた地域で高齢者が安心して生活していくために、「ウイズ・コロナ」から「アフター・コロナ」に転換する中で、改めて地域のつながりを深め、支え合いの輪を広げるとともに、生涯にわたって健やかに、いきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めることが求められます

こうした点を踏まえ、本計画においてもこれまでの基本理念を継承し、人と地域のつながりを深め、市民の支え合いの力で、高齢者の笑顔あふれるまちを目指します。

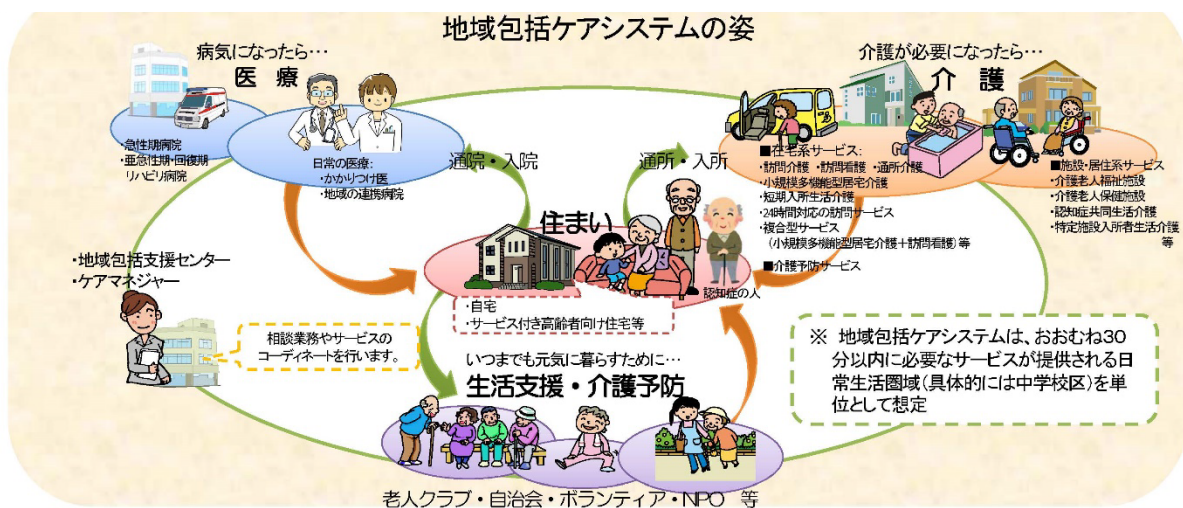
2 日常生活圏域の設定

介護保険法では、市町村介護保険事業計画において、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付など対象サービスを提供するための施設整備の状況やその他の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を定めるものとしています。

本市では平成27(2015)年度より日常生活圏域を3圏域とし、それぞれに地域包括支援センターを設置しています。



なお、高齢者の自立と尊厳を支えるケアを実現するため、令和7(2025)年までに各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を目標としています。



出典:厚生労働省

3 基本目標

基本理念「人と地域がつながり 高齢者の笑顔あふれる もとみや」を実現するために、本計画は5つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 健康でいきいき暮らせる地域をつくる

高齢者の心身の多様な課題に対応しきめ細やかな支援を行うため、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。また、高齢者の社会参加の促進や生きがいつくりを推進し、人との交流や活動の場が広がる地域づくりを目指します。

基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる地域をつくる

災害や感染症の発生状況においても、安心して暮らせる体制の構築を進めるとともに、世代を超えて地域住民が相互に支え合う地域づくりを進めていきます。また、虐待防止や成年後見制度の利用促進など、高齢者の尊厳が守られる地域づくりを目指します。

基本目標Ⅲ 認知症高齢者を支える地域をつくる

認知症基本法の基本理念に基づき認知症の人が尊厳を保持し、希望を持って暮らすことができるよう認知症施策を推進し、認知症の人を含めただれもが個性と能力を十分に発揮し、支え合える地域(=共生社会)の実現を目指します。

基本目標Ⅳ 住み続けられる地域をつくる

市全体で支え合う地域包括ケアの体制づくりを進めるとともに、在宅での暮らしや家族介護者の負担軽減に向けた支援・サービスの充実、高齢期の住まいの確保に関する取組を推進し、医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくりを目指します。

基本目標Ⅴ 持続可能な介護保険事業の運営体制をつくる

高齢者やその家族等の暮らしを支えるために必要な介護保険サービスの提供に向けて、介護人材の育成・確保等の事業者支援に取り組むとともに、介護給付の適正化等により、持続可能な介護保険制度の運営を目指します。

4 施策の体系

本計画の基本理念と、その実現に向けた基本目標、施策について体系図として示します。

基本理念	基本目標	施策の方向
人と地域がつながり 高齢者の笑顔あふれるもとみや	1 健康でいきいき暮らせる地域をつくる	1 健康づくり、介護予防の推進 2 社会参加と生きがいづくりの推進
	2 安全・安心に暮らせる地域をつくる	1 災害時等の支援体制の構築 2 人にやさしいまちづくりの推進 3 権利擁護の推進
	3 認知症高齢者を支える地域をつくる	1 認知症予防と早期対応の推進 2 認知症支援策の充実
	4 住み続けられる地域をつくる	1 支援機能とネットワークの強化 2 高齢期の住まいの確保 3 在宅生活と家族介護者支援の充実
	5 持続可能な介護保険事業の運営体制をつくる	1 持続可能な介護保険事業の運営

施 策

- ①健康づくりの啓発と保健事業の推進
- ②高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- ③介護予防の理解・普及
- ④自主的に介護予防に取り組む体制の整備
- ⑤総合事業の実施

- ①高齢者の多様な活動・交流の支援
- ②高齢者の就労支援
- ③ボランティア活動の支援

- ①安全・安心なまちづくりの推進
- ②災害時における高齢者避難等の備え
- ③災害発生時等の介護サービス提供体制等の確保
- ④緊急時体制への支援
- ⑤介護施設等利用者の安全・安心の確保

- ①人にやさしいまちづくりの推進
- ②地域の担い手の育成支援
- ③見守り・声かけ活動の推進
- ④地域の資源の活用と地域支え合い体制の確立

- ①高齢者の権利擁護に関する相談の充実
- ②高齢者虐待防止の推進
- ③成年後見制度の普及・啓発

- ①認知症に関する理解の促進
- ②認知症に関する相談先等の周知
- ③認知症の本人や家族等の声の把握と発信
- ④予防活動の推進
- ⑤認知症地域支援推進員の配置
- ⑥認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進

- ①認知症に適応した介護サービスの提供
- ②ICT等を活用した見守り体制の充実
- ③家族介護者等への支援
- ④認知症カフェ等の利用促進
- ⑤認知症バリアフリーの推進

- ①医療・介護の連携強化
- ②生活支援基盤整備の推進
- ③地域包括支援センターの充実
- ④地域包括支援センターの適切な運営
- ⑤地域ケア会議の充実

- ①高齢者の居住安定に係る施策との連携
- ②住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の確保

- ①在宅生活の支援の充実
- ②家族介護者への支援の充実

- ①介護職の人材確保支援
- ②介護保険サービス利用の円滑化
- ③介護保険事業の適正な運営
- ④介護給付適正化の推進
- ⑤介護現場の文書負担軽減に向けた取り組み



第4章

高齢者施策の展開

基本目標Ⅰ 健康でいきいき暮らせる地域をつくる

(1) 健康づくり、介護予防の推進

①健康づくりの啓発と保健事業の推進【保健課、子ども福祉課】

市民が健康づくりと生活習慣病予防のための正しい知識等を身につけ、健康づくりに取り組めるように、健康診査・各種がん検診をはじめ、健康教育、健康相談、訪問指導、予防接種などの健康増進事業を引き続き実施して、市民の健康づくりを支援します。

本宮市民元氣いきいき応援プラザ(えぽか)は、健康増進・多世代交流・子育て支援の機能を活かし、高齢者の交流と憩いの場として、健康・ふれあい・生きがい・安心の創出を図っていきます。

市民が自分の健康をセルフマネジメントする力を身につけ、継続して健康づくりを実践していけるように、もとみや健康づくりポイント事業の利用を促進します。

②高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【市民課、保健課、高齢福祉課】

運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、またフレイルのリスクがある方を把握し適切なサービス等につなげるなど、疾病予防・重症化予防のため、後期高齢者への個別的支援(ハイリスクアプローチ)と通いの場等における健康相談(ポピュレーションアプローチ)の取組を進めます。

③介護予防の理解・普及【高齢福祉課】

市や地域包括支援センターが主体となり、元気な高齢者、要支援・要介護になる恐れのある虚弱な高齢者、要支援・要介護状態にある高齢者など様々な状況や段階において、高齢者元氣パワーアップ事業等、出前講座方式で介護予防のきっかけづくりを推進します。

また、介護予防講演会等により高齢者全般を対象に介護予防に関する知識の普及・啓発を行うとともに、専門的な助言を必要とする住民主体の通いの場へリハビリ専門職を派遣するなど、地域における自主的な介護予防に役立つ活動の育成や支援を促進します。特に、認知症に対する高齢者の関心が高まっており、ファイブコグ検査は多くの参加が得られていることから、引き続き開催します。

④自主的に介護予防に取り組む体制の整備【高齢福祉課】

介護予防に関する知識と重要性を高齢者自身が認識し、介護予防に取り組んでいけるように、いきいき百歳体操自主グループへの支援を今後も継続して行い、広く参加を呼びかけます。

また、今後も自主グループの拡充を図るため、周知・広報活動を行います。

⑤総合事業の実施【高齢福祉課】

要支援者等に対して、要介護状態となることの予防又は軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援します。

また、要支援者等の多様なニーズに対し、地域で住民等の多様な主体が参画して多様な生活支援サービスを作ることにより、地域の支え合いの体制を図ります。

《主な事業等》

事業名	もとみや健康づくりポイント事業			関連施策	①	
事業内容	18歳以上の市民を対象に、日々の健康行動の記入、各種健診項目の受診、健康教室・講座の参加でポイントを付与し、ポイントが基準を達成することで健民カードを発行します。					
指標（単位）	実績		見込	目標		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数 (人/年)	115	151	150	160	170	180

事業名	後期高齢者への個別的支援(ハイリスクアプローチ)			関連施策	②	
事業内容	後期高齢者健診の結果から、低栄養防止、糖尿病性腎症重症化予防、その他の生活習慣病重症化予防の対象者を抽出し、訪問等による保健指導を実施します。					
指標（単位）	実績		見込	目標		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
個別支援実施率 (%)	76.9	56.6	60.0	60.0	60.0	60.0

事業名	通いの場等における健康相談(ポピュレーションアプローチ)			関連施策	②	
事業内容	通いの場等において、フレイル予防の観点から、運動・口腔・栄養などの健康教育、健康相談を実施し、必要に応じて適切なサービス等につなげます。					
指標（単位）	実績		見込	目標		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
参加人数 (人/年)	412	394	450	460	470	480

事業名	地域リハビリテーション活動支援事業			関連施策	③	
事業内容	住民主体の通いの場や地域ケア会議で検討された事例に対し、リハビリテーション専門職を派遣します。					
指標（単位）	実績		見込	目標		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
派遣回数(回)	6	4	4	5	5	5

事業名	介護予防事業高齢者元気パワーアップ講座の開催	関連施策	③
事業内容	フレイルが懸念される高齢者等に対して、運動メニューの提案や転倒予防などの介護予防講座、講演会等を開催します。		

事業名	ファイブコグ検査	関連施策	③			
事業内容	認知症に関する関心が高まる中、認知機能の状態を評価する検査を実施し、結果説明会を開催します。					
指標（単位）	実績		見込	目標		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
開催数(回)	1	1	2	2	2	2

事業名	いきいき百歳体操の普及	関連施策	④			
事業内容	介護予防に関する知識の普及・啓発や、地域における自主的な介護予防に役立つ活動として、いきいき百歳体操の普及を行い、自主的な活動を支援します。					
指標（単位）	実績		見込	目標		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
自主グループ数 (グループ)	13	15	16	17	18	19

事業名	介護予防・生活支援サービス事業	関連施策	⑤
事業内容	要支援1・2認定者及びチェックリスト該当者に対し、訪問介護・通所介護事業所において、訪問介護・通所介護サービスを提供しています。		

(2) 社会参加と生きがいつくりの推進

① 高齢者の多様な活動・交流の支援【高齢福祉課】

多世代交流施設において魅力的な事業やイベント等を展開し、施設利用者間の相互交流や利用促進に努めます。

健康づくりや介護予防のため、身近な地域でボランティアや生きがい活動を行える場として取り組んでいる老人クラブの活動を支援します。福寿会及び新生会の老人クラブが高齢化等により年々減少傾向にあるため、継続的な活動ができる体制づくりの支援を行います。

身近な地域に集まれる場であるふれあいサロンを通して地域住民が交流し、見守り・安否確認・助けあい活動などの地域福祉の推進を図るため、継続的に活動を支援します。

高齢者と郡山女子大学の学生による世代間交流のレクリエーションを継続して実施し、心身の活性化及び閉じこもり防止などを図ります。

② 高齢者の就労支援【商工観光課】

働く意欲のある高齢者の就労が広がるように、事業開拓や情報提供等を支援し、シルバー人材センターの利用を促進するとともにシルバー人材センターとの連携を図り、会員数の減少の抑制も含め活動内容の拡大を推進します。

③ ボランティア活動の支援【社会福祉協議会(高齢福祉課)】

ボランティア活動の推進に向け、市社会福祉協議会が中心となって行っている、福祉の啓発活動や各種ボランティア活動について支援します。

《主な事業等》

事業名	多世代交流施設維持管理事業			関連項目	①	
事業内容	「あぶくま憩の家」と「あだたら憩の家」において、交流スペース、入浴施設やマッサージ器、電位治療器等の健康機器、施設の貸し出し（多目的ホール、会議室、研修室等）など、子どもから高齢者まで多世代が交流できる生きがいつくりの施設として利用を促進します。					
指標（単位）	実績		見込	目標		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数 (人/年)	15,729	17,654	12,100	15,000	15,000	15,000

事業名	ふれあいサロン活動補助金			関連項目	①	
事業内容	地域住民が交流し、見守り・安否確認などの地域の福祉力向上及び介護予防や社会参加を促進するため、ふれあいサロンが各種活動事業を行う際の研修バス等の借り上げに要する経費について、補助金を交付します。					

事業名	敬老会開催事業			関連項目	①	
事業内容	多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝福するため、敬老事業を実施します。					
指標（単位）	実績		見込	目標		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
参加率（%）	-	-	16.0	25.0	25.0	25.0

事業名	高齢者いきいき交流事業			関連項目	①	
事業内容	高齢者が郡山女子大学で介護・社会福祉を学ぶ学生とレクリエーション等の活動を通して世代間交流を行い、心身の活性化と社会参加の促進につなげます。					
指標（単位）	実績		見込	目標		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
参加人数（人）	41	44	50	100	100	100

事業名	高齢者ふれあいプラザ維持管理事業			関連項目	①	
事業内容	入浴施設や電位治療器、マッサージ器の利用など、高齢者が楽しめる場所を確保するため高齢者ふれあいプラザを運営し、利用者相互の交流促進と、高齢者の健康増進、介護予防の推進を図ります。					
指標（単位）	実績		見込	目標		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数 (人/年)	10,534	9,276	8,500	10,000	10,000	10,000

事業名	老人クラブ活動支援事業			関連項目	①
事業内容	高齢者の社会参加、福祉の向上、生きがいの高揚を図り、加入者の増加と活動事業の促進に向けた取り組みとして、「本宮市まゆみクラブ連合会」に対し連合会活動事業補助金や福寿会・新生会の単位会に対して活動事業補助金や宿泊研修事業補助金を交付します。また、福祉バスの運行、各種相談や活動事業の支援、広報等を行います。				

事業名	敬老祝金支給事業			関連項目	①
事業内容	長年にわたり、市の発展に寄与した高齢者に敬意を表し長寿を祝福するため、敬老祝金を支給します。77歳、88歳、99歳の高齢者には毎年9月に祝金を支給し、100歳の高齢者には誕生日に贈呈式を開催し祝金と記念品を支給します。				

事業名	福祉バス運行事業			関連項目	①
事業内容	市民の福祉増進及び研修等を目的に、市の事業で用いることのほかに、老人クラブの事業計画に用いる場合や、市の要請した事務事業により市内各種団体が使用する場合などに福祉バスを運行しています。また、月に1～2回程度、市内各地区を巡回しながら高齢者ふれあいプラザへ向かう無料専用バス「ふれあいバス」を運行しています。				

事業名	労働福祉振興事業補助金			関連項目	②
事業内容	高齢者の雇用推進のため、本宮市シルバー人材センターが実施する高齢者雇用対策事業に係る費用のうち、運営に要する経費の一部を補助しています。				

基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる地域をつくる

(1) 災害時等の支援体制の構築

①安全・安心なまちづくりの推進【防災対策課】

詐欺や侵入盗等の犯罪や交通事故など、日常生活の中に潜む危険は多く、高齢者等の被害が増加しています。

そのため、福祉、防災、防犯、交通安全などの様々な分野が連携し、高齢者の日常生活を守るための防災・防犯対策を実施するとともに、緊急時に適切に対応できる安全対策の推進を図ります。

②災害時における高齢者避難等の備え【高齢福祉課】

市防災当局との連携を強化しながら、災害予防、応急対策など市民の安全・安心を守るため事業を継続し、実施します。

また、避難行動要支援者台帳の整備を進めるとともに、制度理解のため居宅介護支援事業所等の協力を得ながら、支援者への情報提供の同意率向上を図ります。

③災害発生時等の介護サービス提供体制等の確保【高齢福祉課】

災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービス等が継続的に提供できるよう、介護事業所における業務継続計画（BCP）策定の義務化や、改正感染症法（高齢者施設等との連携を含めた宿泊療養・自宅療養体制の確保など予防計画の記載事項の充実等）を踏まえ、介護施設や事業所をはじめとした関係機関との連携を進めます。

特に、介護施設や事業所で策定済みの災害に関する具体的な計画の定期的な確認、災害の種類別の避難に要する時間や避難経路等の確認を行うとともに、本市、関係団体、県が連携した災害発生時の支援・応援体制の構築を図ります。

④緊急時体制への支援【高齢福祉課】

ひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応のため、多様な形態の緊急通報装置の整備と普及促進を図ります。また、急病や緊急事態が起こったときの連絡手段を確保するため、地域ボランティアなどの協力員、民生児童委員、介護保険事業者や社会福祉協議会と連携のとれた体制を確保します。

高齢者の日常生活の不安を軽減するため、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯における緊急時対応策として、かかりつけの医療機関や持病の個人情報を保管する救急医療情報キットを給付します。今後も引き続き民生児童委員等の協力を得て、周知のため広報活動を行います。

⑤介護施設等利用者の安全・安心の確保【高齢福祉課】

災害発生時に自力で避難することが困難な方が多く利用する介護施設等の防災・減災対策及び高齢者が重症化する危険性が高い感染症の感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保することが必要となります。

そのため、介護施設等において防災・減災対策等を推進するための改修や整備等の意向がある場合に、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」の活用等について周知・情報提供を行います。

《主な事業等》

事業名	地域支え合い体制づくり事業	関連項目	②
事業内容	自然災害で高齢者等が被害者になる危険が高まっており、本宮市地域防災計画に基づき、災害時予防対策、応急対策で災害時要支援者の支援策の確保を図ります。 ひとり暮らし高齢者や要介護認定者等の災害時要支援者台帳を整備し、災害発生時に迅速な避難・救助活動を行うため、消防、民生児童委員、行政区長等の避難支援等関係者へ要支援者名簿をあらかじめ提供します。 また、災害による被害が想定される地域については、要支援者の個別避難計画の策定を推進します。		

事業名	緊急通報システム運用事業	関連項目	④			
事業内容	65歳以上のひとり暮らし高齢者に向けた緊急通報装置の整備と普及促進を図ります。緊急通報システム運用業務は専門事業者への委託により、平常時の健康相談や定期的な安否確認、機器の導入・撤去・メンテナンス、緊急通報受信後の協力員等関係者への連絡等の業務を行います。					
指標（単位）	実績		見込	目標		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数 (人)	81	77	70	70	70	70

事業名	救急医療情報キット給付事業	関連項目	④			
事業内容	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯における緊急時対応策として、かかりつけの医療機関や持病の個人情報を保管する容器を給付します。					
指標（単位）	実績		見込	目標		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
申込者数 (人)	41	30	40	40	40	40

(2) 人にやさしいまちづくりの推進

①人にやさしいまちづくりの推進【建設課、財政課、生涯学習センター】

道路や公共施設のバリアフリー化を促進し、高齢者の暮らしやすい、活動しやすいまちづくりを目指します。

②地域の担い手の育成支援【高齢福祉課、社会福祉協議会】

市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの養成講座など活動範囲の拡大、情報提供などを行い、活動の活性化を促進し、地域活動を支える人材の確保・育成に取り組みます。

③見守り・声かけ活動の推進【高齢福祉課】

民生児童委員による地域での見回り活動を支援し、連絡・調整に努めます。関係機関との連携(協定)による地域の見守り活動を推進します。

④地域の資源の活用と地域支え合い体制の確立【高齢福祉課】

専門的な生活支援・介護予防サービスの他に、身近な地域で住民等の多様な主体が参画して多様な生活支援サービスを作ることにより、高齢者が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の支え合いの体制づくりに取り組みます。

《主な事業等》

事業名	ごみ出し支援戸別収集事業	関連項目	④
事業内容	家庭ごみを集積所に出すことが困難な高齢者または障がい者で構成される世帯で、親族や近所の方のごみ出しの協力が得られない世帯に対し戸別収集を実施します。		

(3) 権利擁護の推進

①高齢者の権利擁護に関する相談の充実【高齢福祉課】

認知症などにより支援が必要な高齢者が増加する中、地域包括支援センターの業務として高齢者の権利擁護について啓発するとともに、権利擁護に関する総合相談窓口について周知を図ります。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業(あんしんサポート)等の権利擁護を目的とするサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供します。

②高齢者虐待防止の推進【高齢福祉課】

高齢者に対する虐待防止については、本宮市高齢者虐待防止連絡会を設置し、警察などの関係機関との情報交換・情報共有を行うなど、高齢者虐待の発生予防、早期発見に向け、今後さらなる連携強化を図ります。高齢者の虐待対応については、市と地域包括支援センターが相談窓口となり、高齢者や家族が様々な課題を抱え対応が困難な事例、高齢者虐待が疑われる事例については、早期の対応と課題解決のための専門機関を活用しながらケース会議を開催し、虐待防止や高齢者支援に努めます。

高齢者虐待の防止のためには、福祉・保健・医療などの関係機関や地域が、それぞれの立場で、虐待を受けている高齢者等のサインを敏感に察知して気付くことが重要です。高齢者への虐待を発生させない地域づくりのため、市民や介護保険事業所の理解促進に向け、今後も定期的な研修会等を開催し、広く普及・啓発を行うとともに、関係機関等による見守りや介入支援に向けたネットワーク構築を図り、早期発見と対応力向上に努めます。

また、養護者の孤立の解消や介護負担の軽減のための相談支援、虐待やセルフ・ネグレクト等の防止につなげるとともに、虐待が発生した場合の要因分析等、再発防止に取り組みます。

③成年後見制度の普及・啓発【高齢福祉課】

成年後見制度を必要とする方が制度を利用できるよう、本宮市成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度等の普及啓発を図っていきます。

成年後見制度や日常生活自立支援事業(あんしんサポート)について周知を行います。

また、成年後見人の確保に向けて、研修機会等について周知・情報提供を行います。

《主な事業等》

事業名	老人福祉施設入所措置支弁事業	関連項目	①
事業内容	高齢者が介護事業者との「契約」や要介護認定の「申請」等の手続を期待しがたい場合、あるいは、養護者からの虐待があり保護される必要がある場合など、環境や経済的にやむを得ない理由により、在宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、その心身の状況、置かれている環境の状況等を調査し総合的に勘案して、入所判定委員会の審査を経て養護老人ホームへの措置を行います。		
事業名	成年後見制度利用支援事業	関連項目	③
事業内容	市長申し立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申し立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行います。		

基本目標Ⅲ 認知症高齢者を支える地域をつくる

(1) 認知症予防と早期対応の推進

①認知症に関する理解の促進【高齢福祉課】

認知症に対する正しい知識の周知・理解に向けて、地域における認知症の人や家族を応援する認知症サポーターの育成、充実とステップアップ講座を開催し認知症高齢者を支える地域づくりを推進します。

また、毎年9月の世界アルツハイマー月間啓発としてみずいろ公園のライトアップのほか認知症関連の特設図書コーナーなどの設置、認知症介護家族の会等と連携し認知症への社会の理解を深めるとともに、認知症の変化する症状に対応する介護サービス等の周知を図ります。

②認知症に関する相談先等の周知【高齢福祉課】

認知症の相談先として、地域包括支援センターや認知症初期集中支援チームなど各種相談先を周知するとともに、「認知症ケアパス」を活用し、認知症の状態に応じたケアの情報、具体的な相談先や受診先、介護サービスの利用方法等が明確に伝わるよう周知します。

また、ふれあいサロンの参加者等の地域住民を中心に、地域に向けて認知症に関する理解や相談窓口の周知が進むような仕組みについて、検討します。

③認知症の本人や家族等の声の把握と発信【高齢福祉課】

認知症の本人や家族等の意向が関係機関を含めた多様な取組に反映されるように、当事者の声の把握に努めるとともに、本人からの発信の機会が増えるよう検討します。

④予防活動の推進【高齢福祉課】

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、地域において高齢者が身近に通える場を増やすとともに、そのような場での専門職による健康相談等の活動を行い、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことができるよう推進します。

⑤認知症地域支援推進員の配置【高齢福祉課】

地域の認知症支援のコーディネーターとして、認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターへ配置し、認知症施策や認知症に関する事業の企画調整などのほか、認知症ケアパスの作成・普及、認知症カフェの支援、各種相談先と連携しネットワークづくりを推進します。

また、地域支援体制の仕組みづくりのため、認知症サポーター養成講座や認知症の人や家族支援ニーズにあったチームオレンジの構築を図ります。

⑥認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進【高齢福祉課】

認知症の早期診断・早期対応に向けて、認知症専門医、看護師、精神保健福祉士などの多職種の医療と福祉の専門スタッフによる個別訪問を一定期間集中して実施し、認知症高齢者の自立生活のサポートと家族支援を行います。

引き続き、医療や介護サービスにつながらない認知症の疑いのある高齢者の支援のため認知症初期集中支援チームの周知を図ります。

《主な事業等》

事業名	認知症サポーター養成講座			関連項目	①	
事業内容	認知症について正しく理解するための講座を開催し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指します。					
指標（単位）	実績		見込	目標		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
延受講者数 (人)	3,181	3,353	3,403	3,500	3,600	3,700

(2) 認知症支援策の充実

①認知症に適応した介護サービスの提供【高齢福祉課】

認知症の人に対して、一人ひとりの状況に応じた適切な介護サービスを提供できるよう、介護サービス基盤整備や介護人材確保を行うとともに、介護従事者の認知症対応力向上のための認知症介護基礎研修等への積極的な参加促進等の取り組みを推進します。

②ICT等を活用した見守り体制の充実【高齢福祉課】

道に迷う恐れのある認知症高齢者を介護している家族に対して、早期に身元が判明するシールの交付や位置情報端末機を貸与することで、認知症高齢者の事故防止や介護者の負担軽減、地域での見守り体制の充実を図り、高齢者の保護と介護家族の安心を支援するとともに、関連する事業等の周知・広報活動を行います。

③家族介護者等への支援【高齢福祉課】

在宅で認知症高齢者を介護している家族に対して手当を支給するとともに、認知症介護家族会「なごみ会」の活動について周知を図り、認知症高齢者の介護者同士の交流や情報交換を図ることにより、多くの方の参加に向けた普及・啓発を行うなど、介護者の負担軽減につなげます。

また、介護者の心身負担の軽減を図るため、介護者のつどいを実施するとともに、継続して事業の周知のため広報活動を実施します。

④認知症カフェ等の利用促進【高齢福祉課】

ボランティアによる運営のもと、地域包括支援センターごとに3箇所開設されている認知症カフェについて、認知症介護者、当事者の交流の場となっていることから、今後も多くの方が気軽に参加したり、相談ができる場として周知と利用促進を図ります。

⑤認知症バリアフリーの推進【高齢福祉課】

認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活のあらゆる場面での障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取り組みを推進します。

また、認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制や認知症サポーター等を認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(以下「チームオレンジ等」という。)の構築、成年後見制度の利用促進など、地域における支援体制の整備を推進します。

《主な事業等》

事業名	QRコード活用見守り事業					関連項目	②
事業内容	道に迷う恐れのある認知症高齢者を介護している家族に対して、早期に身元が判明するシールを交付することで、認知症高齢者の事故防止や介護者の負担軽減、及び地域での見守り体制の充実を図ります。						
指標（単位）	実績		見込	目標			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
利用者数 (人)	12	19	24	25	25	25	

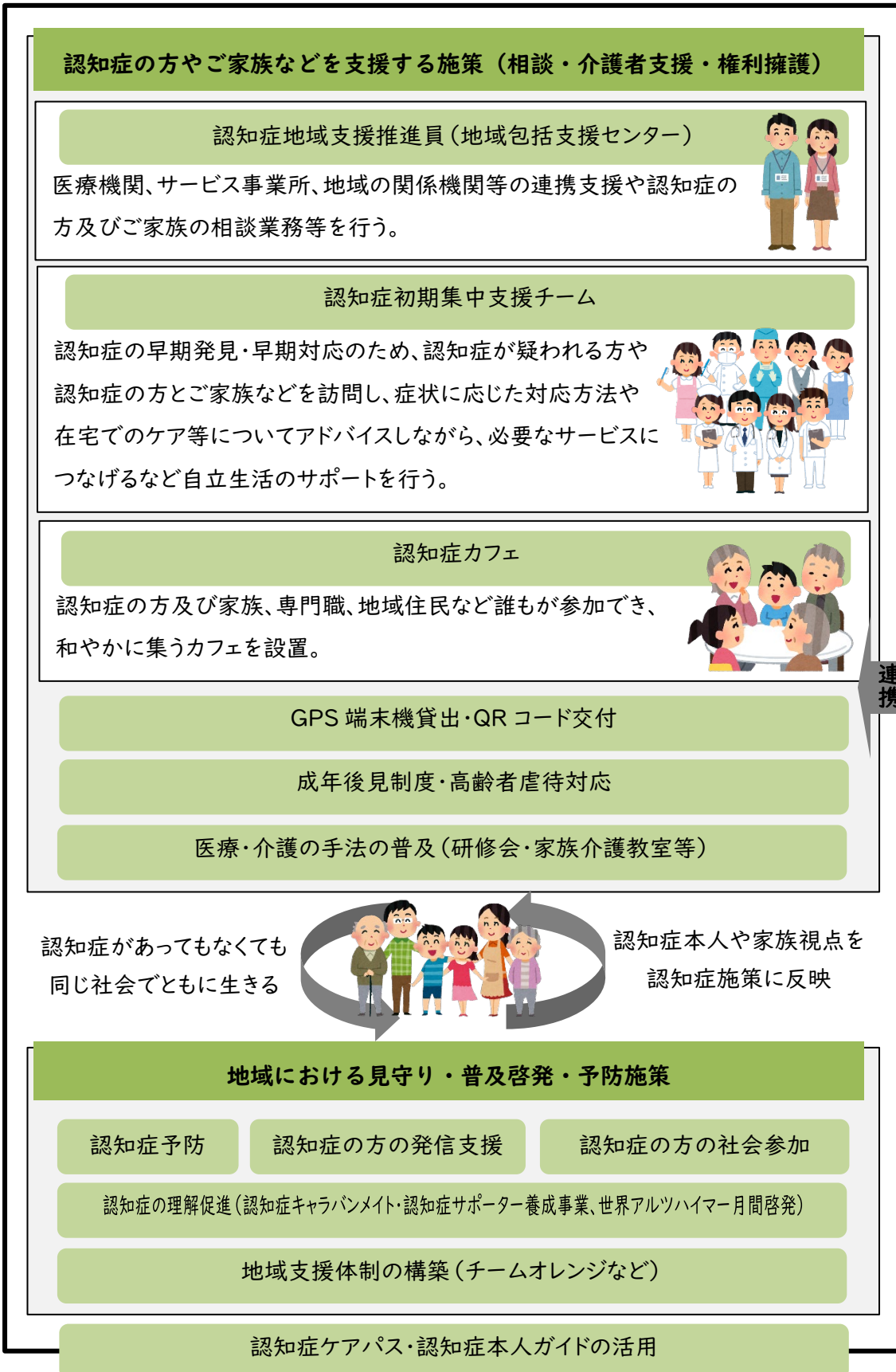
事業名	徘徊高齢者家族支援事業					関連項目	②
事業内容	道に迷う恐れのある認知症高齢者を介護している家族に対して、位置情報端末機を貸与し、その加入料と充電器に係る費用を負担し、認知症高齢者の保護と介護家族の安心を支援します。						

事業名	認知症在宅高齢者介護手当事業					関連項目	③
事業内容	6か月以上日常生活において常時認知症介護を要する高齢者を在宅で介護している家族に、介護手当を支給します。						

事業名	介護者のつどい事業					関連項目	③
事業内容	介護をしている家族の心身負担の軽減を図るため、介護についての講話及び介護者同士の懇談などを行います。						
指標（単位）	実績		見込	目標			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
参加者数(人)	6	14	37	40	40	40	

事業名	認知症地域支援事業補助金（認知症カフェ運営補助）					関連項目	④
事業内容	認知症の人やその家族が集う場として日常生活圏域ごとに設置している認知症カフェに対し、補助金を交付し支援を行います。						

【参考】本宮市の認知症施策の全体像



基本目標Ⅳ 住み続けられる地域をつくる

(1) 支援機能とネットワークの強化

①医療・介護の連携強化【高齢福祉課】

在宅医療と介護を一体的に提供するため、退院調整ルールに必要な見直しに向けて病院・ケアマネジャーと連携した検討や、地域住民への啓発も含めたかかりつけ医や関係機関との連携を図りながら体制づくりに取り組めます。

また、医療関係者・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な援助を行う体制づくりと地域住民の在宅医療・介護連携に関する理解・啓発を進めていきます。

訪問看護や看護小規模多機能型居宅介護など、医療が必要な要介護認定者の在宅生活を支えるサービスについて提供体制の確保を検討します。

在宅医療・介護関係者に対し、必要な知識の向上のために必要な研修や支援を行います。

②生活支援基盤整備の推進【高齢福祉課】

単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、医療、介護のサービスに限らず、地域住民に身近な生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

また、生活支援コーディネーターの配置及び協議体を設置し、地域資源の把握やニーズ、課題等の話し合いを行いながら高齢者の日常生活の支援体制づくりを行い、高齢者の社会参加を一体的に図っていきます。

③地域包括支援センターの充実【高齢福祉課】

高齢者とその家族等にとって身近な相談の場として認知され利用されるように、日常生活圏域ごとに設置した地域包括支援センターについて、休日相談体制を含め周知を図っていきます。

また、地域包括支援センターの質の確保と、居宅介護支援事業所や地域の医療機関を含む関係施設やボランティア等の様々な地域の社会資源との連携連絡・調整などネットワークの構築を図るとともに、ヤングケアラーも含めた家族介護者等の支援に向けて、障害・児童福祉といった福祉分野の関係機関との連携強化に取り組めます。

④地域包括支援センターの適切な運営【高齢福祉課】

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた事業と十分に連携をとり、運営方針を明確にしたうえで効果的・効率的な運営体制の構築を進めるとともに、実施する事業について、評価指標を用いた自己評価や、地域包括支援センター運営協議会等による評価を実施し、質の向上に努めていきます。

<参考:地域包括支援センターの業務>

総合相談支援事業	介護・福祉サービスの総合相談窓口として、市民やサービス事業者等からの相談内容について、行政や関係機関と協議・連携しながら課題解決に取り組みます。
権利擁護事業	虐待への対応、消費者被害、困難事例への対応など市、関係機関と連携して迅速に状況を確認し、適切に対応します。
介護予防ケアマネジメント事業	要支援1.2の方、チェックリスト事業対象者の心身の状況等に応じて、適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行います。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	介護支援専門員の日常的業務に対する助言や困難事例への後方支援を行い、適切な指導・助言を行います。

⑤地域ケア会議の充実【高齢福祉課】

事例検討やケアプランの検討を行う個別課題解決型地域ケア会議を、地域包括支援センターが中心となって開催します。

多職種の専門的な助言を得て個別ケースの支援内容を検討することで高齢者の自立に資するケアマネジメントを実施し、高齢者の生活の質の向上及び自立支援を促進するため、自立支援型地域ケア会議を開催します。

また、上記2つの地域ケア会議から抽出された、高齢者の地域課題の検討や社会整備の検討を行うため、地域包括ケア推進会議を開催します。

<<主な事業等>>

事業名	在宅医療と介護連携推進事業	関連項目	①
事業内容	医療機関と連携しながら、医療・介護サービスの充実に努めます。地域資源の把握、介護と医療の連携についての啓発などに取り組みます。 入退院の際、介護サービスがスムーズに受けられるように、県北医療圏退院調整ルールを継続的に実施します。		

事業名	あんしんセットの配付	関連項目	①
事業内容	要支援・要介護認定を受けた方が、医療や介護のサービスをスムーズに利用できるように退院調整ルールのリーフレット周知と年金手帳・保険証ケースを「あんしんセット」として配付します。		

事業名	生活支援体制整備事業	関連項目	②
事業内容	社会福祉協議会に委託し、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を設置しています。 また、生活支援コーディネーターと協議体を中心に、地域資源の把握及び活用による生活支援サービスの体制づくり、地域支え合い活動と併せて高齢者の社会参加を推進します。		

事業名	地域包括支援センターの運営	関連項目	③④					
事業内容	地域包括支援センターについて幅広く周知を図ります。 地域包括支援センターの基本機能である総合相談、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント支援、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行います。 地域におけるネットワークを構築し、高齢者世帯の適切な支援につなげていきます。							
事業名	自立支援型地域ケア会議の開催	関連項目	⑤					
事業内容	会議において専門職による検討を行い、高齢者の自立に資するケアマネジメントの実施を図ります。							
指標（単位）	実績		見込			目標		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		
検討事例数 (件)	20	11	17	12	12	12		

（２）高齢期の住まいの確保

①高齢者の居住安定に係る施策との連携【高齢福祉課】

地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活の実現が、保健・医療・介護などサービス提供の前提となります。

このため、生活支援・相談、安否の確認、一時的な家事援助、加齢対応構造等を備えた公営住宅その他の高齢者に対する賃貸住宅や老人ホームに関する供給目標などについて、必要に応じて県と連携を図り定めていきます。

また、生活困窮者や社会的孤立など、多様な生活課題を抱える高齢者に対し、生活困窮者自立支援事業や生活保護制度、日常生活自立支援事業(あんしんサポート)との連携を図りながら、住まいと生活の一体的な支援の取り組みを推進します。

②住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の確保【高齢福祉課】

「有料老人ホーム」及び「サービス付き高齢者向け住宅」が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるため、県と連携してこれらの設置状況等の必要な情報を把握します。

また、「有料老人ホーム」及び「サービス付き高齢者向け住宅」の質の確保を図るため、未届けの有料老人ホームは積極的に県に情報提供するとともに介護サービス相談員を活用していきます。

なお、第9期計画期間中に、「有料老人ホーム(住宅型)」は市内に1箇所、整備予定です。

	令和5年度 (2023) 整備状況	第9期における整備見込み		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
有料老人ホーム(住宅型)	箇所	0	1	

(3) 在宅生活と家族介護者支援の充実

①在宅生活の支援の充実【高齢福祉課】

要支援・要介護認定を受けていない在宅高齢者の生きがいづくり活動の支援と身体機能の維持・増進を目的に、生きがいデイサービスを実施します。

また、ひとり暮らし高齢者や要介護認定者等を対象に寝具の洗濯乾燥サービスや配食サービスを継続して実施するとともに、要支援者で日常生活の支援が必要な方を対象に訪問介護員派遣等を行います。

②家族介護者への支援の充実【高齢福祉課】

介護が必要な高齢者だけでなく在宅で介護している家族を支援するために、介護用品購入の助成と介護手当の支給、日常生活用具の給付等を行います。

在宅の虚弱高齢者等を介護者に代わり一時的に保護する必要がある場合、介護福祉施設等への一時的な保護により、高齢者及びその家族の福祉の向上を図ります。

また、介護者が介護中であることを周囲に理解いただくための「介護マーク」の普及を図ります。

《主な事業等》

事業名	高齢者生きがいデイサービス事業			関連項目	①	
事業内容	要支援・要介護認定を受けていない在宅高齢者を対象に、生きがいづくり活動の支援と身体機能の維持・増進を目的に、入浴、食事、機能訓練、趣味やレクリエーションなど様々な活動を通して利用者相互の交流の場を提供する生きがいデイサービスを実施します。					
指標（単位）	実績		見込	目標		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数 (人/日)	16	14.6	16	20	20	20

事業名	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業			関連項目	①	
事業内容	ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、又は要介護認定者であって寝たきり等の方を対象に、寝具の洗濯乾燥サービスを専門事業者へ委託し実施します。					
指標（単位）	実績		見込	目標		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数(人)	193	168	186	190	190	190

事業名	高齢者住宅改修支援事業			関連項目	①	
事業内容	高齢者が自宅での転倒等により要介護等の状態に陥ることを予防するため、要介護認定を受けていない方を対象に、自立した在宅生活の継続を図るための住宅改修に要した経費の一部を助成します。					
指標(単位)	実績		見込	目標		
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
申請件数(件)	34	27	30	30	30	30

事業名	配食サービス事業(生活支援型)	関連項目	①
事業内容	ひとり暮らし、又は支援が必要な高齢者への栄養管理と見守りとして、配食サービスを実施します。		

事業名	訪問介護員派遣事業	関連項目	①
事業内容	身体又は精神上的の障がいがあって日常生活の支援が必要な方を対象に、家庭での生活支援を行う軽度生活援助サービスを実施します。		

事業名	在宅高齢者介護家庭支援事業(在宅高齢者家族介護用品支給)	関連項目	②
事業内容	要介護度4又は5に該当する在宅者を介護している家族に対して、精神的・経済的負担を軽減するため、介護用品引換券を交付し、在宅福祉の増進を図ります。		

事業名	在宅高齢者介護家庭支援事業(在宅高齢者介護手当)	関連項目	②
事業内容	要介護度4又は5に該当する在宅者を介護している家族に対して、介護手当を支給し、在宅福祉の増進を図ります。		

事業名	老人日常生活用具給付事業	関連項目	②
事業内容	長期にわたって在宅で寝たきりの高齢者等に対し、自立した生活の支援や、家族介護の支援のために、電磁調理器、自動消火器等の日常生活用具を給付します。		

事業名	老人短期入所事業(ショートステイ)	関連項目	②
事業内容	在宅の虚弱高齢者等を介護者に代わり、一時的に保護する必要がある場合に、介護福祉施設等に短期間入所するサービスを実施します。		

基本目標Ⅴ 持続可能な介護保険事業の運営体制をつくる

(Ⅰ) 持続可能な介護保険事業の運営

①介護職の人材確保支援【高齢福祉課】

サービス別・職種別の人材不足等の状況も踏まえ、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人材不足対策を進めていきます。

必要となる介護人材の確保に向けて、福島県介護人材確保戦略に基づき県や関係機関と連携しながら、処遇改善、新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、ハラスメント対策を含めた職場環境の改善、教育・研修等の方策を推進していきます。

加えて、必要な介護サービスの提供を確保するために、介護サービス従事者に対する相談体制の確立、介護サービス事業所や医療・介護関係団体等の連携・協力体制の構築、ボランティア活動の振興や普及啓発活動等を通じて地域の特色を踏まえた人材の確保及び資質の向上に取り組んでいきます。

②介護保険サービス利用の円滑化【高齢福祉課】

介護予防や社会参加の機会の拡充を図るためにも、サービスや制度の情報、地域の情報など各種情報が入手しやすく、かつ分かりやすいものとなるよう努めます。

サービスを利用していない市民へも、出前講座などを活用して啓発するとともに、市のホームページや広報紙等で市民への周知を図ります。

新たに認定を申請する方、初めて介護保険サービスを利用したいと検討している方や家族に対し、地域包括支援センターを紹介し、申請手続きやプラン作成などの説明を行っており、今後も新規相談者のみならず継続した相談支援に努めます。

また、必要に応じて、地域密着型サービスの指定の事前同意等による広域利用について、県と連携を図りながら検討を進めます。

③介護保険事業の適正な運営【高齢福祉課】

サービスに係る苦情や相談がある場合において、迅速丁寧な対応ができるような体制整備に努めます。苦情内容がケアプランの変更などのサービス提供事業者の対応や、提供事業者が調整・処理できるものである場合、市の介護保険担当や相談窓口担当が、サービス提供事業者や施設に対し情報を提供し、事業者等が自ら対応します。また、解決が困難な苦情等は、弁護士等と相談、協議・検討し、必要に応じて事業者に指導・勧告を行うなど、適切な方法により解決へ導きます。

また、介護サービス事業者に対して、適正な事業運営に必要な介護保険に関する最新情報等を随時提供するとともに、介護サービスの質の確保・向上に向けて運営指導等を行います。

介護保険サービスの内容や介護保険を取り巻く福祉サービスのあり方など、介護保険事業の運営に関する重要事項について、介護保険運営協議会に意見をいただきながら適正な運営に努めます。

④介護給付適正化の推進【高齢福祉課】

認定調査員間の定期的な情報交換や研修の実施に努め、適正な要介護認定を進めるとともに、高齢者の増加に伴う要介護認定申請件数の増加が見込まれることから、要介護認定制度における業務の簡素化等も踏まえながら、要介護認定を遅滞なく適正に実施するために必要な体制を計画的に整備していきます。

給付適正化主要3事業である「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「縦覧点検・医療情報との突合」を実施し、取組状況の公表に努めます。

特にケアプランの点検については、介護給付適正化システム等を活用しながら、効果的な点検と実施件数の拡大を図ります。また、必要に応じ、リハビリテーション専門職による住宅改修等の点検を実施します。

⑤介護現場の文書負担軽減に向けた取り組み【高齢福祉課】

介護現場におけるICTの活用を進め、介護分野の文書に係る負担軽減を図り、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例を活用した標準化により業務の効率化に取り組みます。

また、本市においても国や県による支援の下、電子申請・届出システム等に合わせたシステム改修等の整備を行い、関係団体等と連携し、ICT等の活用に取り組みます。

《主な事業等》

事業名	介護資格取得支援事業			関連項目	①	
事業内容	介護人材の確保および資質向上を図るため、介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修の資格取得にかかる費用の一部を助成します。					
指標（単位）	実績		見込	目標		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数 (人/年)	-	-	3	3	3	3

事業名	運営指導の実施			関連項目	③	
事業内容	介護サービス事業所等への運営指導により、介護給付等対象サービスの質の確保や向上及び制度運営・保険給付等の適正化を図ります。					
指標（単位）	実績		見込	目標		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
運営指導事業所 (箇所)	5	3	4	4	4	4

事業名	苦情処理体制の構築事業			関連項目	③	
事業内容	介護保険サービスの利用に関する苦情について分析を行い、サービス提供事業者や施設に対し情報を提供します。					

事業名	介護保険運営協議会運営事業	関連項目	③
事業内容	介護保険事業の運営に関する重要事項、各年度の事業成果について、介護保険運営協議会からの意見を踏まえ、制度の円滑な運営を図ります。		

事業名	介護認定審査会運営事業	関連項目	④
事業内容	本宮市で行われる介護認定審査会は、週に1回あだち地方介護認定審査会（二本松市、本宮市、大玉村）が行っています。 保健・医療・福祉の専門家により審査され、介護を必要とする度合い（要介護状態区分）が判定されます。		

事業名	要介護認定の適正化	関連項目	④			
事業内容	指定居宅介護支援事業所、施設又は介護支援専門員が実施した変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容を市職員等が書面等の審査により点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図るために行います。					
指標（単位）	実績		見込	目標		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
点検率(%)	90	82	85	90	90	90

事業名	ケアプランの点検・住宅改修等の点検	関連項目	④			
事業内容	介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容を、事業者からの提出又は事業所への訪問調査等を行い、市職員等の第三者がその内容等の点検及び指導を行うことにより、個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。 住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、利用者の状態確認又は工事見積書の点検を行ったり、竣工後に訪問調査等により施工状況の点検を行います。福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等の点検を行います。					
指標（単位）	実績		見込	目標		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
ケアプラン 点検数(件)	20	17	25	25	25	25
住宅改修の実地 点検数(件)	—	2	2	2	2	2

事業名	縦覧点検・医療情報との突合	関連項目	④			
事業内容	後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。 受給者ごとに複数月にまたがる支払情報（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。 点検を行うことで、請求内容の誤り等を発見し適切な処置を行います。					
指標（単位）	実績		見込	目標		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
点検率(%)	100	100	100	100	100	100

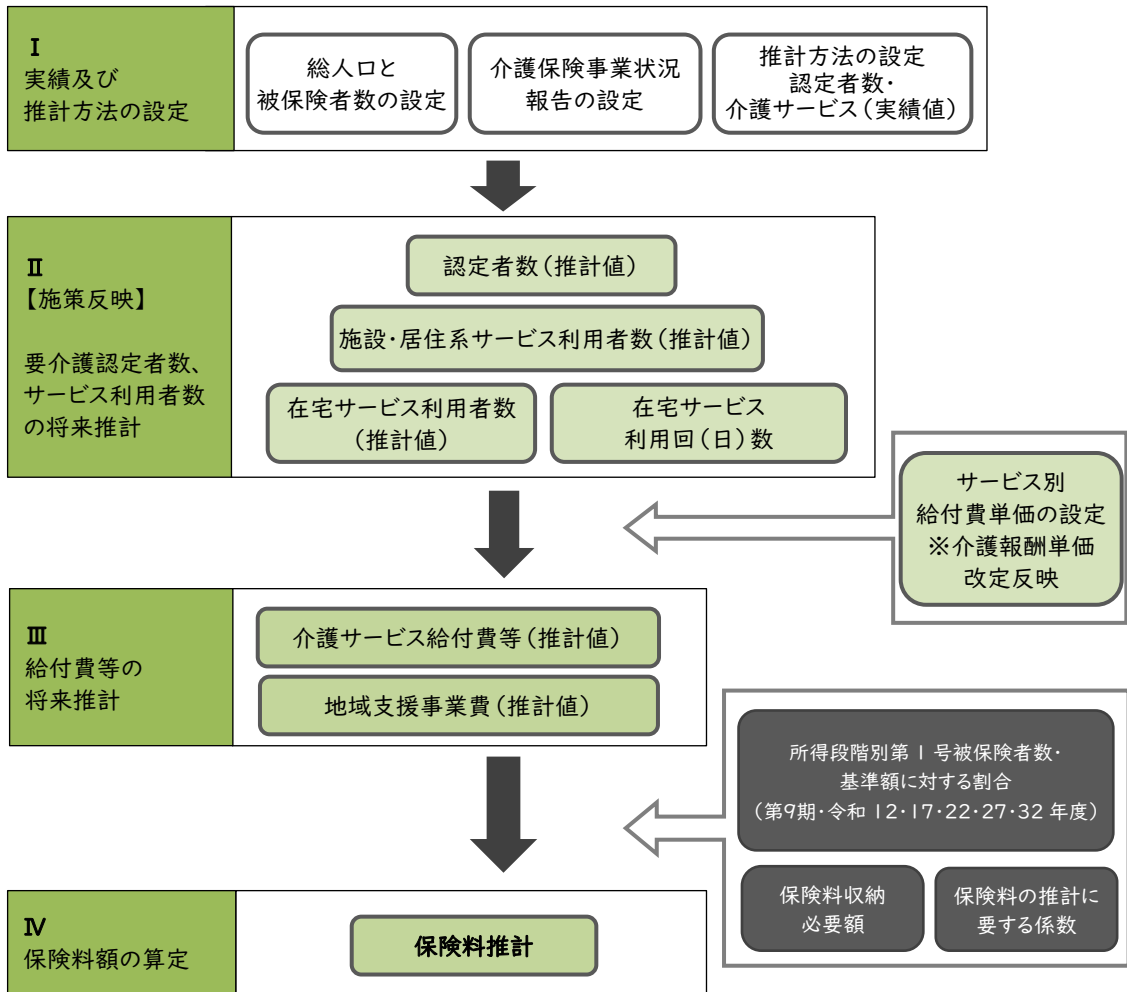
第5章

介護保険料の推計

I 推計方法の手順

本計画の介護保険サービス事業費の推計は、国の提示した算定基準（地域包括ケア「見える化」システム）に基づき、以下の手順において算出しました。

■介護保険料の推計手順



2 人口・認定者数の推計

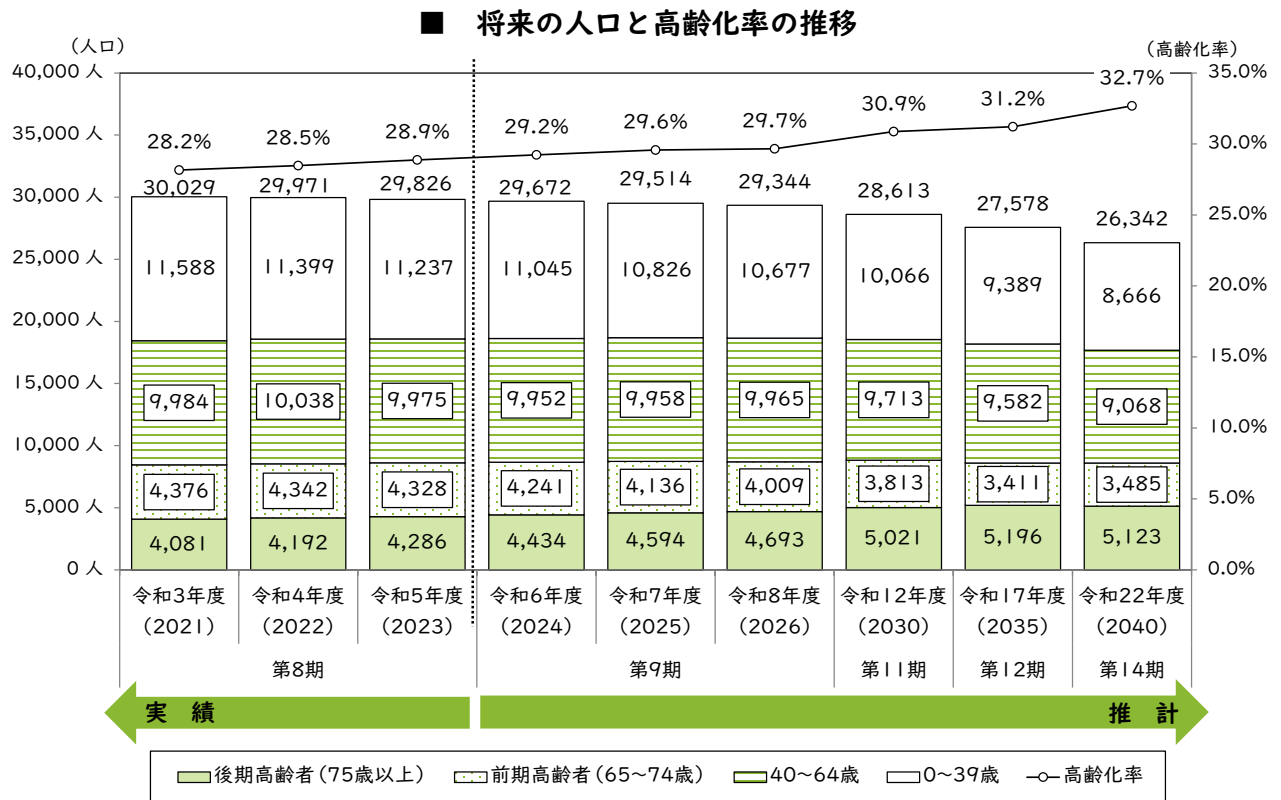
(1) 人口推計

本市の総人口は今後も緩やかな減少傾向で推移し、令和7(2025)年度には29,514人、令和22(2040)年度には26,342人となる見込みです。

40~64歳(第2号被保険者)の人口については令和7(2025)年度に9,958人、令和22(2040)年度には9,068人にまで減少する見込みです。

65歳以上の高齢者(第1号被保険者)人口については、増減を繰り返しながら推移する見込みですが、総人口の減少に伴い、高齢化率は今後も増加し、令和7(2025)年度に29.6%、令和22(2040)年度には32.7%まで上昇することが想定されます。

75歳以上の後期高齢者人口については、令和17(2035)年度頃にかけて増加し、以降は減少に転じ、令和22(2040)年度には5,123人となる見込みです。



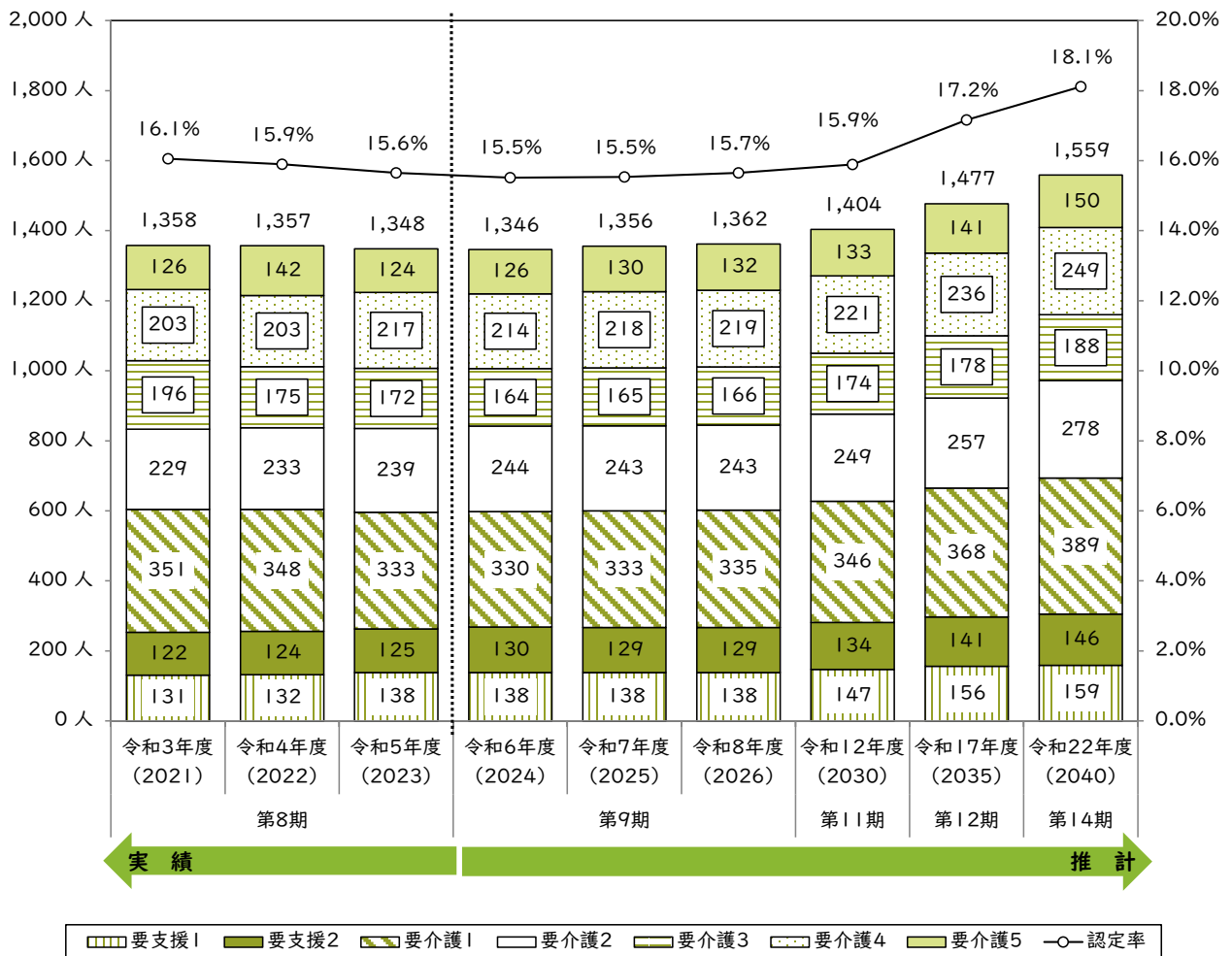
※実績値は、住民基本台帳(各年度9月末)
 ※推計値は、性別・1歳別コーホート変化率法による推計
 注: 出典資料の違いから総合計画等の数値とは異なります

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

第1号被保険者における要支援・要介護認定者数については、75歳以上の後期高齢者人口の増加が見込まれる中で、令和7(2025)年度以降は増加傾向で推移し、令和22(2040)年度には1,559人となる見込みです。

また、認定率については、令和8(2026)年度以降は増加傾向で推移し、令和22(2040)年度には18.1%となる見込みです。

■ 将来の要支援・要介護認定者数と認定率（第1号被保険者のみ）



※資料：実績は住民基本台帳人口及び介護保険事業状況報告月報（各年度9月末）
 ※将来の認定者数は、要介護度別・性別・年齢構成区分別のデータを用い、地域包括ケア「見える化」システムにより推計
 ※認定率は第1号被保険者数に対する認定者全体の比率

3 基盤整備計画

介護保険サービスの提供体制の充実に向け、本計画期間において以下の整備・確保を計画しています。

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1箇所
- 介護老人福祉施設 2床増床

4 介護保険サービス量の見込み

- 令和4・5年度値は介護保険事業状況報告に基づき地域包括ケア「見える化」システムに自動入力された実績値。なお、令和5年度値については令和4年度の各月累計実績に、令和5年度9月末までの累計値と令和4年度の同月までの累計値を比較した変化率を乗じて年度累計が見込まれており、実際の値とは異なる場合がある。
- 令和6年度以降は地域包括ケア「見える化」システムを用いた推計値となる。

第9期（令和6年度～令和8年度）の介護保険サービス利用量の見込みについては、要支援・要介護認定者数の増加が見込まれる中で、令和5年度の実績等から居宅サービスや地域密着型サービスを中心に、増加傾向で推移することを見込んでいます。

(1) 予防給付利用量の見込み

予防給付	第8期		第9期			第14期
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	37.6	88.6	110.6	110.6	110.6
	人数(人)	6	9	10	10	10
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	177.9	202.8	219.4	220.6	223.0
	人数(人)	19	23	26	26	26
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	5	3	3	3	3
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	21	23	25	26	26
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	7.8	7.2	7.2	7.2	7.2
	人数(人)	1	3	3	3	3
介護予防短期入所療養介護 (老健)	日数(日)	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	101	121	135	135	135
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	3	2	3	3	3
介護予防住宅改修	人数(人)	2	2	2	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	2	1	1	1	1
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	1	2	2	2	2
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	1	1	1	1	1
(3) 介護予防支援						
	人数(人)	125	139	153	156	156

※回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

(2) 介護給付利用量の見込み

介護給付		第8期		第9期			第14期
		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
(1) 居宅サービス							
訪問介護	回数(回)	2,257.3	2,175.6	2,208.0	2,311.9	2,373.5	2,466.7
	人数(人)	140	148	155	160	163	178
訪問入浴介護	回数(回)	101.5	95.7	95.4	106.6	114.3	93.1
	人数(人)	26	24	25	28	30	25
訪問看護	回数(回)	433.3	723.1	842.9	864.3	889.4	914.5
	人数(人)	69	80	84	87	89	91
訪問リハビリテーション	回数(回)	469.8	566.7	587.5	619.7	642.6	663.6
	人数(人)	48	61	64	65	67	71
居宅療養管理指導	人数(人)	52	67	70	72	75	75
通所介護	回数(回)	1,820.3	1,691.3	1,587.8	1,621.7	1,598.2	1,873.5
	人数(人)	207	198	198	204	203	237
通所リハビリテーション	回数(回)	805.1	851.5	877.3	909.8	916.7	1,048.3
	人数(人)	117	130	134	139	140	160
短期入所生活介護	日数(日)	654.7	696.2	676.5	691.9	708.7	776.3
	人数(人)	75	80	81	82	83	94
短期入所療養介護 (老健)	日数(日)	114.9	142.5	144.2	140.9	147.9	175.5
	人数(人)	16	23	23	22	23	27
短期入所療養介護 (病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数(人)	384	398	399	416	424	479
特定福祉用具購入費	人数(人)	7	7	7	8	8	8
住宅改修費	人数(人)	3	6	7	8	8	8
特定施設入居者生活介護	人数(人)	20	23	24	24	25	28
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	6	7	8	17	22	23
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数(回)	716.0	893.9	912.0	923.2	919.6	1,073.0
	人数(人)	85	109	113	117	118	137
認知症対応型通所介護	回数(回)	184.9	192.3	192.3	198.7	198.7	206.0
	人数(人)	18	18	18	19	19	20
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	19	20	21	22	22	22
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	64	65	65	65	64	73
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	人数(人)	186	186	188	188	188	208
介護老人保健施設	人数(人)	131	122	122	122	122	137
介護医療院	人数(人)	1	23	23	23	23	30
介護療養型医療施設	人数(人)	0	0				
(4) 居宅介護支援	人数(人)	564	568	567	587	604	689

※回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

5 総給付費の推計

第9期（令和6年度～令和8年度）の給付費については、介護保険サービス利用量の増加見込みや、介護報酬単価の改定等を踏まえ、第8期計画期間より増加することを見込んでいます。

（1）総給付費の見込み

単位：千円	第8期		第9期			第14期
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
予防給付費	40,254	47,923	53,467	54,234	54,314	61,740
介護給付費	2,089,908	2,197,851	2,241,693	2,290,397	2,307,822	2,580,266
総給付費	2,130,162	2,245,773	2,295,160	2,344,631	2,362,136	2,642,006

※年度間累計の金額

（2）予防給付費の見込みの内訳

予防給付 (単位：千円)	第8期		第9期			第14期
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
(1) 介護予防サービス	29,678	35,459	40,054	40,637	40,717	45,895
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,849	3,866	4,846	4,852	4,852	5,380
介護予防訪問リハビリテーション	5,907	6,733	7,384	7,433	7,513	8,386
介護予防居宅療養管理指導	486	307	311	311	311	311
介護予防通所リハビリテーション	8,420	10,666	11,839	12,365	12,365	13,388
介護予防短期入所生活介護	552	637	646	647	647	862
介護予防短期入所療養介護（老健）	106	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	8,645	10,643	11,883	11,883	11,883	13,550
特定介護予防福祉用具購入費	914	686	1,216	1,216	1,216	2,088
介護予防住宅改修	1,632	1,357	1,357	1,357	1,357	1,357
介護予防特定施設入居者生活介護	1,166	564	572	573	573	573
(2) 地域密着型介護予防サービス	3,777	4,865	4,933	4,939	4,939	6,021
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,486	2,130	2,160	2,163	2,163	3,245
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,291	2,734	2,773	2,776	2,776	2,776
(3) 介護予防支援	6,799	7,599	8,480	8,658	8,658	9,824
合 計	40,254	47,923	53,467	54,234	54,314	61,740

※年度間累計の金額

(3) 介護給付費の見込みの内訳

介護給付 (単位:千円)	第8期		第9期			第14期
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
(1) 居宅サービス	595,985	626,638	636,205	657,937	668,690	734,613
訪問介護	85,367	81,367	83,887	87,990	90,424	93,336
訪問入浴介護	14,731	13,940	14,085	15,757	16,895	13,778
訪問看護	29,706	44,579	51,921	53,765	55,180	56,274
訪問リハビリテーション	15,600	18,853	19,795	20,924	21,702	22,306
居宅療養管理指導	6,403	7,948	8,427	8,642	8,985	9,120
通所介護	166,737	162,323	154,646	158,134	155,522	182,702
通所リハビリテーション	86,649	89,561	92,625	96,368	97,232	110,524
短期入所生活介護	63,404	68,938	67,888	70,090	72,117	77,467
短期入所療養介護(老健)	15,273	18,816	19,229	18,860	19,857	23,539
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	58,871	59,774	58,261	61,006	62,383	69,728
特定福祉用具購入費	2,477	3,011	3,011	3,414	3,414	3,414
住宅改修費	3,556	3,977	4,979	5,463	5,463	5,463
特定施設入居者生活介護	47,212	53,552	57,451	57,524	59,516	66,962
(2) 地域密着型サービス	352,354	375,052	386,784	408,406	411,979	453,941
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	12,355	11,852	14,329	29,926	37,072	35,922
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	73,620	86,342	89,243	90,814	90,379	105,675
認知症対応型通所介護	20,022	21,524	21,828	22,490	22,490	23,459
小規模多機能型居宅介護	49,789	50,706	53,582	57,111	57,111	55,359
認知症対応型共同生活介護	196,567	204,627	207,802	208,065	204,927	233,526
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス	1,042,076	1,093,223	1,115,167	1,116,578	1,116,578	1,265,947
介護老人福祉施設	575,414	583,617	598,367	599,124	599,124	666,549
介護老人保健施設	462,147	421,403	427,352	427,893	427,893	482,562
介護医療院	4,515	88,203	89,448	89,561	89,561	116,836
介護療養型医療施設	0	0				
(4) 居宅介護支援	99,494	102,938	103,537	107,476	110,575	125,765
合 計	2,089,908	2,197,851	2,241,693	2,290,397	2,307,822	2,580,266

※年度間累計の金額

6 標準給付費等の見込み

(1) 標準給付費

第9期(令和6年度～令和8年度)の総給付費や特定入所者介護サービス費等給付額等を含む標準給付費については、74億4千万円程度を見込みます。

(単位:円)	第9期			第14期
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
総給付費【A】	2,295,160,000	2,344,631,000	2,362,136,000	2,642,006,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後) 【B(B'+B'')】	84,391,024	85,108,792	85,475,378	96,032,678
特定入所者介護サービス費等給付額【B'】	83,216,287	83,817,995	84,179,021	96,032,678
制度改正に伴う財政影響額【B''】	1,174,737	1,290,797	1,296,357	0
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)【C(C'+C'')】	51,305,137	52,484,043	52,875,084	58,124,132
高額介護サービス費等給付額【C'】	50,493,520	51,581,882	51,966,992	58,124,132
高額介護サービス費等の見直し等に伴う財政影響額【C''】	811,617	902,161	908,092	0
高額医療合算介護サービス費等給付額【D】	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000
算定対象審査支払手数料【E】	2,187,081	2,234,249	2,250,932	2,517,659
標準給付費見込額 (A+B+C+D+E)	2,440,043,242	2,491,458,084	2,509,737,394	2,805,680,469
	7,441,238,720			

(2) 地域支援事業費

第9期(令和6年度～令和8年度)の地域支援事業費については、4億円程度を見込みます。

(単位:円)	第9期			第14期
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護予防・日常生活支援総合事業費	57,801,836	59,794,736	61,351,746	54,797,791
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	55,912,591	56,267,079	56,086,612	55,480,758
包括的支援事業(社会保障充実分)	18,496,057	18,613,325	18,553,626	18,366,000
地域支援事業費	132,210,484	134,675,140	135,991,984	128,644,549
	402,877,608			

■ 介護予防・生活支援サービス事業の見込み

		第9期			第14期
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
訪問介護相当サービス	サービス費(千円)	14,157,984	14,452,942	14,747,900	13,462,637
	人数(人)	48	49	50	46
通所介護相当サービス	サービス費(千円)	37,655,158	39,315,130	40,596,512	34,227,280
	人数(人)	108	113	116	98

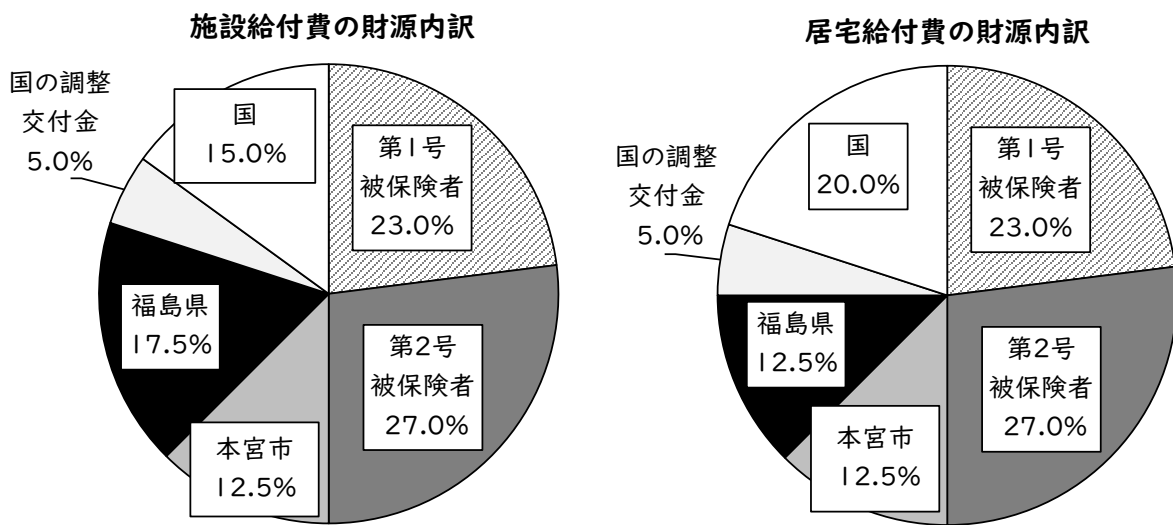
(3) 財源構成

介護保険制度は、国、地方自治体、40歳以上の住民のそれぞれの負担により、社会全体で高齢者の介護を支える社会保険制度です。

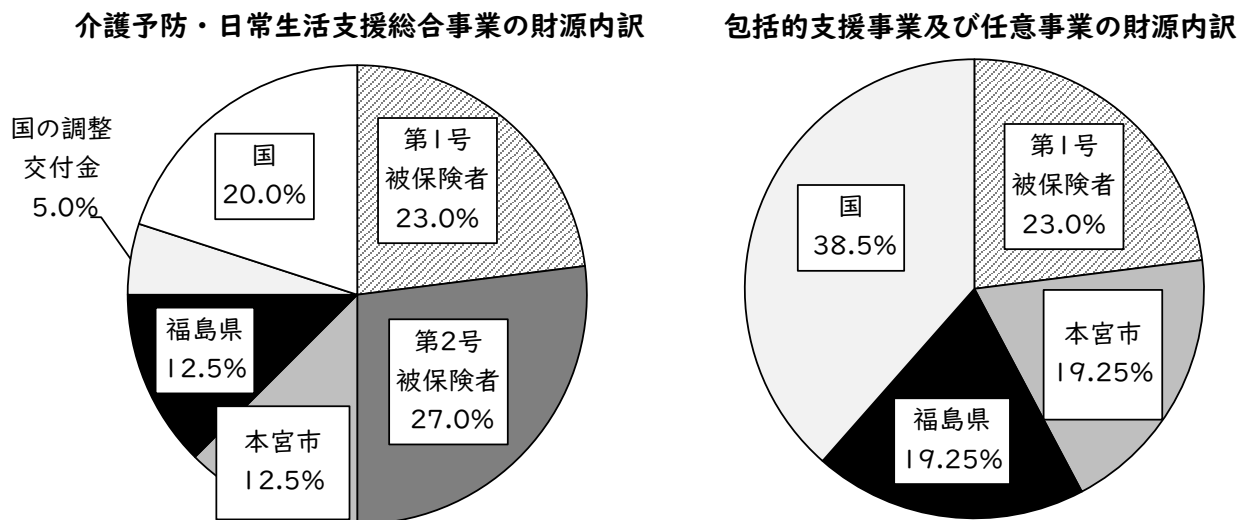
介護保険のサービス提供に要する費用は、利用者の自己負担分を除き、約半分が公費(税金)で、残りの半分が40歳以上の被保険者の保険料でまかなわれます。

40歳以上の被保険者の保険料の負担割合は、第9期においては第8期と同様に、第1号被保険者(65歳以上の方)が23%、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)が27%となります。

■ 介護給付費の財源内訳



■ 地域支援事業費の財源内訳



7 第1号被保険者の介護保険料

■ 第1号被保険者の保険料基準月額

区分 (単位:円)	第9期 合計
標準給付費見込額(A)	7,441,238,720
地域支援事業費(B)	402,877,608
標準給付費見込額+地域支援事業費(C) ※C=A+B	7,844,116,328
第1号被保険者負担分相当額(D) ※D=C×0.23	1,804,146,755
調整交付金相当額(E)	381,009,352
調整交付金見込額(F)	274,574,000
財政安定化基金償還金(G)	0
準備基金取崩額(H)	54,600,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(I)	23,070,000
保険料収納必要額(J) ※J=D+E-F+G-H-I	1,832,912,107
予定収納率(K)	98.80%
所得段階別加入割合補正後の被保険者数(L)	26,653
第1号被保険者の保険料基準月額(M) ※M=J÷K÷L÷12	5,800

■ 所得段階別第1号被保険者の保険料

段階設定	保険料率	保険料(円)			所得・その他要件
		年額	月割額		
第1段階	基準額 ×0.285	19,900	1,650	非課税世帯	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方
第2段階	基準額 ×0.485	33,800	2,810		世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超~120万円以下の方
第3段階	基準額 ×0.685	47,700	3,970		世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方
第4段階	基準額 ×0.90	62,700	5,220	課税世帯	本人が住民税非課税(世帯に課税の方がいる)で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方
第5段階	【基準額】	69,600	5,800		本人が住民税非課税(世帯に課税の方がいる)で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方
第6段階	基準額 ×1.20	83,600	6,960		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	基準額 ×1.30	90,500	7,540		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方
第8段階	基準額 ×1.50	104,400	8,700		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方
第9段階	基準額 ×1.70	118,400	9,860		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方
第10段階	基準額 ×1.90	132,300	11,020		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方
第11段階	基準額 ×2.10	146,200	12,180		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方
第12段階	基準額 ×2.30	160,100	13,340		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方
第13段階	基準額 ×2.40	167,100	13,920		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方

◇第1号保険料負担における低所得者の保険料上昇の抑制に向け、公費による軽減割合が次のように設定されています。

- ・第1段階:0.455⇒0.285に軽減
- ・第2段階:0.685⇒0.485に軽減
- ・第3段階:0.69⇒0.685に軽減

※今後、制度改正等により、軽減の内容が変更になる場合があります。

◇月割額は年間保険料額を12ヵ月で割った金額です。



第6章

推進方策と評価体制

I 計画の立案・運用に関するPDCAサイクルの推進

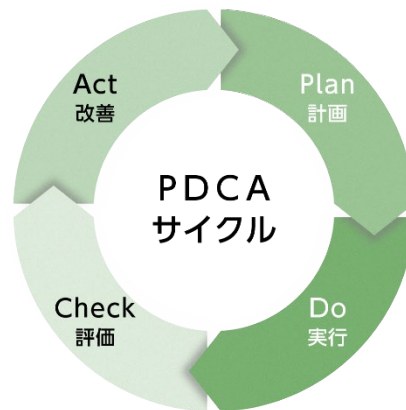
高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みを推進するため、PDCAサイクルを活用して本市の保険者機能の強化を図ります。高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みにおいては、地域課題を分析し、地域の実情に即した目標設定を行い、目標に対する実績評価を行うこと及び評価結果を公表するよう努めます。

(1) 計画の推進及び点検の体制

今後の超高齢社会に対応し、誰もができる限り自立した生活を送れるよう、介護保険体制等を本計画に沿って適切かつ確実に実施することが重要となります。

各施策の進捗状況の確認は、データの利活用の環境整備を進めながら、庁内で定期的に状況把握と点検を行います。また、介護保険事業の運営は、必要に応じて本宮市介護保険運営協議会の協力を得ながら、介護保険事業及び高齢者福祉に関する必要な施策等についてPDCAサイクルを活用し、点検・評価を行います。そして、評価結果に基づいて必要な計画内容の見直しを行います。加えて、利用者である市民が介護サービスに満足しているか、しっかりとした自立支援がされているかについてケアプランの確認、サービスの質の評価、その他多方面からの確認を行います。

■PDCAサイクルのイメージ図



2 保険者機能強化推進交付金等の活用

保険者機能強化推進交付金等の概要	<p>平成29(2017)年の法改正により、地域包括ケアシステムを推進し制度の持続可能性を維持するための保険者機能の強化を目的に、保険者が地域の課題を分析して自立支援、重度化防止に取り組むことが制度化されました。</p> <p>これを受けて、平成30(2018)年度より市町村や都道府県の様々な取り組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを推進するための「保険者機能強化推進交付金」が創設されました。</p> <p>また、令和2(2020)年度には、新たな予防・健康づくりに資する取り組みに重点化した「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。</p>
------------------	--

そのため、保険者機能強化推進交付金等を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取り組みを進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種取り組みの一層の強化を図っていきます。

■ 保険者機能強化推進交付金等の評価結果（2023年度）

評価指標の項目	配点	本宮市	平均値	
			福島県	全国
I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	170	160	72.6	104.1
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	1,775	1,000	809.2	933.9
(1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等	100	65	39.4	58.4
(2) 地域包括支援センター・地域ケア会議	165	95	85.8	95.4
(3) 在宅医療・介護連携	120	75	63.4	88.6
(4) 認知症総合支援	140	110	71.6	91.3
(5) 介護予防／日常生活支援	560	205	223.2	276.5
(6) 生活支援体制の整備	90	60	53.7	58.4
(7) 要介護状態の維持・改善の状況等	600	390	272.0	265.2
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	240	80	84.3	117.9
(1) 介護給付の適正化等	120	65	54.2	64.6
(2) 介護人材の確保	120	15	30.1	53.3
合計	2,185	1,240	966.1	1,155.9



Ⅰ アンケート調査結果

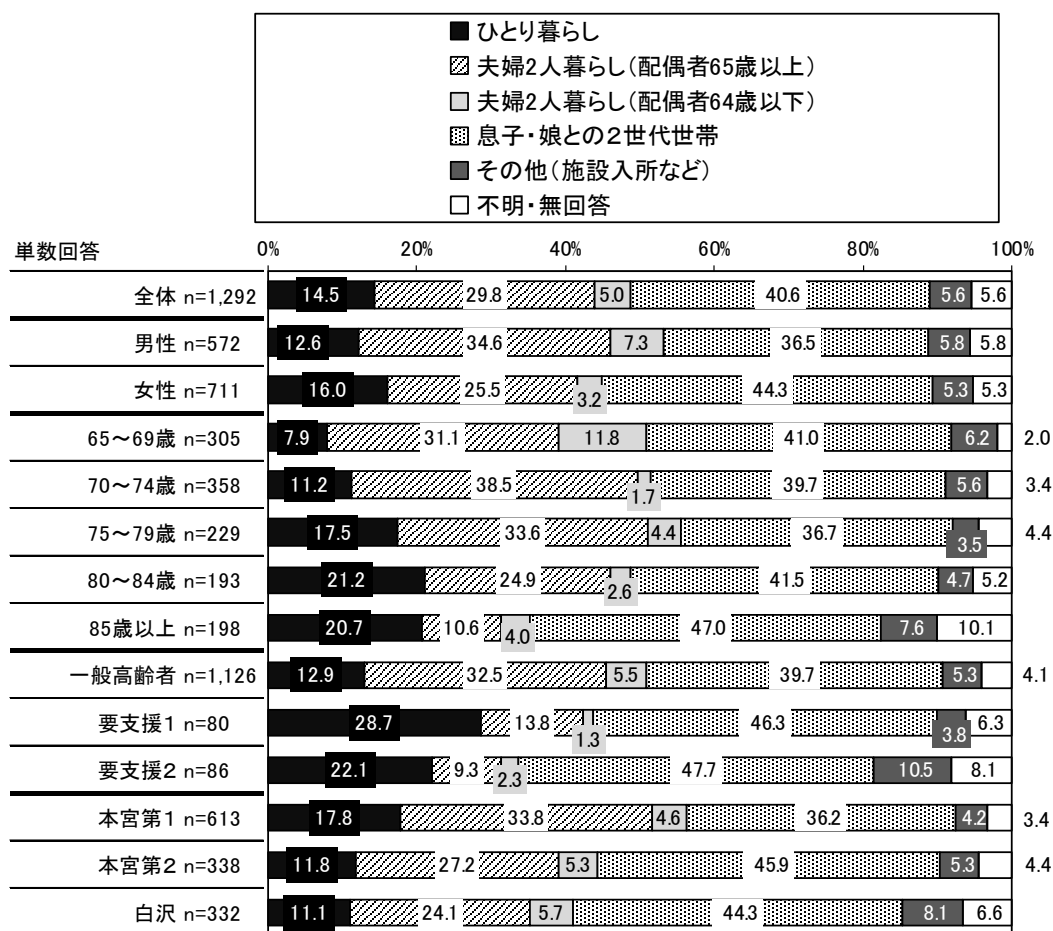
(1) 調査結果の総括

[介護予防・日常生活圏域ニーズ調査]

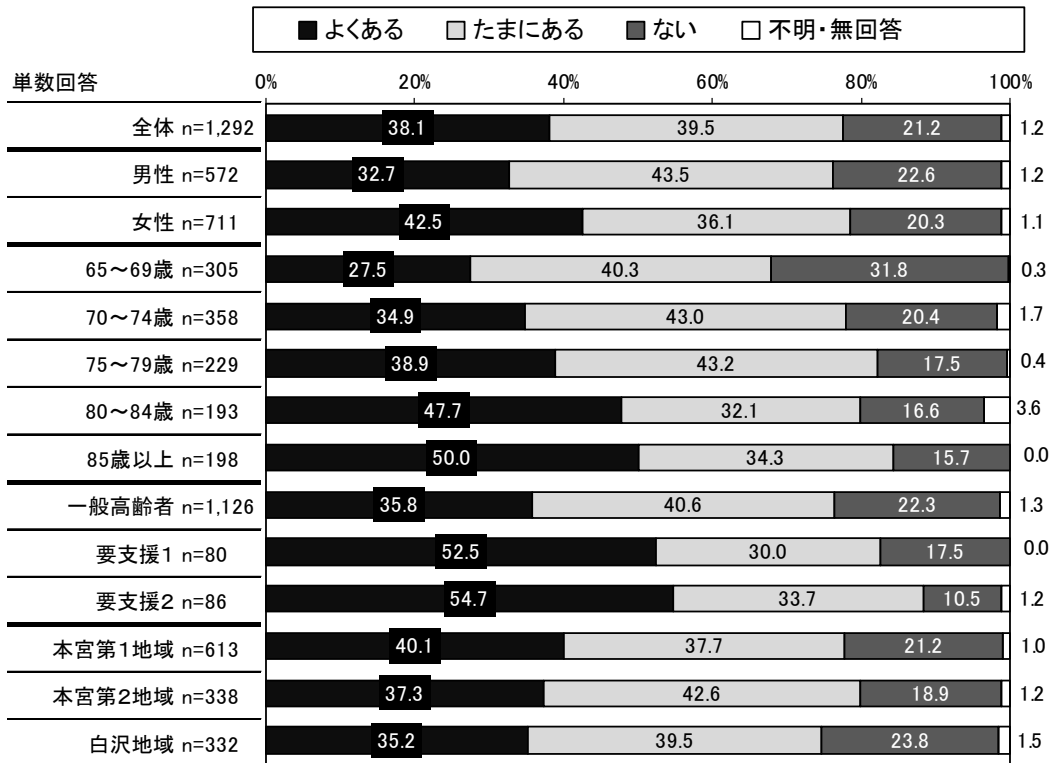
① 家族や生活状況について

- 家族構成は、「息子・娘との2世代世帯」が40.6%と最も高く、次いで「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が29.8%、「ひとり暮らし」が14.5%となっていますが、年齢階層が高くなるにつれて「ひとり暮らし」の割合が上昇する傾向がみられます。
- 日中、ひとりになることは、「たまにある」「よくある」が40%弱となっていますが、年齢階層が高くなるにつれて「よくある」という割合が上昇しています。
- 介護・介助の必要性については、「介護・介助は必要ない」が80.7%と高い割合ですが、年齢階層が高くなるにつれて低下し、『何らかの介護・介助が必要』な割合が上昇しています。
- ひとり暮らしや、日中ひとりになる高齢者の割合は年齢階層が高くなるにつれて上昇し、介護が必要な高齢者も多くなることから、見守りや声かけ、地域の通いの場の充実など、孤立を防ぐ取り組みの充実が必要です。

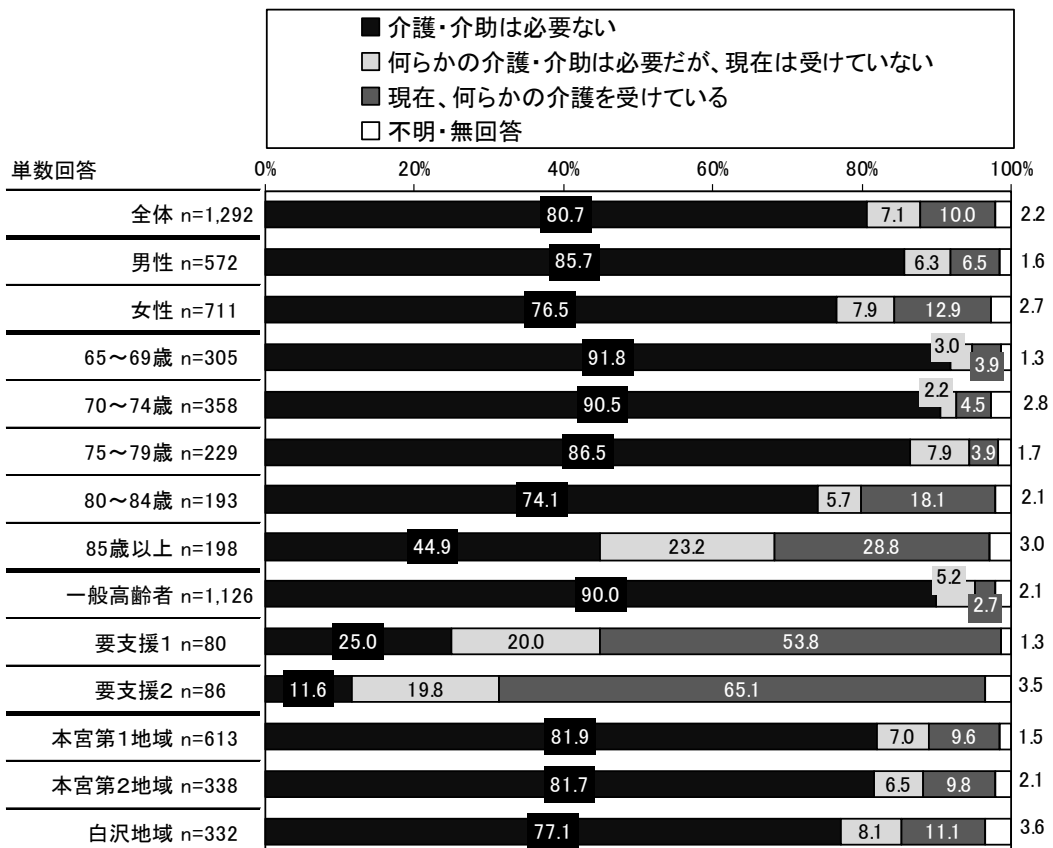
■ 家族構成



■ 日中、ひとりになること



■ 介護・介助の必要性

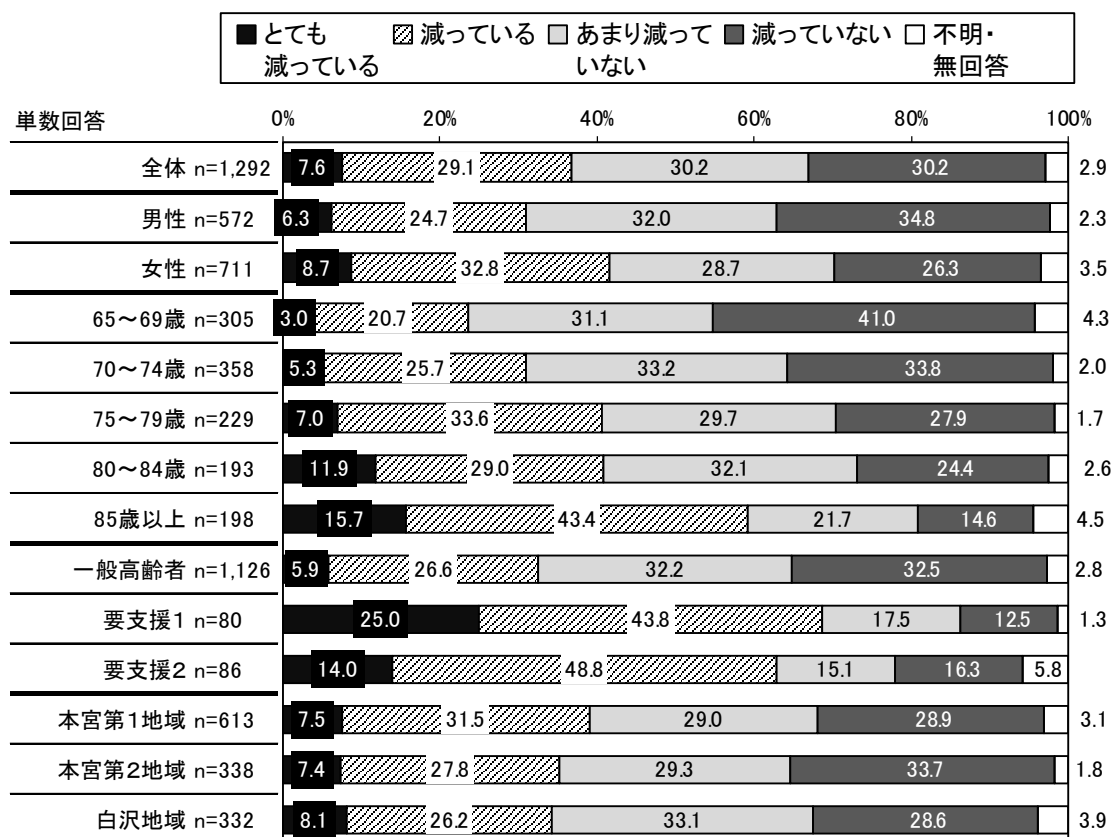


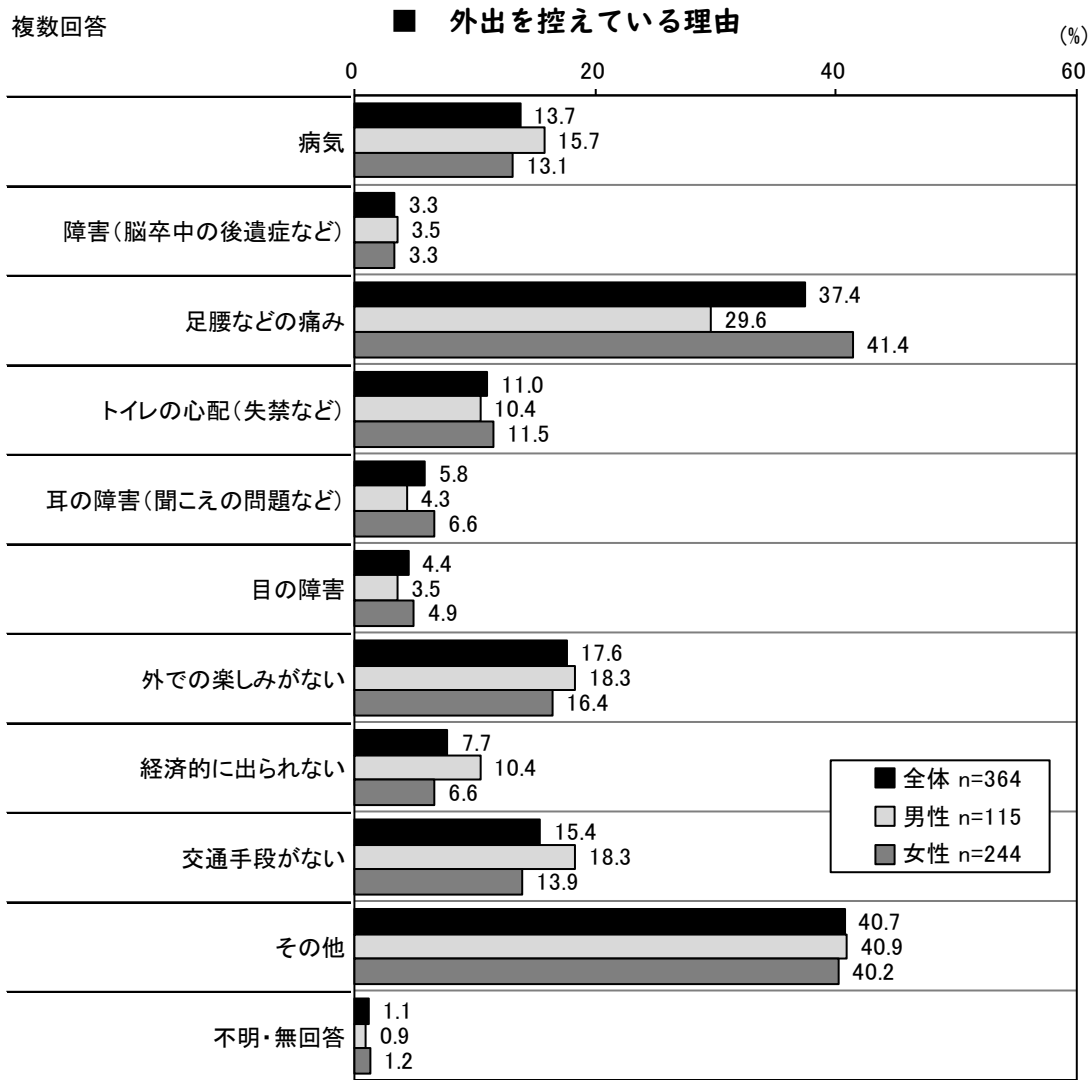
②からだを動かすことについて

○からだを動かすことについては、後述の「12 高齢者リスク判定分析」の運動器機能や転倒、閉じこもりなどに関連しますが、階段の昇降、外出の状況、転倒など、日常生活に必要な動きができない、不安がある高齢者の割合は年齢階層が高くなるにつれて上昇しています。介護予防・フレイル予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な活動の育成・支援、運動の場づくり等の取り組みを今後も継続していく必要があります。

○昨年と比べて外出状況については、『減っている』が36.7%となり、前回調査(26.7%)から10.0ポイント上昇しています。外出を控える理由では、「足腰などの痛み」が37.4%最も高い割合となっていますが、コロナ禍の影響もあると考えられます。また、転倒不安のある高齢者の割合も上昇していることなどを踏まえ、高齢者が安心して外出できるように、外出支援策や気軽に参加できる活動の場づくりの充実などとあわせて、転倒防止や運動器機能の向上に関する取り組みなども進めていく必要があります。

■ 昨年と比べて外出の回数が減っているか





③ 食べることについて

○ 食べることについては、後述の「12 高齢者リスク判定分析」の低栄養や口腔機能と関連しますが、口腔機能に関する質問では、年齢が高くなるにつれてリスクが上昇する傾向がみられます。定期的な歯科受診、歯磨き、入れ歯の手入れの状況は改善傾向がみられるため、引き続き口腔機能の低下を防ぐための取り組みを推進していく必要があります。

④毎日の生活について

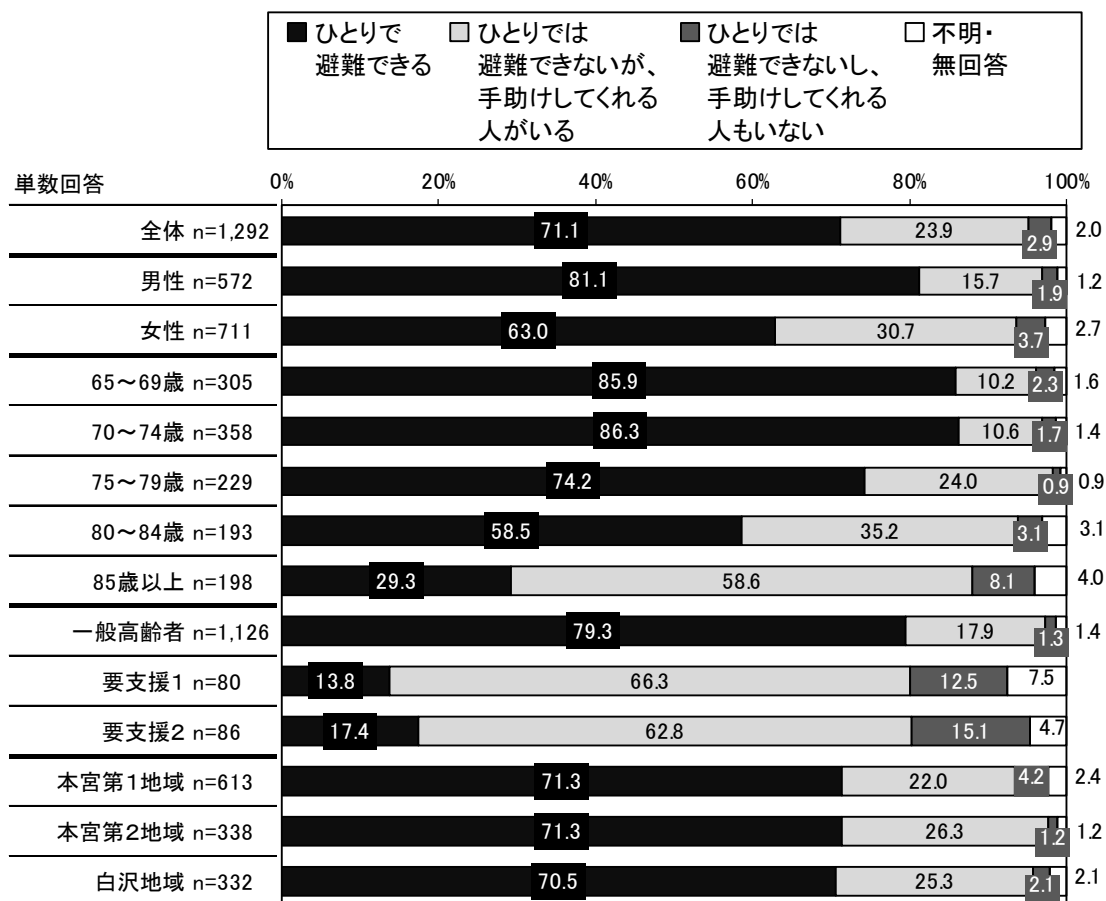
○物忘れ等の質問については、後述の「12 高齢者リスク判定分析」の認知機能とも関連しますが、年齢階層が高くなるにつれて物忘れが多いと感じる割合は上昇しており、将来的に認知症となるおそれのある方の認知症予防や認知症の早期診断・早期対応に向けた取り組みを今後も継続していく必要があります。

○日常生活に関する質問は、後述の「12 高齢者リスク判定分析」のIADL(手段的日常生活動作)や知的能動性、社会的役割と関連しますが、おおむね年齢階層が高くなるにつれて「できるけどしていない」「できない」「行っていない」といった割合が上昇しています。中でも、公共交通機関を利用した外出や、食品・日用品の買物、預貯金の出し入れ、年金などの書類の記入、病人の見舞いなどは顕著となっています。軽度生活援助サービスや成年後見制度の周知等を今後も継続していく必要があります。

○災害時の避難については、「ひとりで避難できる」が71.1%と多数を占めていますが、日中ひとりになる高齢者も多くいることなどを踏まえ、避難行動要支援者制度の周知や地域住民による災害時の支援体制の構築、高齢者の避難訓練への参加促進などを図っていく必要です。

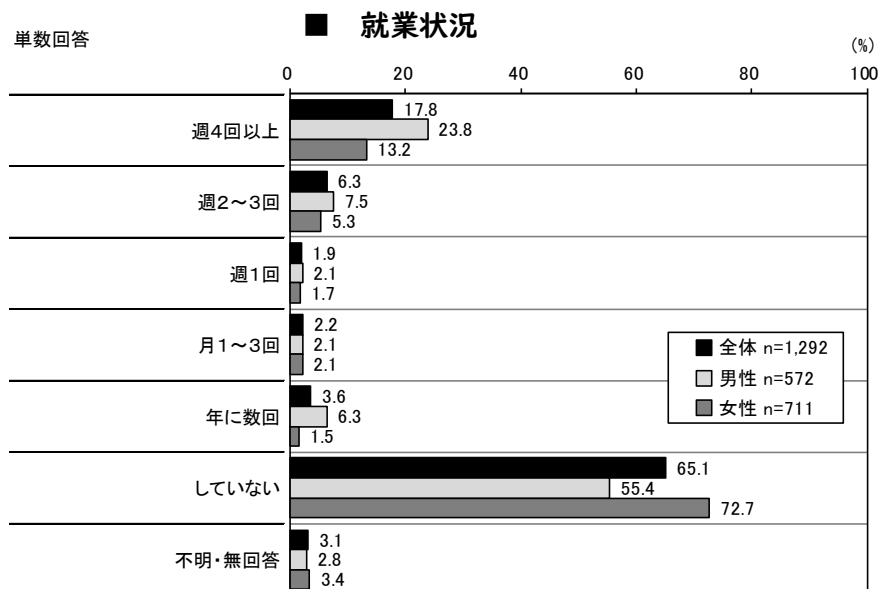
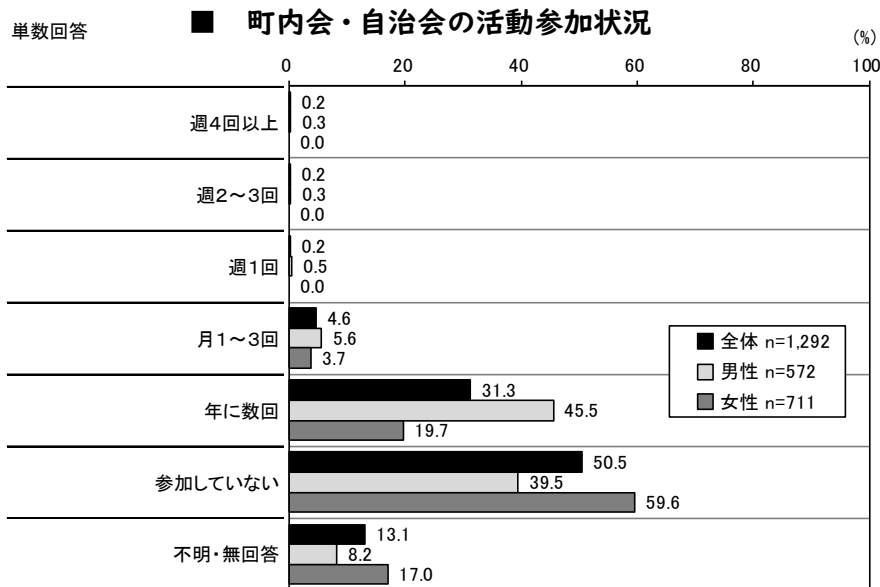
○暮らしの中での困りごとは、「大型ゴミの処分」「庭の手入れ」「外出の際の移動手段」が上位に挙がっていますが、全体的に女性の割合が高く、高齢になるほど割合が上昇しています。身体的な機能低下やひとり暮らしは年齢が高くなるほど多くなるため、日常生活の支援の充実を図っていく必要があります。

■ 避難する場合に手助けをしてくれる人の有無

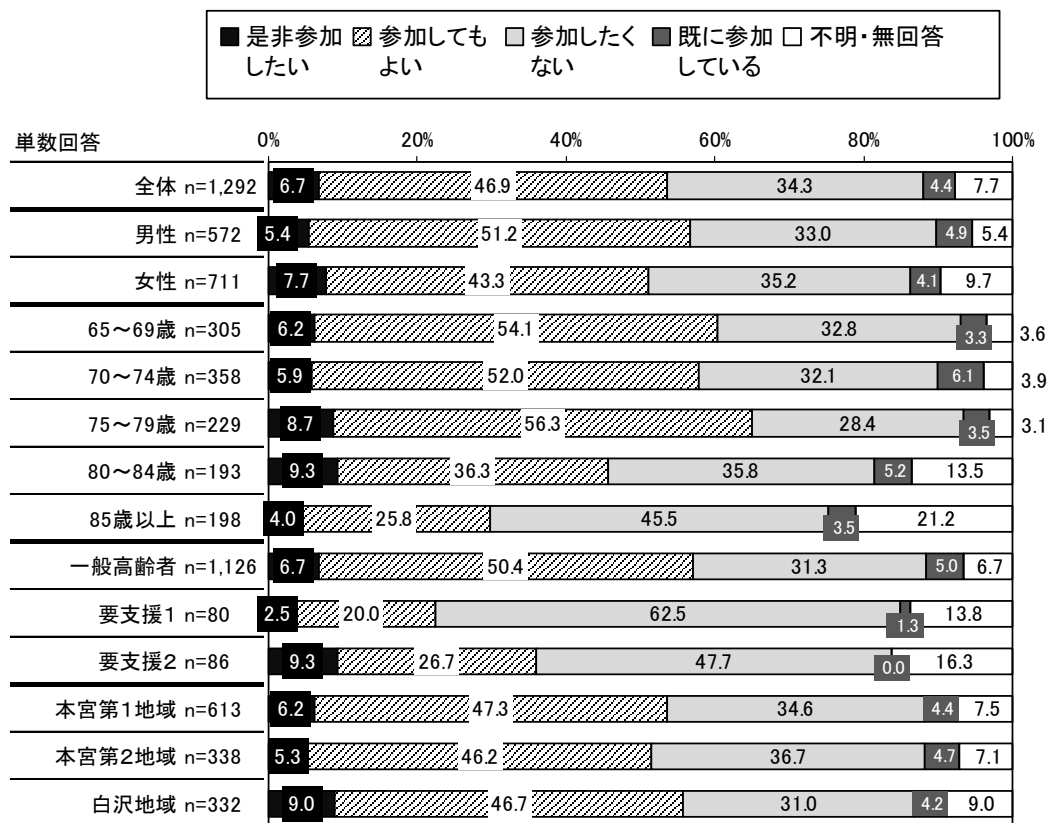


⑤地域活動などについて

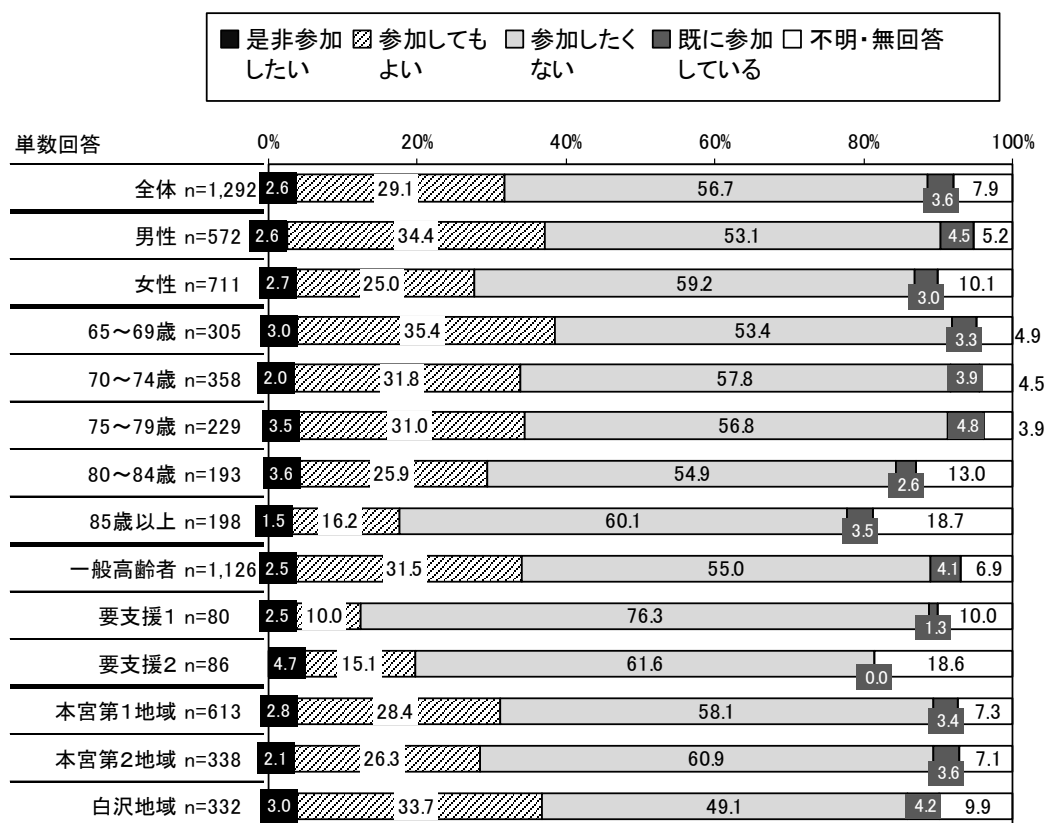
- 地域活動などの『参加している』割合は、全体では「町内会・自治会」「収入のある仕事」が30%台と高くなっています。
- 性別では、「町内会・自治会」「収入のある仕事」などは男女の参加率の差が大きくなっています。また、年齢階層が高くなるにつれて参加率は低下しており、中でも「町内会・自治会」「収入のある仕事」が顕著となっています。一方、「介護予防のための通いの場(いきいき百歳体操)(いきがいデイサービス)」「ふれあいサロン(友人とのお茶飲みの会)」は85歳以上でも20%台の参加がみられます。
- 今後の地域活動への参加意向は、参加者としては53.6%、企画・運営としては31.7%となっていますが、いずれも前回調査から低下しています。
- 昨年と比べて外出機会が減少した高齢者も増えているため、身近な地域で、楽しみながら自分に合った活動に参加できるように、自主的な活動への支援や各種活動の周知を図るなど、参加促進を図っていく必要があります。



■ 地域活動への参加意向（参加者として）

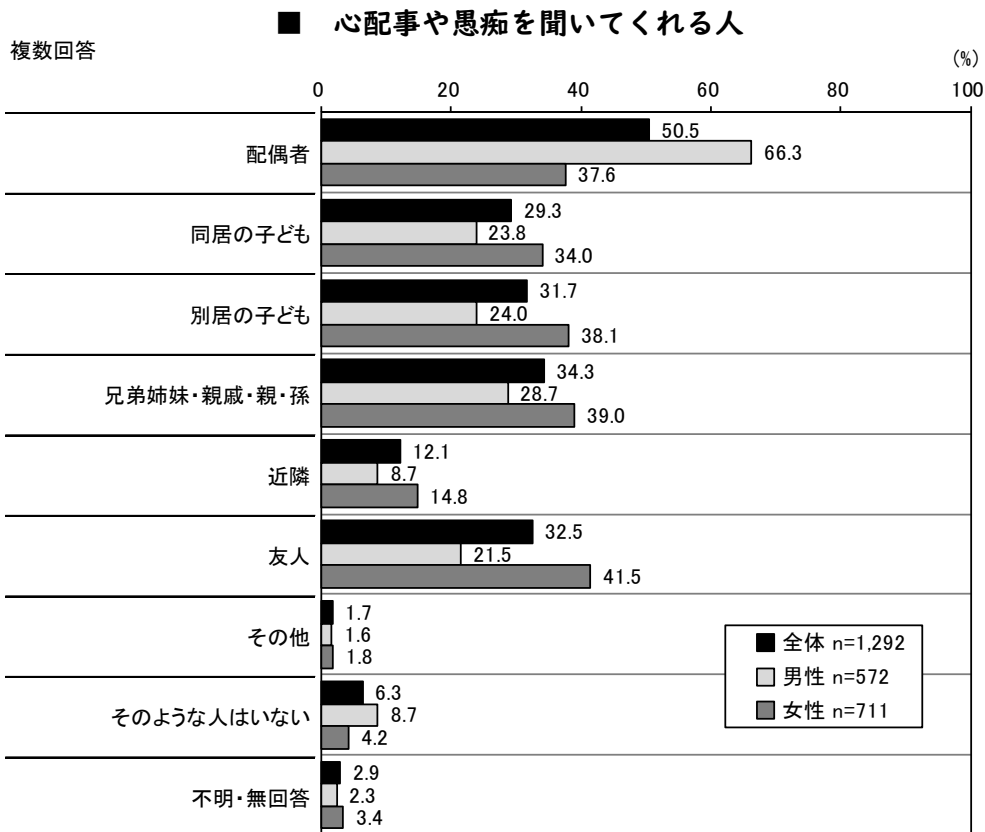


■ 地域活動への参加意向（企画・運営（お世話役）として）

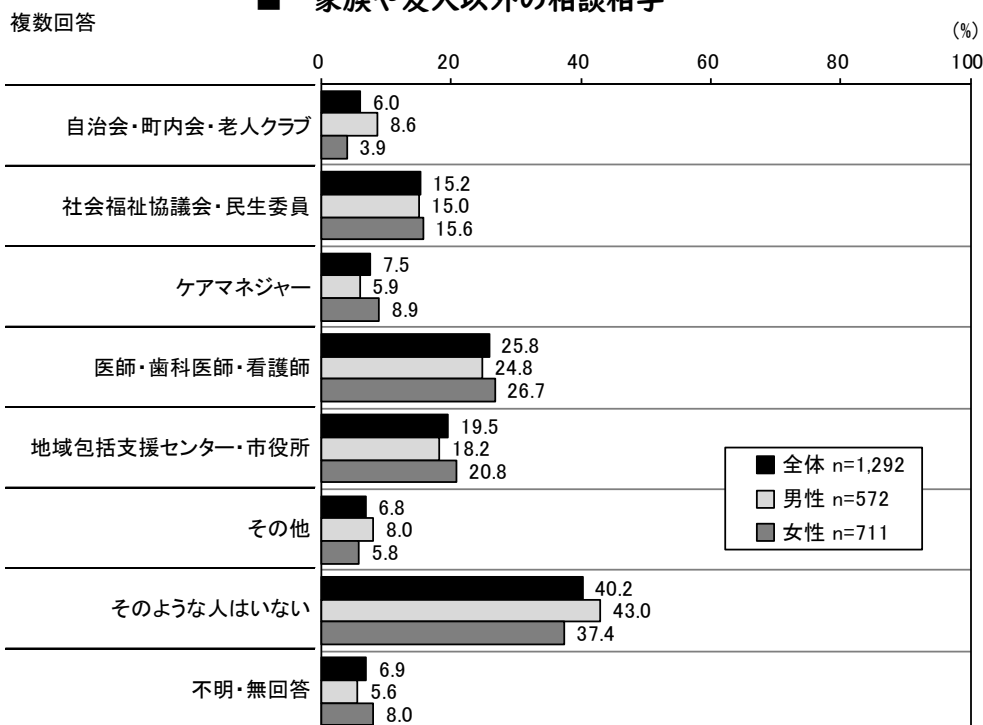


⑥近所付き合いや助け合いについて

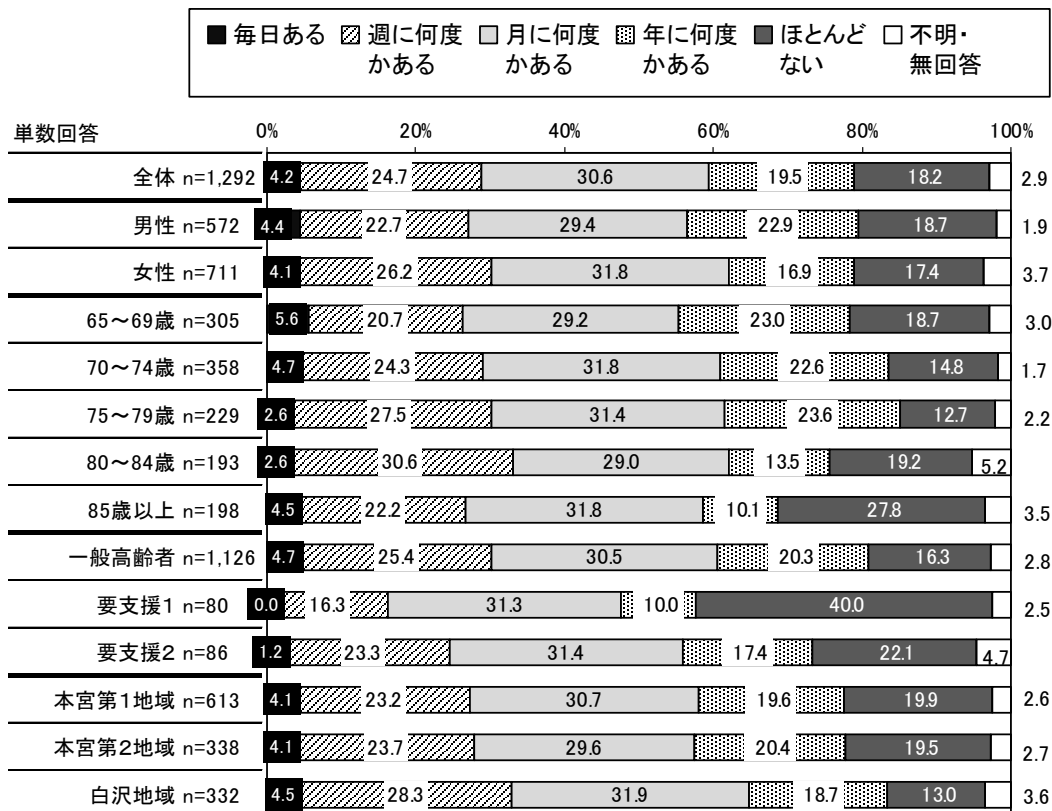
- 心配事や愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が50.5%と最も高く、次いで「兄弟姉妹・親戚・親・孫」「友人」が3割台となっています。家族や友人以外の相談相手は、「医師・歯科医師・看護師」が25.8%と最も高く、次いで「地域包括支援センター・市役所」「社会福祉協議会・民生委員」が10%台となっています。一方、「そのような人はいない」が40.2%に上り、前回調査(31.6%)から8.6ポイント上昇しているため、相談機関の周知や相談につなげられる仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。
- 友人・知人と会う頻度は前回調査よりも低下し、「ほとんどない」が18.2%と前回調査(12.7%)から5.5ポイント上昇しています。また、近所づきあいは「ふだんから親しい付き合いがある」が24.7%と前回調査(33.1%)から8.4ポイント低下しています。電話やメール、ラインの利用は、低い年齢階層で利用が多くみられます。
- コロナ禍の影響もあると考えられますが、近所付き合いが少なくなり、友人・知人と会う機会も減る中で、電話やメール、ラインを活用した交流や相談対応などの充実を検討していく必要があります。また、住民同士の交流が希薄化する中で、生活支援コーディネーターによる住民同士の助け合いの仕組みづくり活動なども重要性が増しています。



■ 家族や友人以外の相談相手



■ 友人・知人と会う頻度

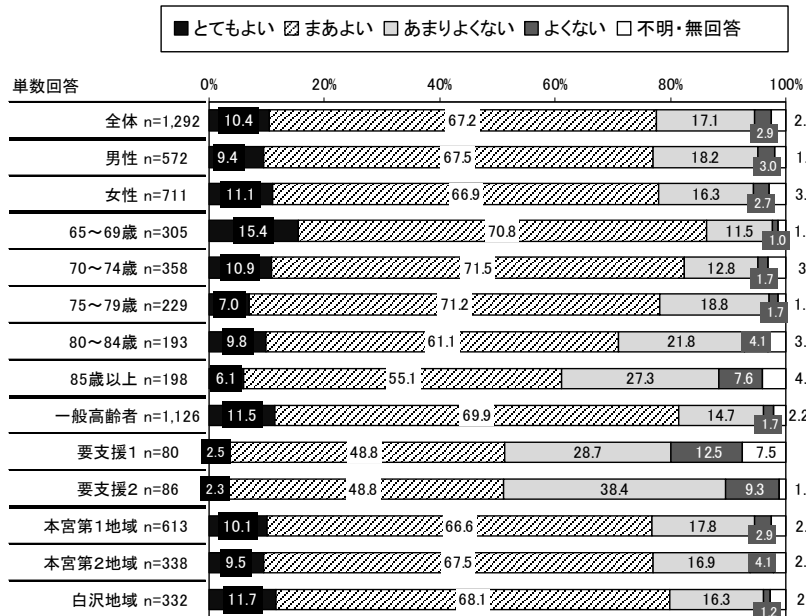


⑦健康について

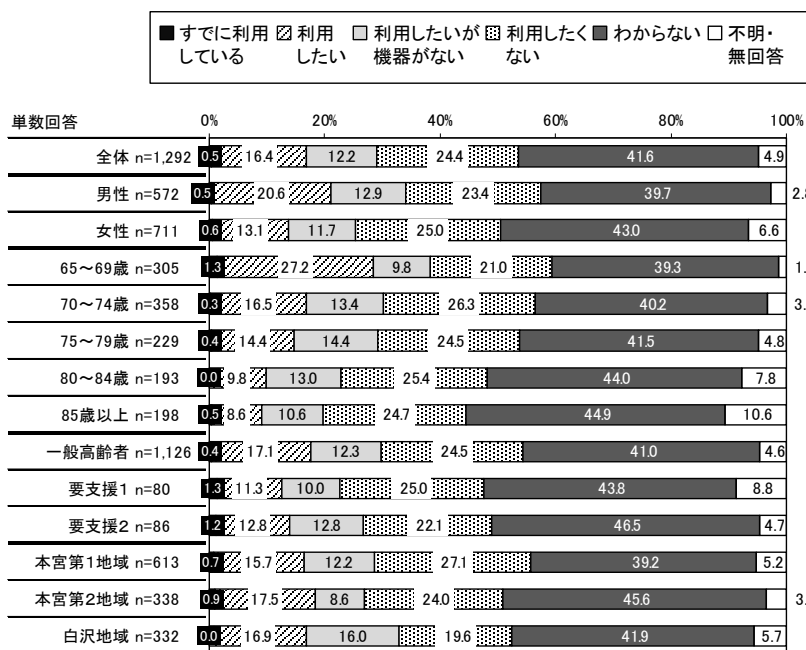
○現在の健康状態は、『よい』が77.6%、『よくない』が20.0%となっています。現在治療中、または後遺症のある病気は、「高血圧」が45.7%と最も高く、次いで「目の病気」が23.3%、「糖尿病」が13.9%となっていますが、男性は女性よりも「糖尿病」「腎臓・前立腺の病気」が、女性は男性よりも「目の病気」「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」の割合が高くなっています。加齢や生活習慣による健康課題を捉えつつ、高齢者の健康づくりのための取り組みを今後も行っていく必要があります。

○オンライン診療については、『利用希望率』は28.6%となっていますが、年齢別にみると低い年齢階層ほど利用意向が高くなっています。新たな感染症の発生などに備えるためにも、かかりつけ医と連携しながらオンライン診療の普及を検討していく必要があります。

■ 健康状態



■ オンライン診療の意向



⑧認知症について

○認知症の症状がある、または家族に認知症の症状がある人がいる割合は8.4%と前回調査(11.6%)から3.2ポイント低下しています。

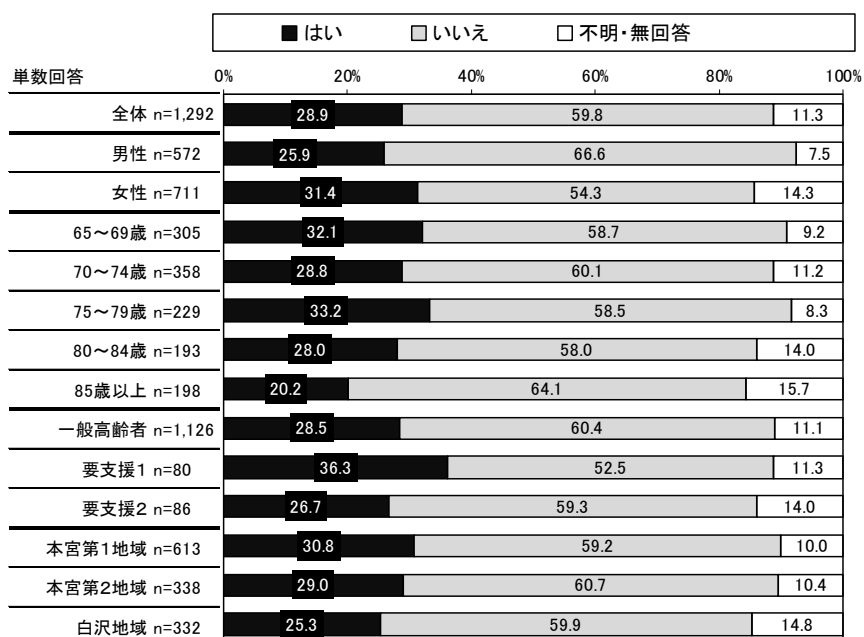
○認知症に関する相談窓口の認知度は28.9%と前回調査(31.8%)から2.9ポイント低下しています。また、市が開催する認知症サポーター養成講座の認知度は低く、市が開催する認知症講演会や介護予防教室の参加率も低くなっています。

○現在、認知症の症状がなくても、今後発症する可能性もあるため、認知症に対する理解の促進や認知症予防、容態に応じた医療・介護等の充実が図れるように、認知症に関する事業の周知活動等を推進していく必要があります。

■ 認知症の症状がある、または家族に認知症の症状がある人がいるか



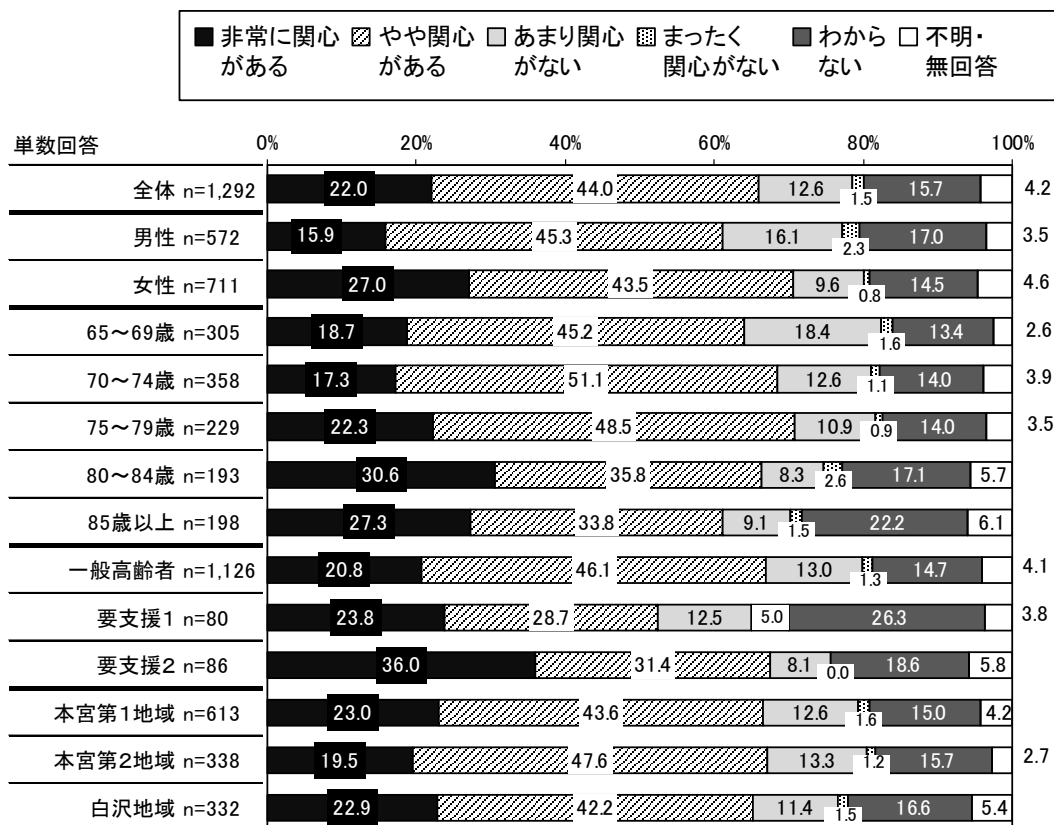
■ 認知症に関する相談窓口の認知

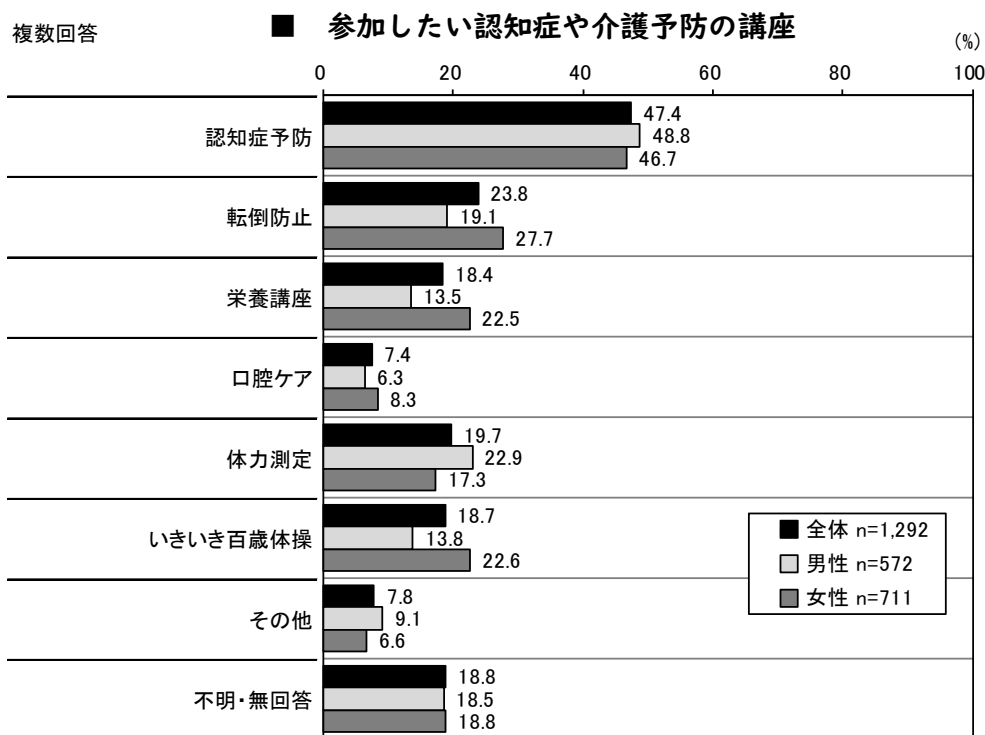


⑨介護予防について

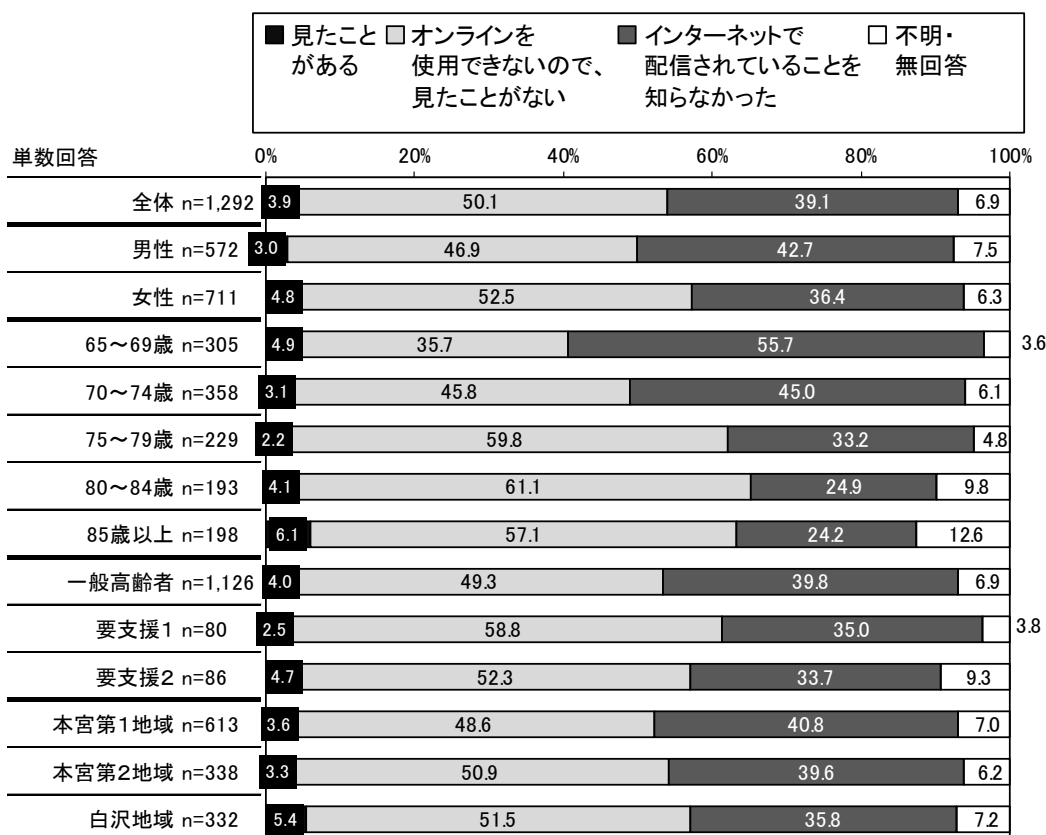
- 介護予防やフレイル予防については、『関心がある人』が66.0%となり、介護予防の関心をうかがった前回調査(79.9%)から13.9ポイント低下しています。
- 参加したい認知症や介護予防の講座は、「認知症予防」が47.4%と最も高く、次いで「転倒防止」が23.8%、「体力測定」が19.7%となっています。また、参加しやすくするために特に必要なことは、「自宅に近い場所で行われること」が44.0%と最も高く、次いで「楽しくできる雰囲気があること」「料金が無料または安いこと」「一緒に参加する仲間や友人がいること」が20%~30%台となっています。
- 高齢者の介護予防やフレイル予防の意識が高まるように、自主的な活動の育成・支援等を進めるとともに、認知症や介護予防の講座の充実や参加しやすくするための取り組みを検討し、介護予防・重度化防止の取り組みを広げていく必要があります。
- また、インターネットで配信されている自宅でできる介護予防体操など利用率は3.9%と僅かですが、情報端末機の利用の多い65~74歳の前期高齢者は「インターネットで配信されていることを知らなかった」が40%~50%台と高いため、周知を図ることで、今後の介護予防やフレイル予防のツールとして活用を広げていくことも検討していく必要があります。

■ 介護予防やフレイル予防について関心





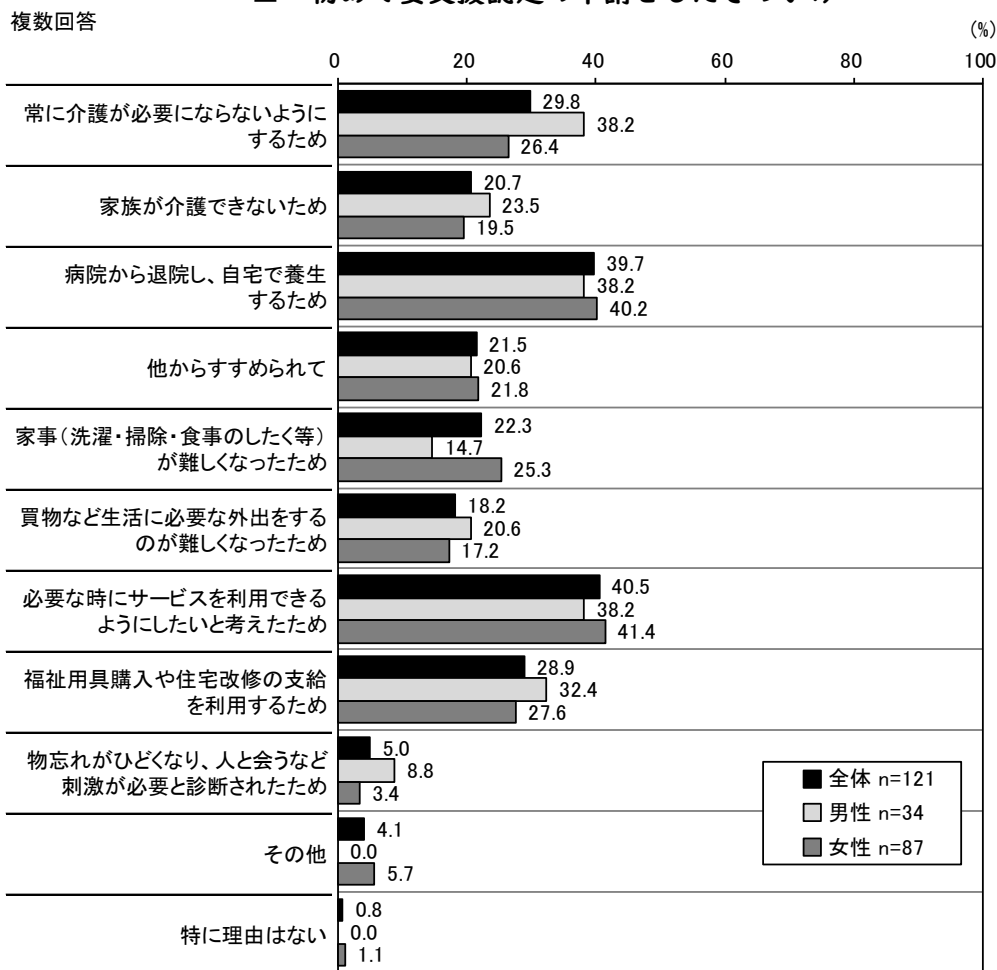
■ インターネットで配信されている自宅でできる介護予防体操など利用状況

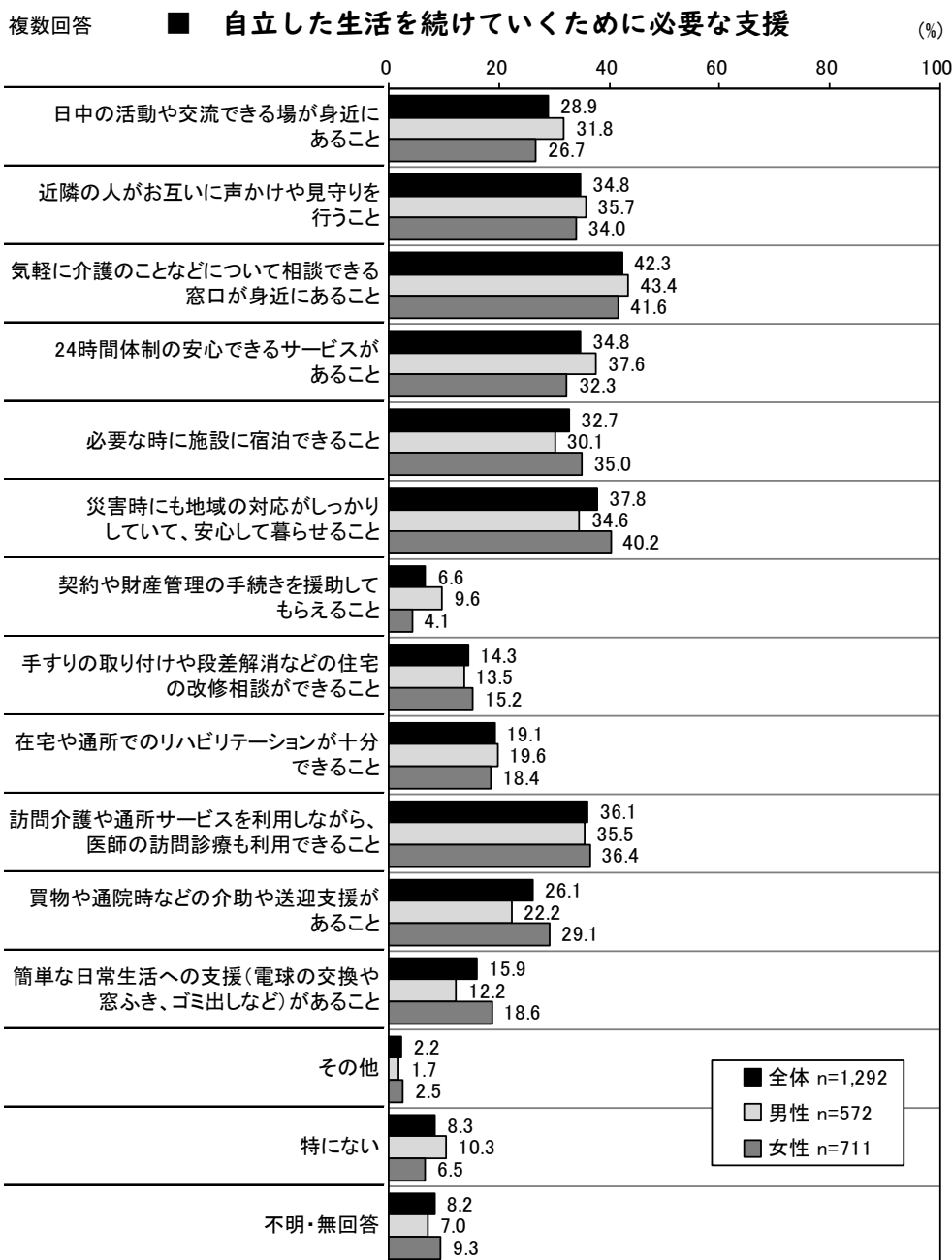


⑩要支援認定や介護保険サービスについて

- 要支援認定を受けている方は、申請のきっかけは、「必要な時にサービスを利用できるようにしたいと考えたため」「病院から退院し、自宅で養生するため」が40%前後と高く、介護保険サービスの利用は55.4%と半数程度となっています。
- 保険料負担と介護保険サービスのバランスについては、「介護保険サービスは現状程度とし、保険料も現行程度にしてほしい」が39.3%と最も高く、次いで「介護保険サービス水準を抑えて、保険料を安くしてほしい」が31.4%となっており、高齢者の負担と提供が必要なサービスを鑑み、介護保険料の適切な設定を図っていく必要があります。
- 自立した生活を続けていくために必要な支援は、「気軽に介護のことなどについて相談できる窓口が身近にあること」が42.3%と最も高く、前回調査(38.7%)から3.6ポイント上昇しています。前述の「7 近所付き合いや助け合いについて」の中では、家族や友人以外の相談相手について、「そのような人はいない」割合が高かったことも踏まえ、相談窓口の周知や相談窓口につなげられるような関係機関と連携した体制の充実などを図ることも必要です。

■ 初めて要支援認定の申請をしたきっかけ





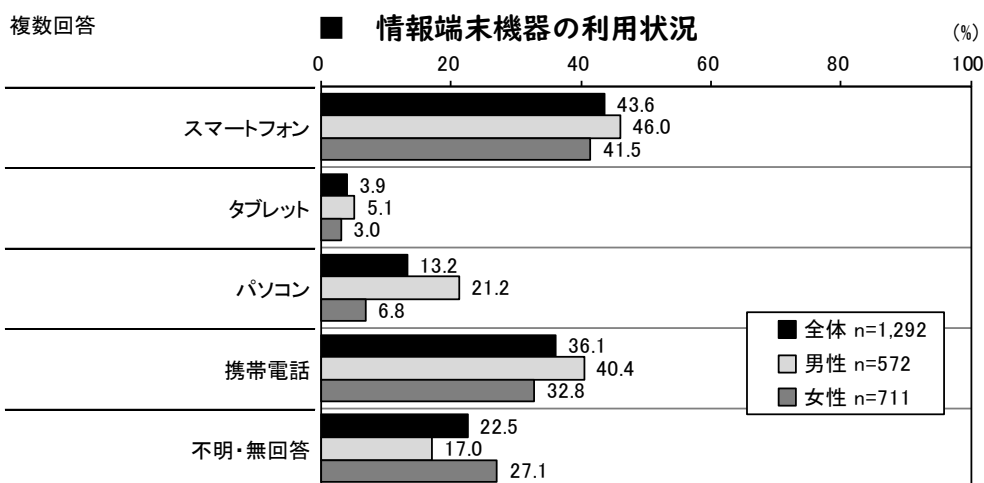
⑩ 高齢福祉施策や介護保険制度について

- 新型コロナウイルス感染症が流行してから頻度が減った行動は、「外食」が59.5%と最も高く、次いで「近隣住民との交流」「地域の行事参加」が30%～40%台となっています。前述の「2 からだを動かすことについて」の外出機会の減少や、「6 近所付き合いや助け合いについて」の友人・知人と会う頻度の減少との関連性がうかがえます。コロナ禍から回復しつつある中で、地域の交流機会が充実するように取り組んでいく必要があります。
- 情報端末機の利用については、65～69歳は約70%がスマートフォンを利用し、ビデオ通話も30%弱が行っており、今後さらに増加することが予想されます。情報端末機の利用は、今後の高齢者の生活支援においても有効であると考えられるため、情報端末機の利用にあたってのサポート体制なども検討していく必要があります。
- 地域包括支援センターの認知度は54.5%と、前回調査(45.7%)から8.8ポイント上昇しています。地域包括支援センターは認知症の窓口としても認知度が前回調査からは上昇しており、高齢者に浸透してきたことがうかがえます。一方で、『地域包括ケアシステム』の認知度は10.5%で前回調査(23.3%)から12.8ポイント低下しています。地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては高齢者自身の参加も大切なため、周知を図っていく必要があります。
- 今後の住まいの希望については、『現在の住まい』が71.4%となり、人生の最期を迎えたい場所も「自宅」が57.7%と最も高くなっています。住み慣れた自宅での生活を継続することができるよう、介護と医療の連携強化など療養生活の支援体制の充実を図るとともに、高齢者の状況に応じて円滑に高齢者向けの施設に入所・入居できるよう、介護従事者の確保や施設の提供体制の確保を引き続き行っていく必要があります。
- 今後充実すべき高齢者施策は、「医療費の自己負担分や介護保険の利用料、保険料などを助成する施策」が48.1%と最も高くなっています。物価上昇が続く中で、高齢者の経済的負担感も上昇していることも踏まえて、今後充実すべき高齢者施策について検討していく必要があります。

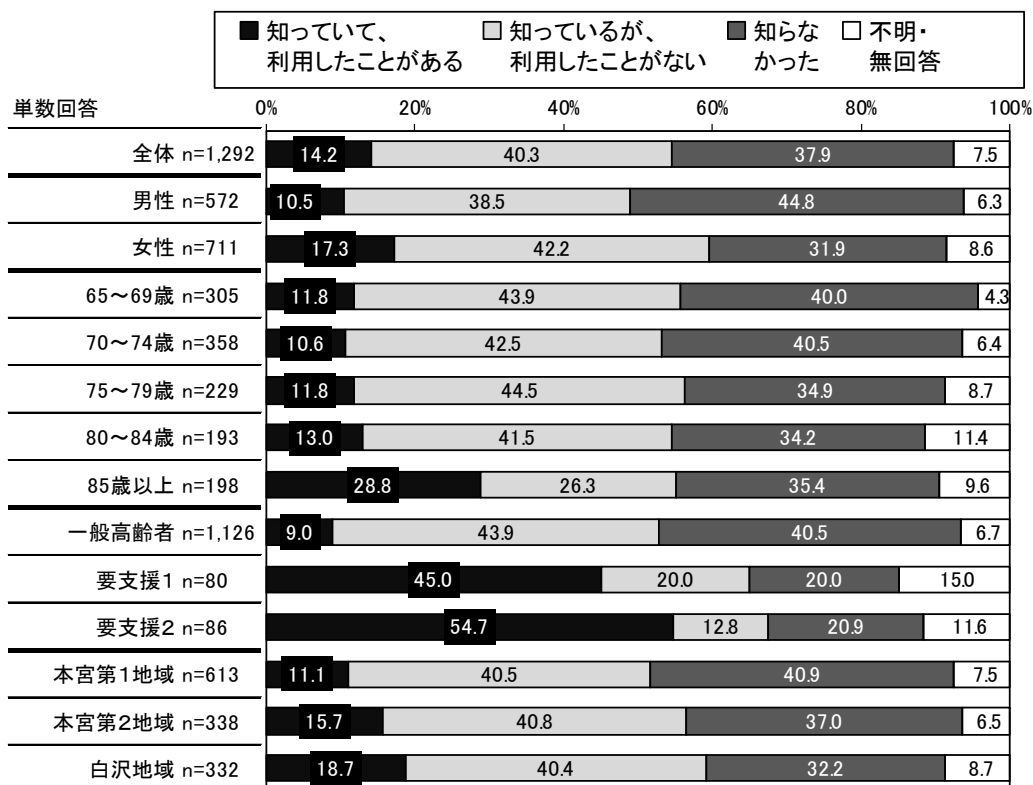
■ 新型コロナウイルス感染症が流行してから頻度が減った行動

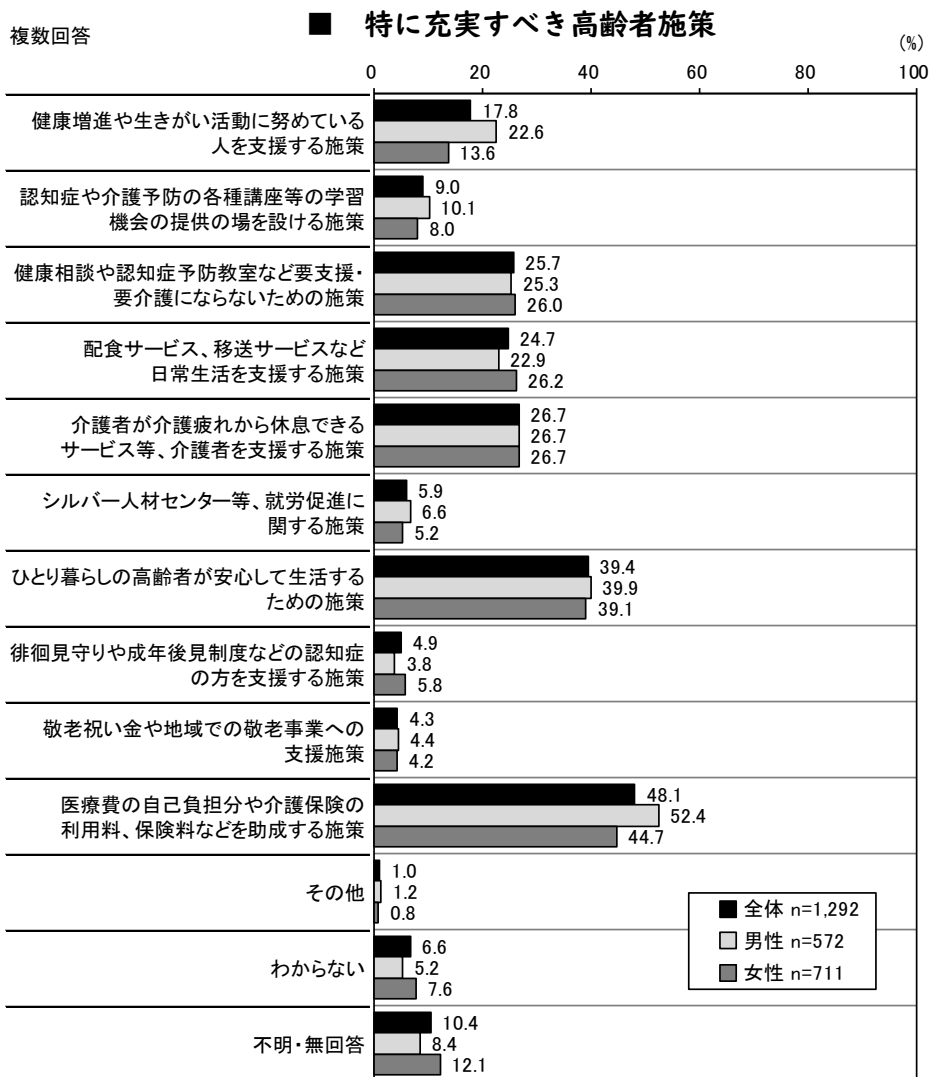
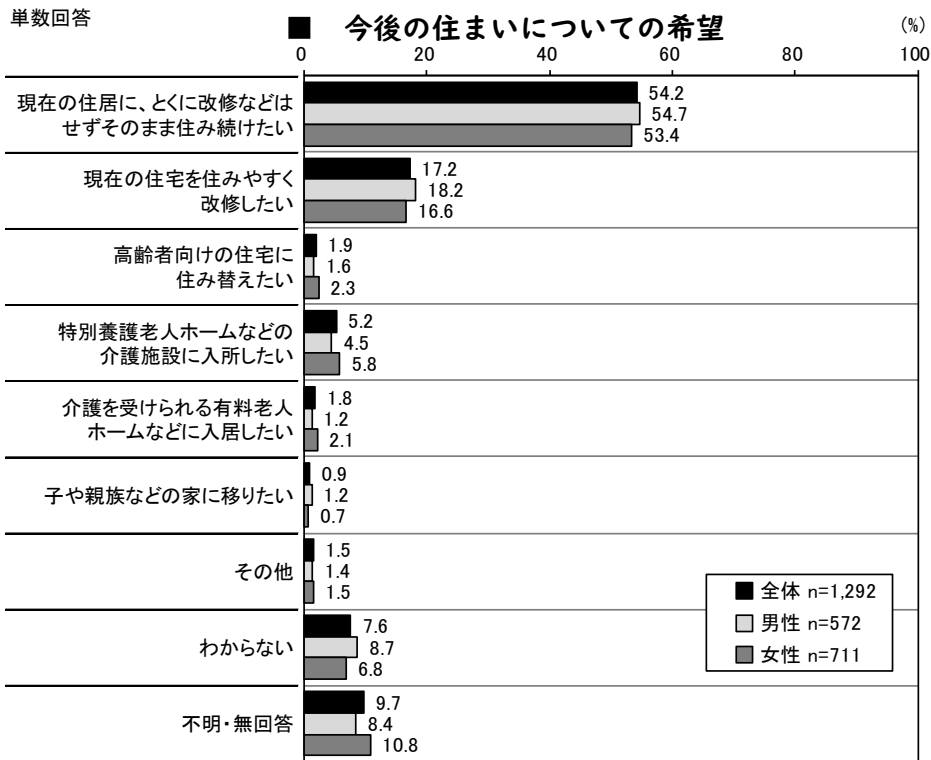
新型コロナウイルス感染症が流行してから頻度が減った行動【年齢別、状態像別】 (%)

		1位 外食	2位 の近 交隣 流住 民と	3位 参地 加域 の 行 事	4位 買用食 い品料 出以品 し外・ の日	5位 出用食 し品料 の品 買・ い日	
	全体	n= 1,292	59.5	45.3	36.5	20.7	20.0
年 齢 別	65～69歳	n= 305	68.5	40.0	42.6	17.7	18.7
	70～74歳	n= 358	61.5	46.9	42.5	18.4	16.8
	75～79歳	n= 229	58.5	46.7	36.2	23.6	17.9
	80～84歳	n= 193	57.0	50.8	31.6	23.3	22.3
	85歳以上	n= 198	44.9	42.4	21.2	23.2	27.3
状 態 像 別	一般高齢者	n= 1,126	60.9	45.3	38.4	19.8	18.7
	要支援1	n= 80	47.5	46.3	27.5	27.5	31.3
	要支援2	n= 86	52.3	44.2	20.9	26.7	26.7



■ 地域包括支援センターの認知





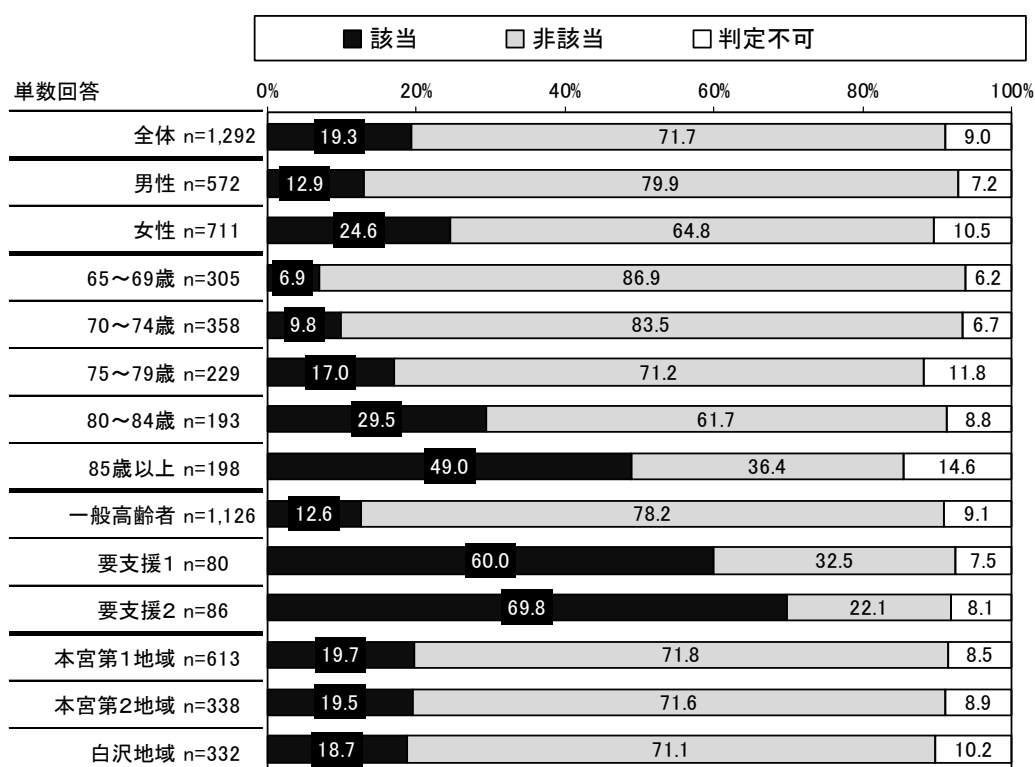
②高齢者リスク判定分析

○高齢者リスク分析では、「認知機能リスク」の該当者が全体では54.3%、と最も高く、次いで「うつリスク」のが38.8%、「転倒リスク」が35.0%となっています。

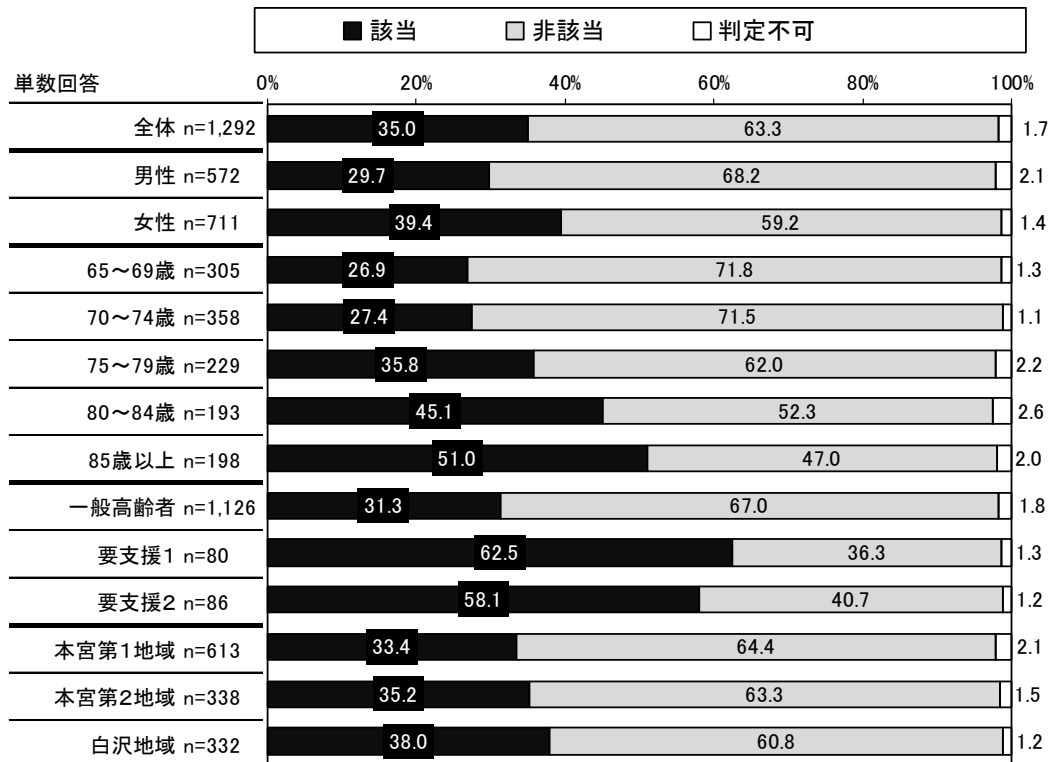
○性別では、女性は男性よりも各種リスクの該当者割合は高く、中でも「転倒リスク」「閉じこもりリスク」「運動器機能リスク」は男女の差が大きくなっています。年齢別では、年齢階層が高くなるにつれて該当者割合が上昇する傾向がみられ、中でも「運動器機能リスク」「IADL低下者」「閉じこもりリスク」は顕著となっています。性別や年齢別の傾向なども踏まえて、介護予防・フレイル予防の推進や個人の状態に応じたきめ細かな対応を実施していく必要があります。

○状態像別では、要支援1・要支援2は該当者割合が高く、中でも「運動器機能リスク」が60%台と高くなっています。一般高齢者でも「認知機能リスク」の該当者は50%台、「うつリスク」「転倒リスク」も30%台と高くなっています。外出機会の減少や閉じこもりは、認知機能やうつとの関連性が指摘されているため、コロナ禍で減少した外出機会や地域の交流機会が増加するように、認知症対策とあわせて推進することも検討していく必要があります。

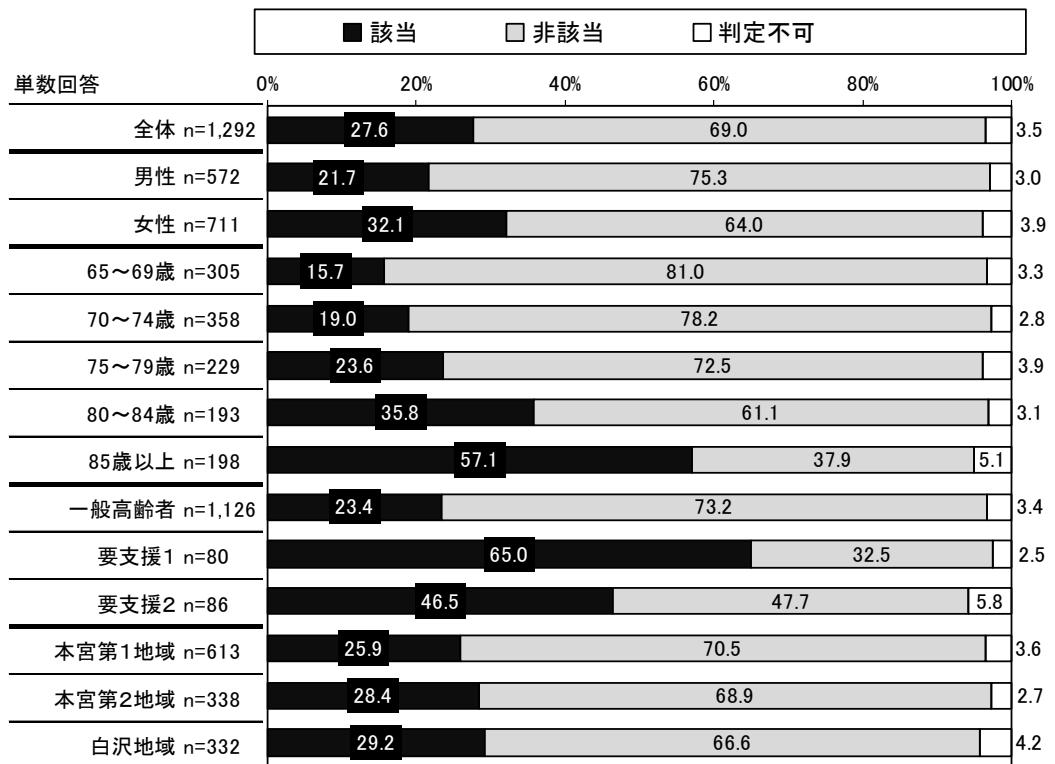
■ 運動器機能リスク



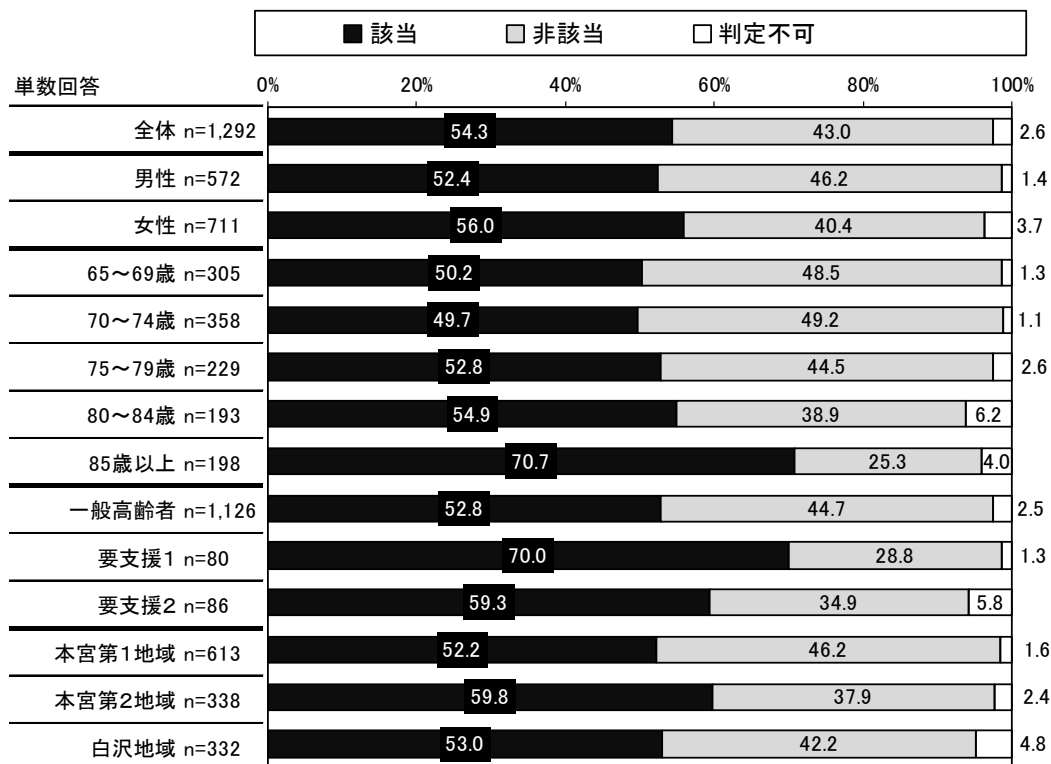
■ 転倒リスク



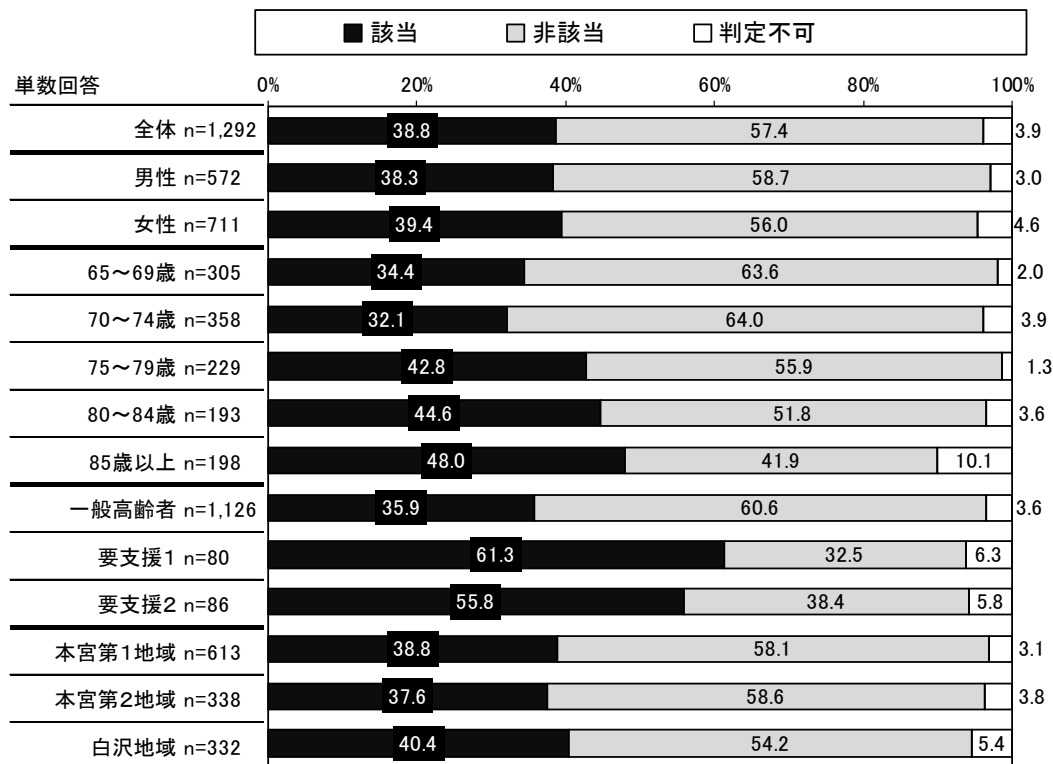
■ 閉じこもりリスク



■ 認知機能リスク



■ うつリスク

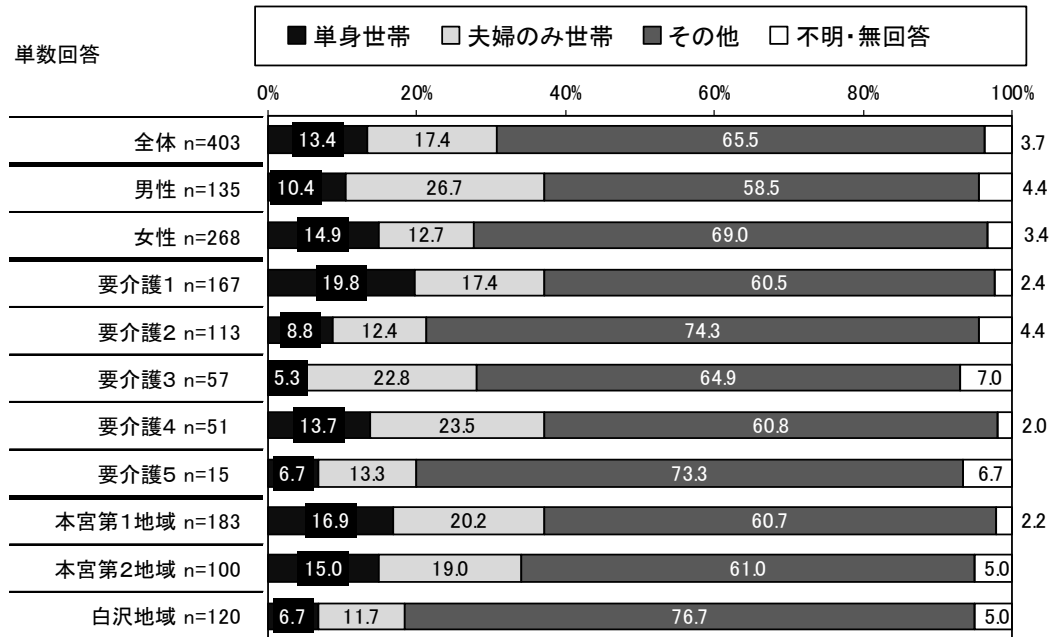


[在宅介護実態調査]

①世帯類型について

○世帯類型は、「その他」が65.5%と最も高く、次いで「夫婦のみ世帯」が17.4%、「単身世帯」が13.4%となっています。全国的に、単身世帯や夫婦のみの世帯が増えているため、高齢者の孤立を防ぎ、安心して暮らせる体制をつくるためにも、地域の見守り活動の推進やサロンなどの集いの場の充実などを図っていく必要があります。

■ 世帯類型



②健康に関することについて

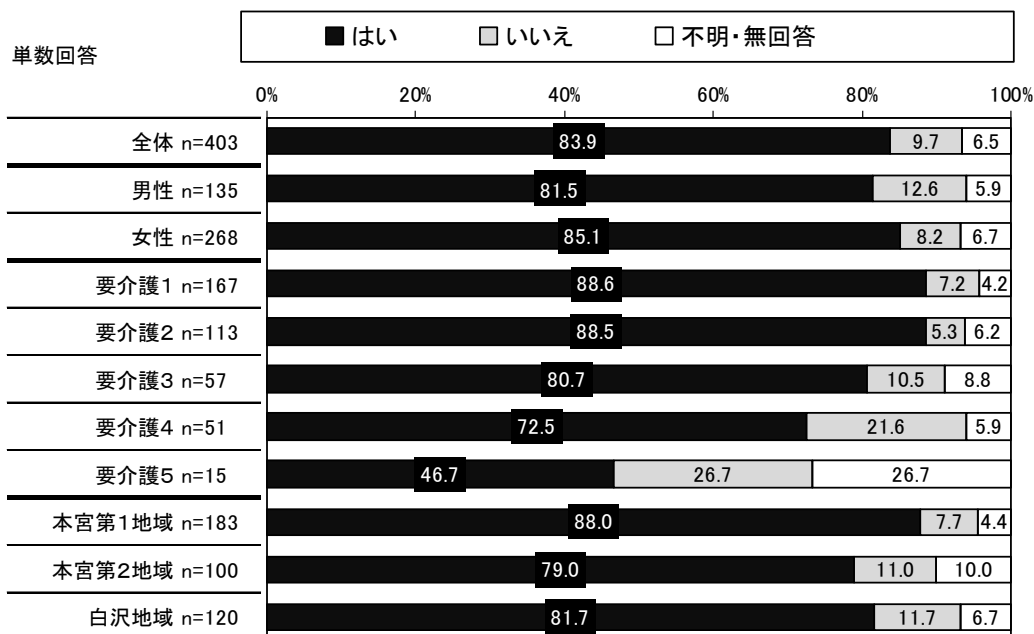
○現在の通院状況は、前回調査(88.5%)から減少して83.9%となり、通院頻度も減少しています。オンライン診療の『利用希望率』は32.8%となり、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査よりも高くなっています。通院の減少は、コロナ禍の影響も一因として考えられますが、病気の予防、進行の防止を図るためにも、オンライン診療の活用などを検討していく必要があります。

○治療中、または後遺症のある病気は、「認知症」が29.0%と最も高く、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査との差が大きく、認知症対策の重要性がうかがえます。

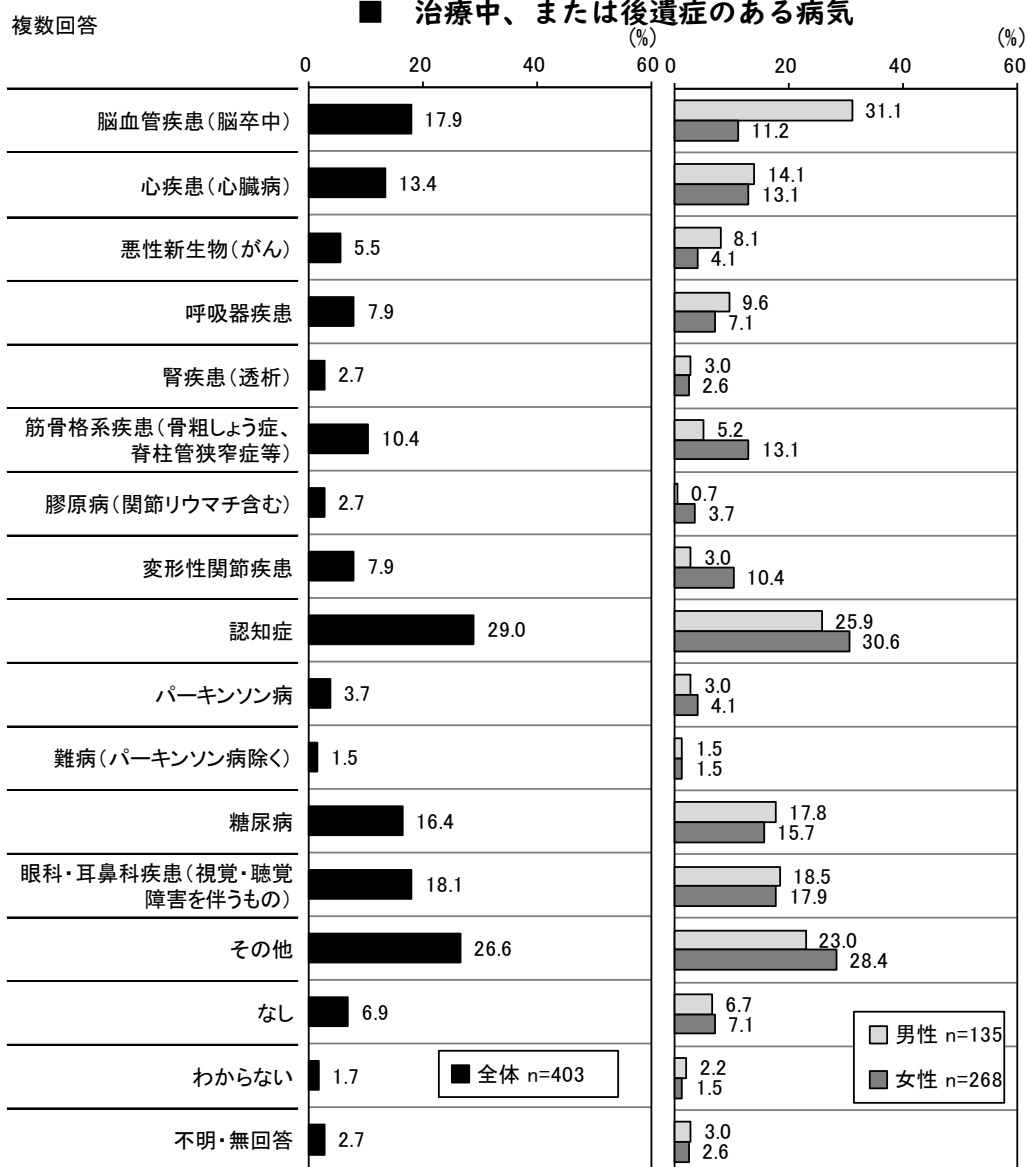
○ここ1か月の気分について、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになることがあるという割合は41.9%、物事に対して興味がわからない、あるいは心から楽しめないと感じることがある割合は43.4%と、いずれも介護予防・日常生活圏域ニーズ調査よりも高くなっています。状況によって治療が必要な場合もあるため、医療と連携した対応なども検討していく必要があります。

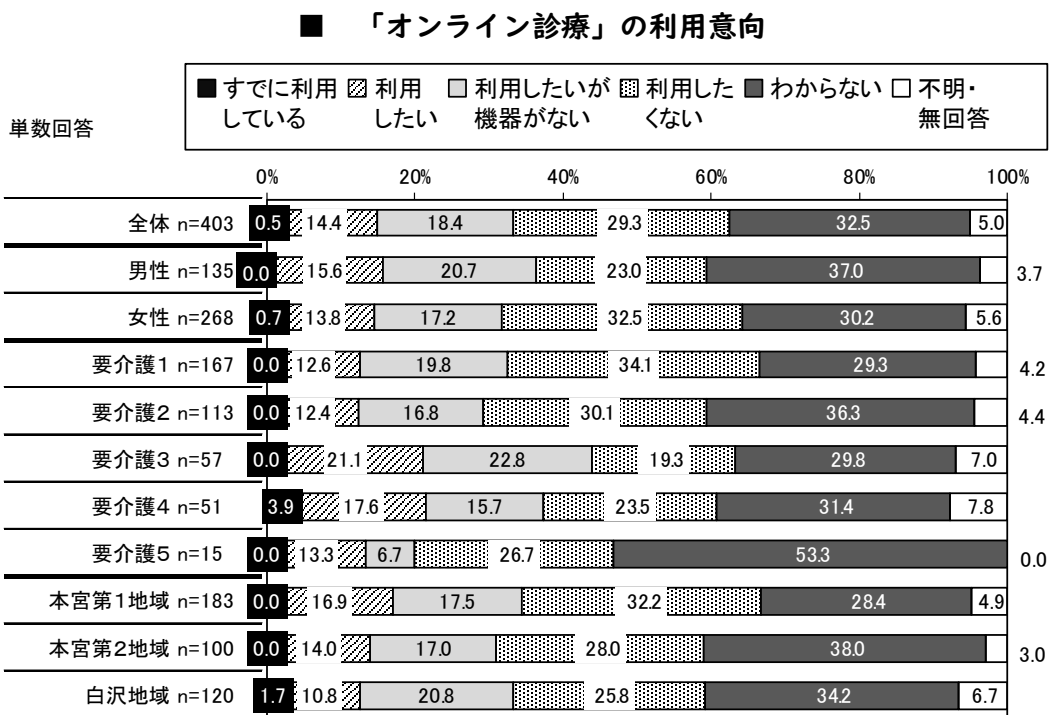
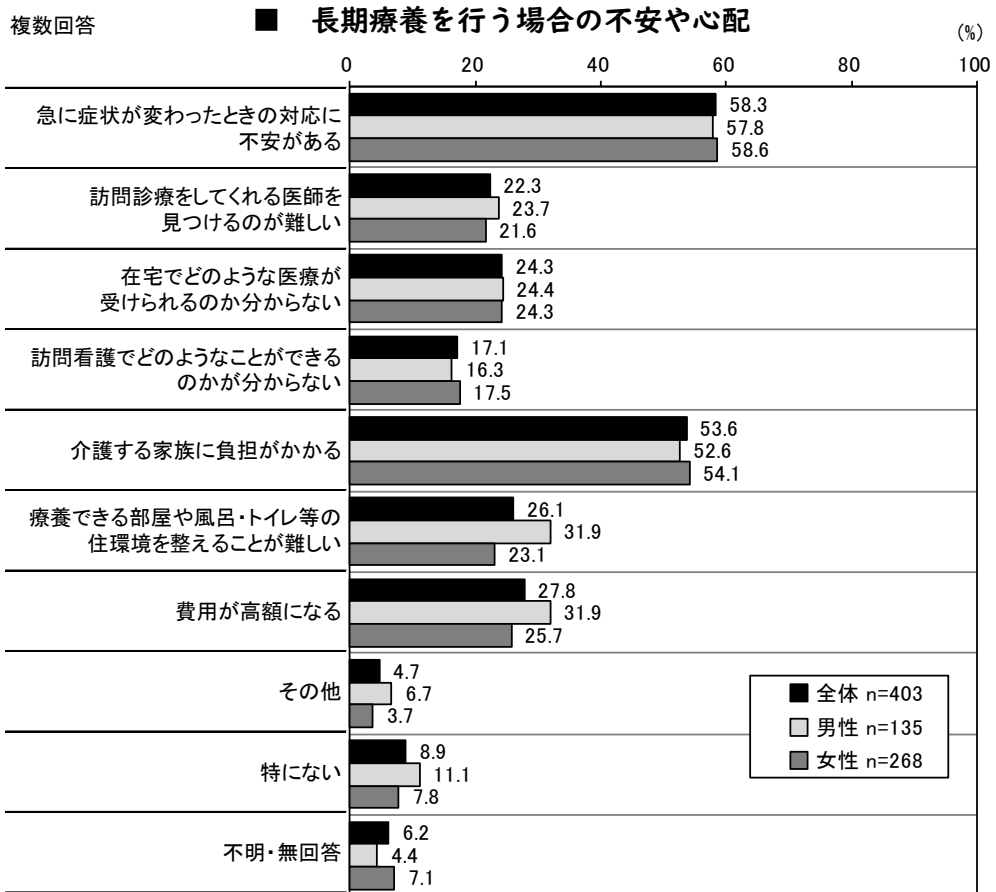
○長期療養を行う場合の不安や心配は、「急に症状が変わったときの対応に不安がある」「介護する家族に負担がかかる」が50%台と高くなっています。自宅で最期を迎えたいと考えている高齢者も多いことから、在宅療養の体制整備を図っていく必要があります。

■ 通院の有無



■ 治療中、または後遺症のある病気



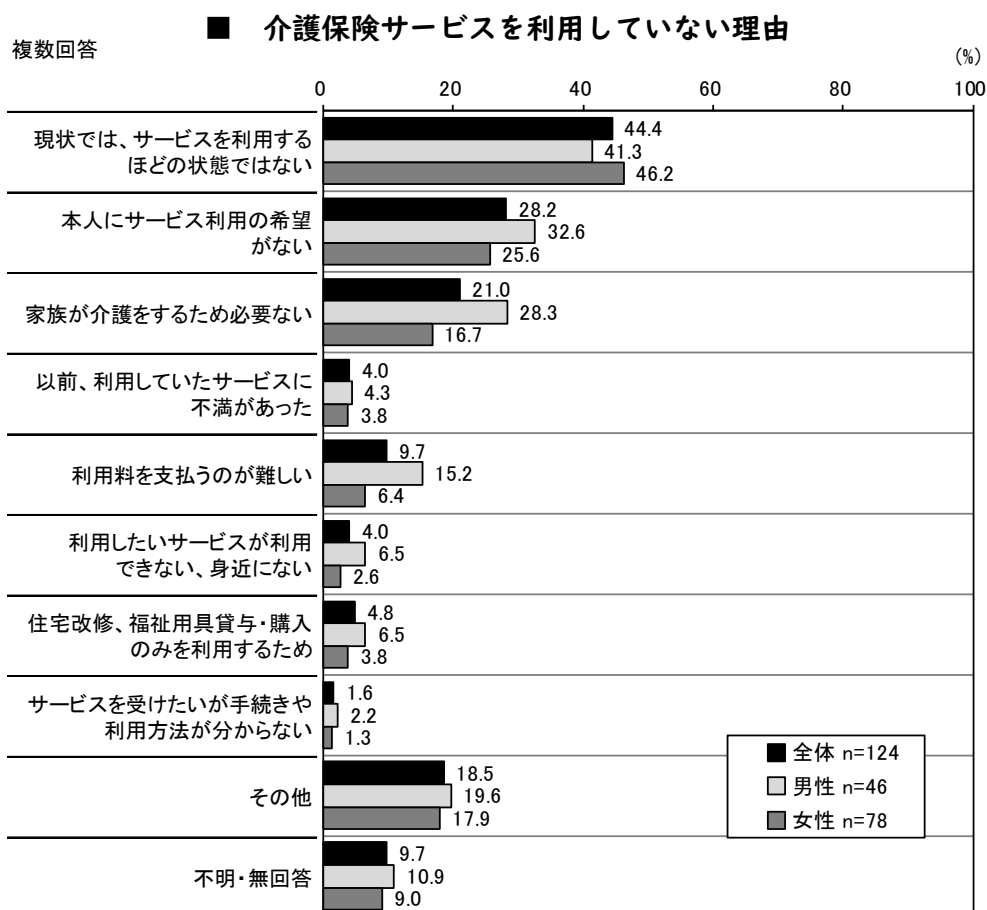


③要介護認定や介護保険サービスについて

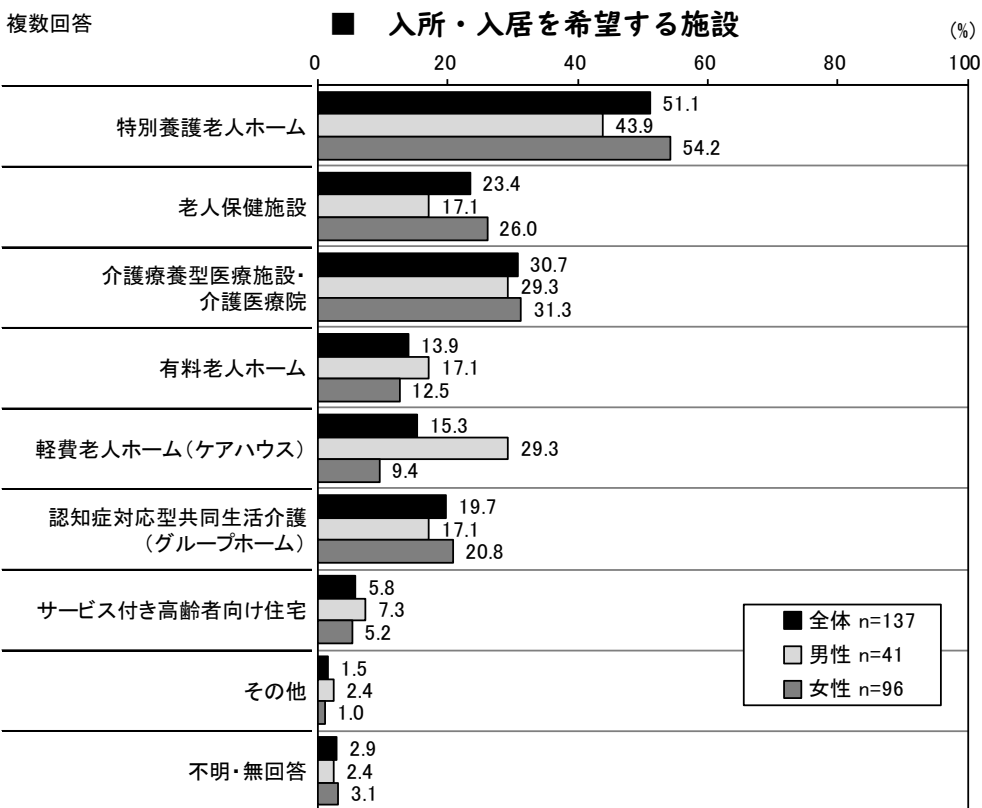
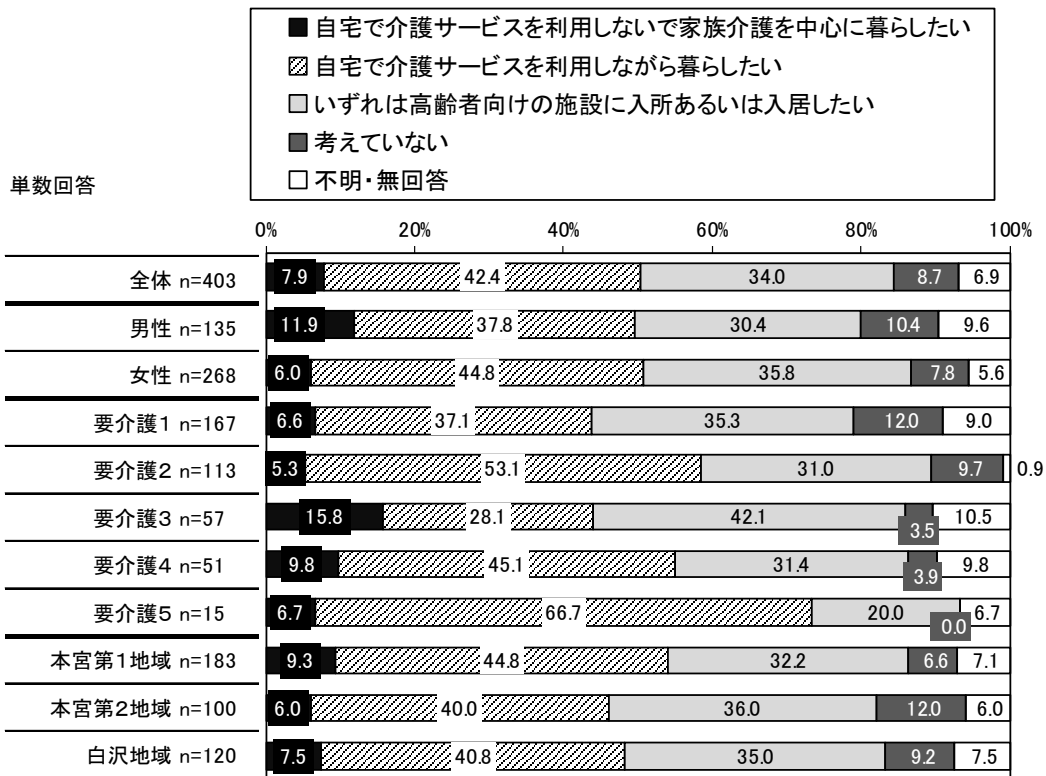
○介護保険サービスの利用率は61.3%で、前回調査(72.6%)から11.3ポイント低下しています。介護保険サービスを利用していない理由は、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が44.4%と最も高く、次いで「本人にサービス利用の希望がない」「家族が介護をするため必要ない」が20%台となっています。

○今後の介護に関する希望については、「自宅で介護サービスを利用しながら暮らしたい」が42.4%と最も高く、「自宅で介護サービスを利用しないで家族介護を中心に暮らしたい」と合計すると『自宅で暮らしたい』は50.3%となっています。

○入所・入居を希望する施設としては、「特別養護老人ホーム」など介護施設の希望率が高くなっています。施設での介護を希望する主な理由は、「専門的な介護が受けられて、安心して生活できるから」「家族等に介護による負担や迷惑をかけたくないから」が60%台と高く、前述の「2 健康に関することについて」の長期療養を行う場合の不安や心配と重なるところがあり、自宅での介護が難しい方には、施設等で安心して医療・介護が受けられるような医療・介護体制づくりを今後も行っていく必要があります。



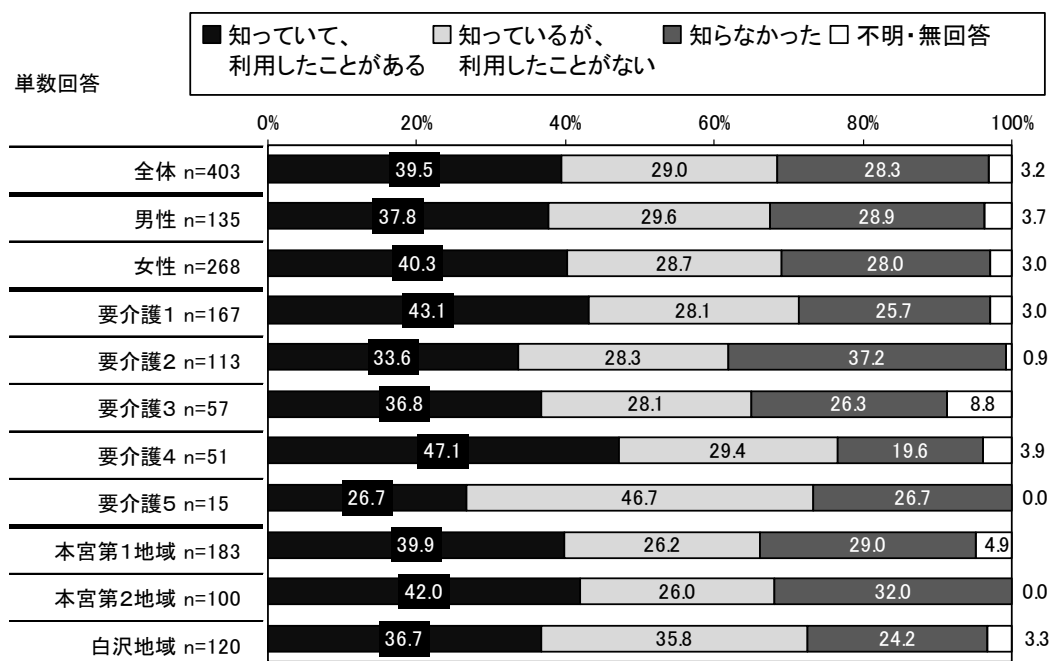
■ 今後の介護についての希望



④高齢者福祉施策や介護保険制度について

- 地域包括支援センターの認知度は68.5%と、前回調査(58.5%)から10.0ポイント上昇し、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を上回っています。『地域包括ケアシステム』については、認知度は20.1%で介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を上回っていますが、前回調査(21.3%)から1.2ポイント低下しています。地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては高齢者自身の参加も大切なため、周知を図っていく必要があります。
- 自立した生活を続けていくために必要な支援は、「必要な時に施設に宿泊できること」が55.1%と最も高く、次いで「24時間体制の安心できるサービスがあること」「気軽に介護のことなどについて相談できる窓口が身近にあること」「訪問介護や通所サービスを利用しながら、医師の訪問診療も利用できること」「災害時にも地域の対応がしっかりしていて、安心して暮らせること」が40%台となり、緊急時の支援も含めて介護・医療が連携したサービス体制や相談体制の充実が求められています。
- 今後充実すべきと考える高齢者施策について、「医療費の自己負担分や介護保険の利用料、保険料などを助成する施策」が52.6%と最も高く、前回調査(44.1%)から8.5ポイント上昇しています。次いで「介護者が介護疲れから休息できるサービス等、介護者を支援する施策」も40.7%で前回調査(32.1%)から8.6ポイント上昇しています。
- 保険料負担と介護保険サービスのバランスについては、「介護保険サービスは現状程度とし、保険料も現行程度にしてほしい」が48.6%と最も高く、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を上回っており、要介護認定を受けている高齢者と受けていない高齢者との考え方が異なる様子がうかがえます。

■ 地域包括支援センターの認知



■ 自立した生活を続けていくために必要な支援

【地域や自宅で自立した生活を続けていくために必要な支援(上位5)／介護度別、圏域別】(%)

		1位	2位	3位	4位	5位	
		で必要な時に施設に宿泊	とき2 る4 サ ー 時 間 ビ ス 制 が あ る こ と	口に気が がつ 身い に 近 て に あ る こ と	き師ス訪 るのを問 こと訪利用 と問用護 診しや 療なが もが所 利用ら で、医 用、サ ビ	安が災 心し害 して時 てか 暮り らにも せて る地 こと域 の 対 応	
全体	n= 403	55.1	48.9	45.9	45.4	40.4	
介護度別	要介護1	n= 167	52.1	44.9	42.5	41.9	44.9
	要介護2	n= 113	58.4	50.4	47.8	46.0	38.1
	要介護3	n= 57	54.4	54.4	47.4	50.9	29.8
	要介護4	n= 51	60.8	49.0	54.9	43.1	45.1
	要介護5	n= 15	46.7	60.0	33.3	66.7	33.3
圏域別	本宮第1地域	n= 183	57.9	52.5	50.8	48.6	46.4
	本宮第2地域	n= 100	50.0	42.0	38.0	38.0	37.0
	白沢地域	n= 120	55.0	49.2	45.0	46.7	34.2

■ 今後充実すべき高齢者施策

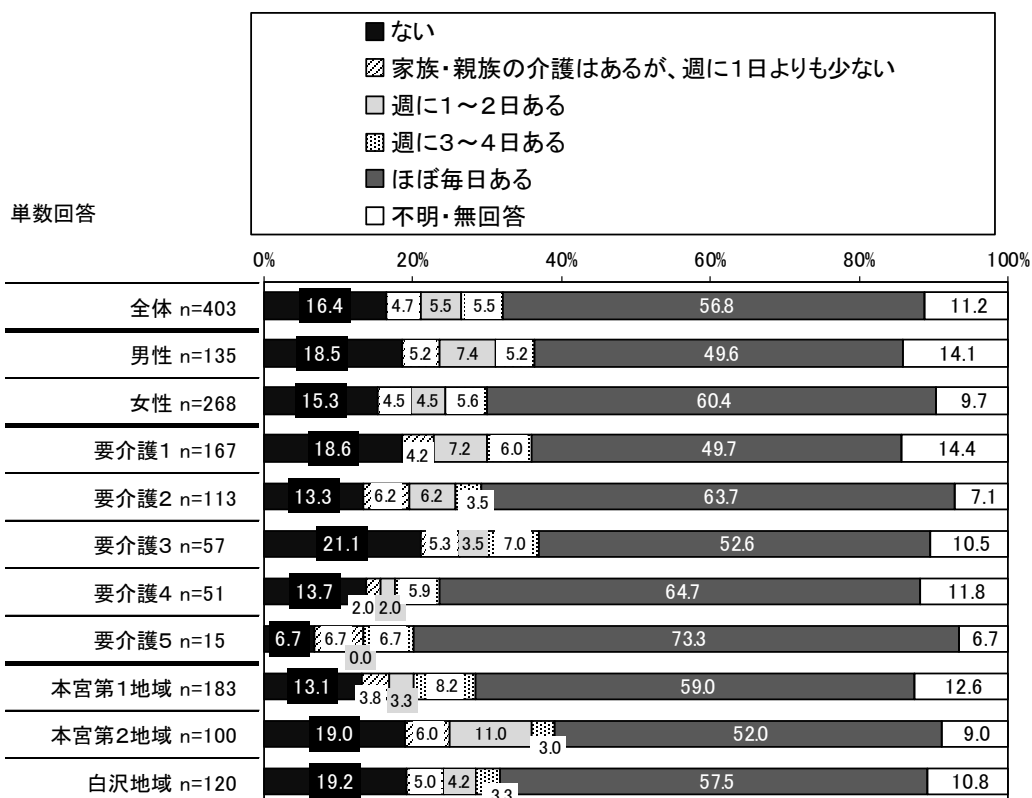
【今後充実すべき高齢者施策(上位5位)／介護度別、圏域別】(%)

		1位	2位	4位	5位		
		を用分医 助料や療 成、介費 す保の 施険保 策料險 な己 ど負 利担	者サか介 をーら護 支ビ休者 援ス息が す等で介 施料険己 策の負 担る、き 施介る疲 策護れ	活齡ひ す者とり るが た安暮 め心ら のしし 施のの 策生高	施常送配 策生サ食 活ーサ をビー 支スビ 援な すど、 る日移	な援予健 い・防康 た要教相 め介室談 の護なや 施にど認 策な要知 ら支症	
全体	n= 403	52.6	40.7	40.7	26.1	21.1	
介護度別	要介護1	n= 167	53.3	34.7	40.7	25.7	24.0
	要介護2	n= 113	50.4	42.5	38.1	30.1	20.4
	要介護3	n= 57	45.6	40.4	40.4	19.3	14.0
	要介護4	n= 51	62.7	52.9	47.1	27.5	25.5
	要介護5	n= 15	53.3	53.3	40.0	20.0	6.7
圏域別	本宮第1地域	n= 183	51.4	41.0	44.8	27.3	18.6
	本宮第2地域	n= 100	62.0	37.0	34.0	26.0	25.0
	白沢地域	n= 120	46.7	43.3	40.0	24.2	21.7

⑤主な介護者について

- 『家族等から介護を受けている』割合は72.5%となっています。主な介護者は「子」が42.1%と最も高く、次いで「配偶者」「子の配偶者」が20%台となっています。性別は、「女性」が63.7%と多く、年齢は「60代」が34.2%と最も高く、次いで「70代」「50代」が20%台となっています。
- 主な介護者が不安に感じる介護は、「認知症状への対応」「夜間の排泄」が30%台と高くなっていますが、介護度別では、要介護1は「認知症状への対応」が、要介護3は「夜間の排泄」「外出の付き添い、送迎等」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」の割合が他の介護度よりも高いなど、介護度により状況が異なる様子がうかがえます。
- 介護を行う上での悩みや困っていることは、「将来の介護に不安がある」が50.7%と最も高く、次いで「仕事を持っているため十分な介護ができない」「腰痛など身体的負担が大きい」が「経済的負担が大きい」が20%台となっています。前回調査との比較では、「将来の介護に不安がある」が前回調査(42.6%)から8.1ポイント上昇しており、対象者だけでなく家族全体の状況を鑑みた支援が必要となっています。
- 主な介護者の勤務形態は、「フルタイムで働いている」が26.7%、「パートタイムで働いている」が13.7%となり、合計すると『働いている』割合は40.4%で、前回調査(34.8%)から5.6ポイント上昇しています。
- 仕事と介護の両立に効果があると思う支援として「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が34.7%と最も高く、前回調査(27.5%)から7.2ポイント上昇しています。
- 今後も働きながら介護を続けていけるかについては、『続けていける』が83.9%となり、前回調査(75.5%)から8.4ポイント上昇しており、引き続き、働きながら介護を続けていくことができるよう、事業者や経済団体等とも連携し、仕事と介護の両立に効果的な支援の継続・充実に検討していく必要があります。

■ 家族や親族からの介護の頻度



■ 不安を感じる介護等

【不安を感じる介護等／介護度別、圏域別、世帯別】

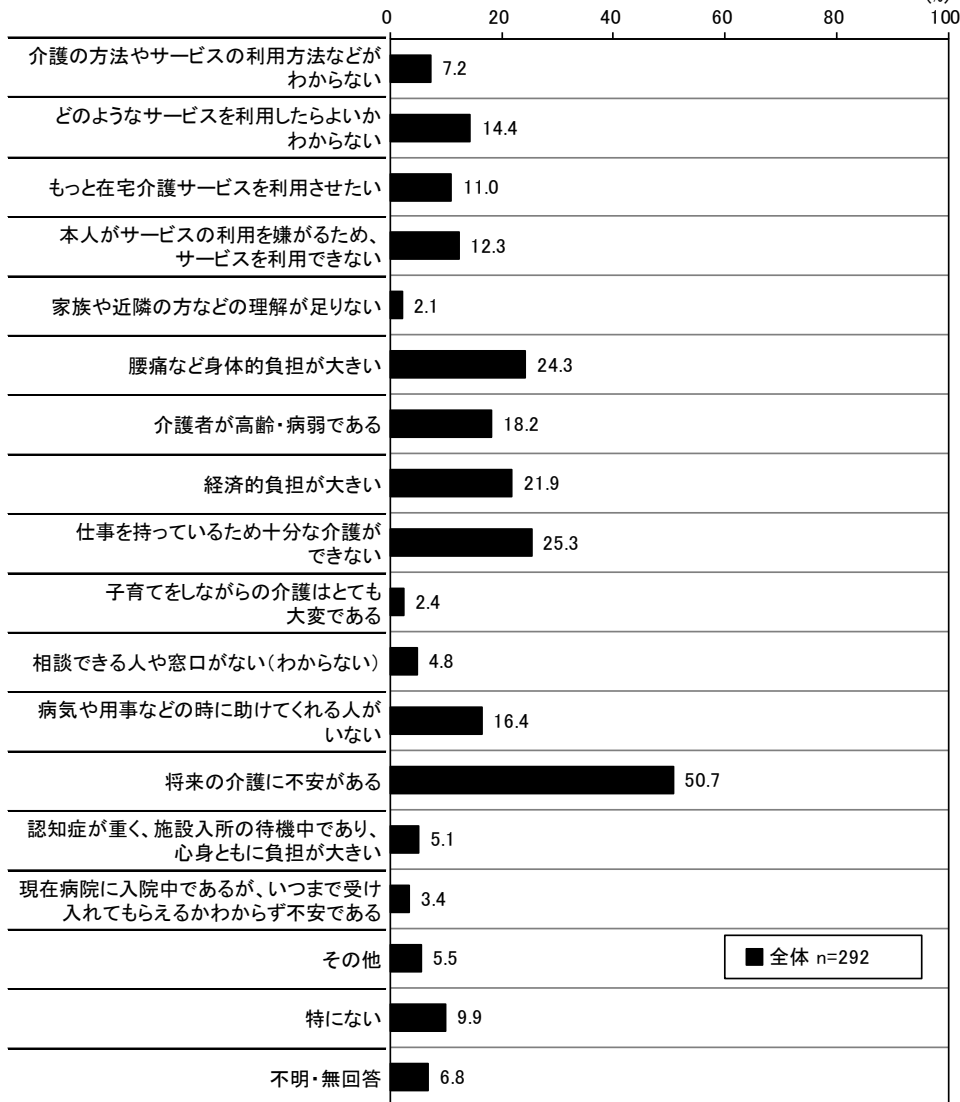
(%)

		日中の排泄	夜間の排泄	食事の介助（食べる時）	入浴・洗身	身だしなみ（洗顔・歯磨き等）	衣服の着脱	屋内の移乗・移動	外出の付き添い、送迎等	服薬	認知症状への対応	養、ストーマ等	医療面での対応（経管栄養等）	食事の準備（調理等）	その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）	金銭管理や生活面に必要な手続き	その他	不安を感じていることは、特にない	主な介護者に確認しないと、わからない	不明・無回答
全体	n= 292	27.7	33.9	13.7	24.7	9.6	12.3	14.0	29.5	16.1	38.4	8.6	26.7	20.5	20.2	3.8	8.9	2.7	2.7	
介護度別	要介護1	n= 112	25.0	33.0	10.7	27.7	8.0	8.9	32.1	19.6	45.5	9.8	26.8	18.8	17.9	4.5	8.9	1.8	2.7	
	要介護2	n= 90	28.9	38.9	10.0	24.4	12.2	11.1	17.8	25.6	11.1	37.8	3.3	23.3	24.4	17.8	2.2	8.9	3.3	2.2
	要介護3	n= 39	30.8	43.6	23.1	23.1	12.8	23.1	17.9	35.9	20.5	35.9	10.3	30.8	20.5	30.8	7.7	7.7	2.6	0.0
	要介護4	n= 38	28.9	15.8	15.8	18.4	5.3	10.5	18.4	28.9	13.2	26.3	10.5	28.9	15.8	21.1	0.0	13.2	5.3	5.3
	要介護5	n= 13	30.8	30.8	30.8	23.1	7.7	23.1	7.7	15.4	15.4	23.1	23.1	30.8	23.1	23.1	7.7	0.0	0.0	7.7
圏域別	本宮第1地域	n= 136	26.5	35.3	11.0	26.5	8.8	13.2	14.0	30.9	19.9	45.6	9.6	25.7	16.2	20.6	3.7	7.4	0.7	1.5
	本宮第2地域	n= 72	29.2	36.1	13.9	23.6	11.1	9.7	16.7	23.6	15.3	41.7	11.1	29.2	26.4	13.9	2.8	9.7	4.2	2.8
	白沢地域	n= 84	28.6	29.8	17.9	22.6	9.5	13.1	11.9	32.1	10.7	23.8	4.8	26.2	22.6	25.0	4.8	10.7	4.8	4.8
世帯別	単身世帯	n= 35	17.1	28.6	5.7	20.0	8.6	5.7	20.0	34.3	22.9	45.7	11.4	31.4	25.7	20.0	5.7	2.9	0.0	2.9
	夫婦のみ世帯	n= 41	19.5	31.7	12.2	29.3	7.3	17.1	2.4	29.3	19.5	34.1	4.9	39.0	31.7	24.4	0.0	2.4	4.9	4.9
	その他	n= 207	30.9	34.3	14.0	25.1	9.7	12.1	15.0	27.5	13.5	37.7	8.7	22.2	16.4	18.4	4.3	11.1	2.9	2.4

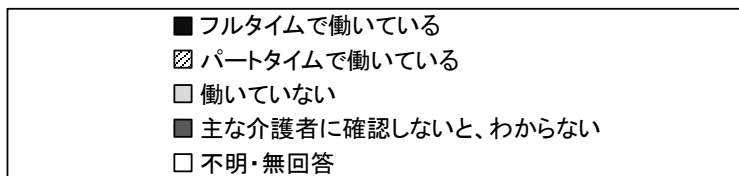
複数回答

■ 介護を行う上での悩みや困っていること

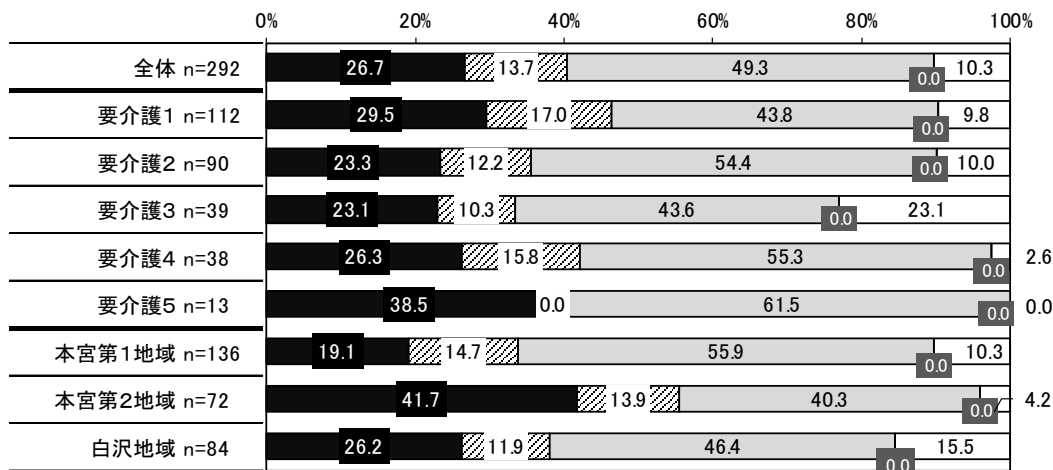
(%)



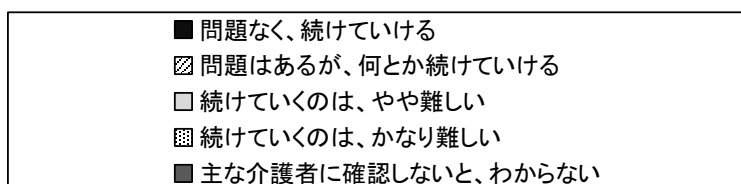
■ 主な介護者の現在の勤務形態



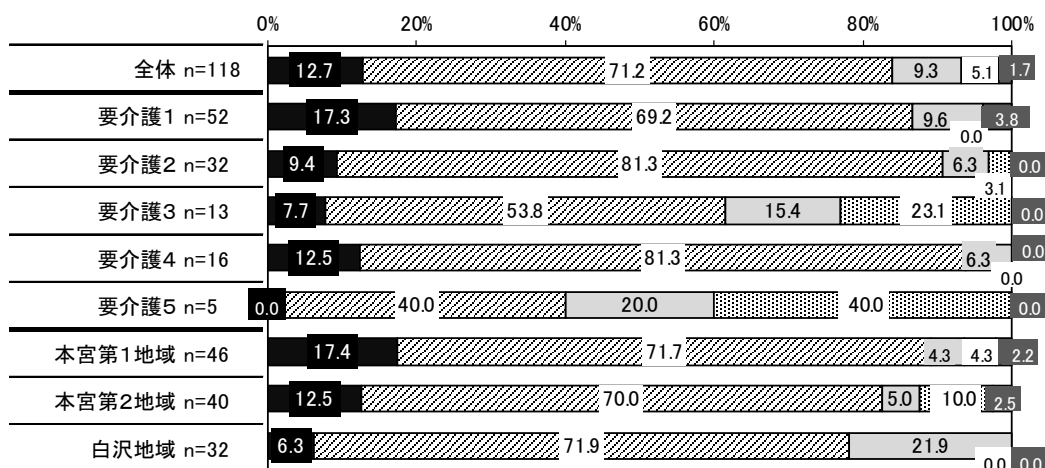
単数回答



■ 今後も働きながら介護を続けていけるか



単数回答



2 本宮市介護保険条例施行規則（抜粋）

平成 19 年 1 月 1 日
規則 第 89 号

第 4 章 介護保険運営協議会

（所掌事務）

第 24 条 本宮市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、介護保険事業の適正な運営のため、次の事項について調査検討する。

- (1) 提供サービスの状況及び介護サービス必要量に関すること。
- (2) サービス事業所における調整、連携等サービス供給量に関すること。
- (3) サービスの質的及び量的な観点や地域の保健、医療及び福祉の関係委員会等の意見を反映した供給体制に関すること。
- (4) 住民及び利用者に対するサービスの満足度に関すること。
- (5) 介護保険事業計画の進行管理、基盤整備目標による改定及び新たな課題に関すること。

（運営協議会の委員）

第 25 条 運営協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関から推薦のあった者
- (3) 一般公募により選定された者
- (4) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（任期）

第 26 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 27 条 運営協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、その選出は、委員の互選による。

2 会長は、会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 28 条 運営協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（意見聴取）

第 29 条 運営協議会は、調査検討のため意見を必要とするときは、市長に関係者の出席を求めることができる。

（意見の具申）

第 30 条 会長は、調査検討した事項について、必要があると認めるときは、文書をもって市長に意見を述べるができるものとする。

（庶務）

第 31 条 運営協議会の庶務は、高齢福祉課において処理する。

3 本宮市地域包括支援センター運営協議会要綱（抜粋）

平成19年1月1日
告示第169号

（所掌事務）

第2条 運営協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 包括支援センターの事業計画の検討に関すること。
- (2) 包括支援センターの運営に対する評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、包括支援センター運営上必要なこと。

4 本宮市介護保険運営協議会、 本宮市地域包括支援センター運営協議会 委員名簿

区 分	委 員	
	所 属	氏 名
第1号委員 (識見を有する者)	一般社団法人 安達医師会	吉田 幹男
	社会福祉法人 本宮市社会福祉協議会	加藤 藤子
第2号委員 (関係機関推薦者)	社会福祉法人あだち福祉会 特別養護老人ホームばたん荘	辻本 弘月
	社会福祉法人安積福祉会 特別養護老人ホームカーサ・コリーナ	鈴木佐登子
	介護老人保健施設まゆみの里	小田 慎治
	マインド居宅介護支援センター	遠藤 昭子
第3号委員 (公募委員)	公募委員	大塚 幸雄
	公募委員	武田 真二
第4号委員 (市長が適当と認める者)	本宮市まゆみクラブ連合会	堀内 宣秀
	本宮市身体障がい者福祉会	川名 修一

5 策定経過

年 月	内 容 等
令和5年1月16日～ 1月30日	本宮市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査 ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 配布・回収状況：配布数1,894件、有効回収数1,292件（回収率68.2%） ② 在宅介護実態調査 配布・回収状況：配布数712件、有効回収数403件（回答率56.6%） ※集計処理にあたっては、令和5年2月3日（金）着分の調査票まで含めた
令和5年7月5日	第1回本宮市介護保険運営協議会 【議事】ニーズ調査結果、次期計画策定の基本的考え、 計画策定スケジュールについて
令和5年9月1日～ 9月15日	介護サービス事業所及びケアマネジャーアンケート調査
令和5年10月18日	第2回本宮市介護保険運営協議会 【議事】現計画評価、計画骨子案について
令和5年11月16日	第1回介護保険推進本部会議（庁内検討会） 【議事】計画素案について
令和5年11月29日	第3回本宮市介護保険運営協議会 【議事】計画素案について
令和6年1月15日	庁議 【議事】計画素案について
令和6年1月19日	本宮市議会全員協議会 【報告】計画素案について
令和6年1月19日～ 2月7日	パブリックコメントの実施
令和6年2月14日	第4回本宮市介護保険運営協議会 【議事】パブリックコメントについて・計画最終案承認（保険料設定） 会長より市長へ提言書を提出
令和6年2月15日	庁議 【議事】計画最終案について
令和6年2月21日	本宮市議会全員協議会 【報告】市長への提言内容説明（保険料について）
令和6年3月	令和6年3月本宮市議会定例会（条例改正）

6 用語集

あ行

位置情報端末機 (GPS)	衛星から発せられる電波を受信し経度などから位置を測定する機器のことです。
運動器	骨・関節・筋肉・神経などの身体を動かす組織・器官の総称です。

か行

介護給付	要介護の認定を受けた方が介護保険で利用できる介護サービスのことです。
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護者等からの相談に応じて適切なサービスが利用できるよう、ケアプラン(介護サービス等の提供についての計画)を作成するなど、市、サービス事業者、施設との連絡調整を行う専門職です。
通いの場	地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所のことで、地域の介護予防の拠点となる場所でもあります。
協議体	地域住民が主体となり、各地域(日常生活圏域等)におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービス提供者が主体等となり、情報共有及び連携強化の場として中核となるネットワークのことです。
業務継続計画(BCP)	災害時に行政や事業所が被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下で優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のことです。
居宅介護支援事業所	介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー(介護支援専門員)が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン(居宅サービス計画)を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。
ケアプラン	在宅での本人の状態、家庭環境、その他ご要望を踏まえて、生活の改善ができ、より充実した生活を送れるように目標を設定し、目標に向けて利用する介護サービスの種類や頻度を決めたサービス利用計画書のことです。
ケアマネジメント	要介護者等の生活全般にわたるニーズを導きだし、公私にわたる様々な地域の社会資源の活用を図り、総合的かつ継続的で適切なサービス提供によって、要介護者等の自立支援や生活の質の維持・向上を目指すことです。
健康寿命	平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた、日常的に介護を必要とせず、健康で自立して暮らすことができる期間のことです。
権利擁護	社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な方に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことです。
コーホート変化率法	各コーホート(同じ期間に生まれた人々の集団のことを指す)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

さ行

サービス付き高齢者 向け住宅	自立した高齢者が様々な生活支援サービスを受けて居住する施設で、バリアフリー対応の賃貸住宅となっています。
-------------------	--

市長申し立て	親族がいない、もしくは親族がいる場合でも制度利用の意思がない、または虐待等の事由により、要対象者の保護が必要であると判断した場合に、本人の福祉のために市町村長が行う家庭裁判所への成年後見制度の申立及び審判前の保全処分のことです。
社会資源	福祉のニーズを充足するために活用される施設、機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能などの総称です。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づく社会福祉法人のひとつで、市町村社会福祉協議会の主体者は、福祉関係者や住民であり、社会福祉、保健衛生、その他の生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加・協力を得て、地域の実情に応じ住民の福祉を増進することを目的としています。運営費には住民の寄付金も含まれています。
若年性認知症	65歳未満で発症する認知症のことです。発症年齢で区分・定義されており、症状は高齢期の認知症と変わりません。認知症と診断され、一定の精神障害の状態にあることが認定されると、「精神障害者保健福祉手帳」を取得できます。血管性認知症やレビー小体型認知症など身体症状がある場合は、「身体障害者手帳」に該当する場合があります。
シルバー人材センター	年退職者などの高齢者に、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な就業（その他の軽易な就業とは特別な知識、技能を必要とする就業）」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化への貢献を目的とする組織のことです。
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を行います。
生活習慣病	糖尿病・脂質異常症・高血圧・高尿酸血症・がんなど、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称です。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等を対象とし、その人の財産や身の上を保護するために設けられた制度です。
セルフ・ネグレクト	身体のケアなど、生活する上で必要なことをしなかったり、する力がなく、自分に関心が持てなくなる状態のことです。

た行

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	介護施設等における防災・減災対策を推進するための改修や整備等に対する補助制度です。
地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「他人事」ではなく「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、子ども、高齢者、障がい者など、すべての市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。
地域ケア会議	地域包括ケアシステムを推進していくために、地域における多様な社会資源の調整を行い、解決困難な問題や、広域的な支援体制の整備を図ることを目的に設置された会議のことです。
地域支援事業	介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業のことです。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3つがあります。

地域密着型サービス	平成18年4月1日に創設された介護保険サービスで、中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されます。
地域包括ケアシステム	可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、健康づくり、予防、見守り、介護、生活支援、医療が一体的に提供される体制のことです。
地域包括ケア「見える化」システム	厚生労働省が提供する、都道府県・市区町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が一元化され、グラフ等を用いて見やすい形で提供、他自治体との比較等ができます。
チームオレンジ	認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐしくみのこと。
電子申請・届出システム	市への申請・届出等の手続きをインターネットを利用して行うシステムのことで
特別養護老人ホーム	原則65歳以上の要介護3から要介護5の認定者が対象となる、常に介護が必要で自宅での介護が困難な方のための施設。食事、入浴、排せつなどの日常生活の介護が中心となります。

な行

日常生活圏域	市町村介護保険計画において、地理的条件、人口、交通事情などを勘案して定める区域のことです。国では概ね30分以内に必要なサービスが提供される区域としています。
認知症ケアパス	認知症の人の生活機能障害の進行に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかを認知症の人とその家族に示したものです。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のことです。

は行

ハイリスクアプローチ	疾患を発症しやすい高リスクの個人を対象に、行動変容を促すようアプローチする方法で、二次予防の役割を果たします。
パブリックコメント	政策形成過程で、広く市民に案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して、政策決定を行うものです。
ハラスメント	人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為のことです。
バリアフリー	高齢者や障害のある人が社会参加をするうえで、障害（バリア）となるものが除去され、自由に社会参加できるようなシステムづくりの概念です。
避難行動要支援者	災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人のことで、災害時要配慮者とも呼ばれます。
避難行動要支援者台帳	災害時または災害の発生のおそれがある際に、避難の手助けが必要な方の個人情報登録する台帳です。

ファイブコグ検査	「ファイブコグ」とは5つの知能機能「記憶」「注意」「言語」「視空間認知」「思考」のことで、軽度認知障がい時期に低下する機能の状態を評価するために、東京都老人総合研究所で開発された集団認知機能検査です。
フレイル	「Frailty(虚弱)」の日本語訳です。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能、口腔機能等の低下が見られる状態のことを指すが、適切な治療や予防を行うことで健康な状態に戻ることも可能です。
ポピュレーションアプローチ	集団全体を対象として働きかけを行い、全体としてリスクを下げる取り組み方法を指しており、一次予防の役割を果たします。

ま行

民生児童委員	社会福祉の増進を図るため、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する他、住民福祉の増進を担う人のことです。
--------	---

や行

ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことです。
有料老人ホーム	高齢者を入居させて入浴・排せつ・食事等の介護の提供、食事の提供その他日常生活上の便宜としての洗濯・掃除等の家事、健康管理を行う施設です。
養護老人ホーム	心身機能の減退等のために日常生活に支障のある、あるいは経済的な理由により自宅で生活することが困難な高齢者が入所する福祉施設です。入所に際しては、市町村による措置の決定に基づき行われます。

アルファベット

IADL	手段的日常生活動作と訳され、日常生活の基本的な動作の中でも、より高度な運動や記憶力を必要とされる動作について、どれだけ独力でできるかを図るための指標である。電話使用、買い物、食事の準備、家事(清掃、身の回りの片づけなど)、洗濯、移動、服薬管理、財産の取り扱い、管理の8項目の日常的な動作で評価されます。
ICT	「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。
PDCAサイクル	Plan(計画) → Do(実行) → Check(評価) → Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。 Plan(計画) : 目標を設定し、目標達成に向けた活動を計画する。 Do(実行) : 計画に基づき、活動を実行する。 Check(点検・評価) : 活動を実施した結果を分析し、評価する。 Action(改善) : 評価の結果に基づき、計画の目標や活動を改善する。

7 介護保険サービスの内容説明集

居宅サービス

訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの日常生活上の世話をを行うサービスです。
訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）	寝たきりなどの理由で自宅での入浴が困難な要介護（要支援）者に対して、移動浴槽を居宅に運び込み、入浴介護を行うサービスです。
訪問看護（介護予防訪問看護）	看護師などが居宅を訪問して、看護ケアの提供など療養生活の支援を行うサービスです。
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが居宅を訪問し、主治医の指示に基づいて、必要なリハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）	医師、歯科医師、看護職員、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが居宅を訪問し、医学的な管理や指導を行うサービスです。
通所介護	デイサービスセンターに日帰りで通い、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練を受けるサービスです。
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）	介護老人保健施設や病院、診療所などに日帰りで通い、理学療法、作業療法などのリハビリテーションを受けるサービスです。
短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを受けるサービスです。
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）	介護老人保健施設や医療施設に短期間入所し、医師や看護職員、理学療法士などによる医療や機能訓練、日常生活上の支援などを受けるサービスです。
福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）	車いすや介護用ベッドなど、利用者の日常生活上の便宜を図ったり、機能訓練をするための福祉用具を借りることができるサービスです。
特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）	介護保険を利用し、入浴や排泄関連の特定福祉用具を購入することができるサービスです。
住宅改修（介護予防住宅改修）	手すりの取付け、段差の解消、洋式便器への取り換えなど、所定の小規模な住宅改修を行うとき、費用の一部が支給されるサービスです。
特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）	特定施設に指定された有料老人ホームなどに入居している要介護（要支援）者が、介護保険を使って、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他の日常生活上の支援、機能訓練を受けるサービスです。
居宅介護支援（介護予防支援）	介護保険の居宅介護（介護予防）サービスが適切に利用できるよう、ケアマネジャーが個々の心身の状況や家庭環境、利用希望などを考慮して総合的なサービス利用計画を作成するサービスです。

地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問介護と、通報による随時対応の訪問介護を組み合わせ利用するサービスです。

地域密着型通所介護	日中、定員が18名以下の地域密着型通所介護事業所に通い、食事、排せつなどの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練を受けることができるサービスです。
認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）	認知症高齢者を対象とした通所介護サービスです。
小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）	通いによるサービスを中心として、利用者の希望などに応じて訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の世話、機能訓練を受けることができるサービスです。
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）	認知症高齢者が、少人数で共同生活する住居において、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活の世話、機能訓練を受けることができるサービスです。ただし、要支援1は対象となりません。
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた入居定員が29名以下の有料老人ホームなどの特定施設で、入居している利用者が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他必要な日常生活上の世話を受けられるサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29名以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、入所している利用者が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他必要な日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられるサービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供するサービスです。

施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で、在宅で適切な介護が受けられない人を対象に、施設に入所していただき、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行います。
介護老人保健施設（老人保健施設）	病状がほぼ安定期にあり、治療より看護、介護やリハビリテーションを中心とする医療面と生活サービスを必要とする人を対象に、施設に入所していただき、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。
介護医療院	「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」などの医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護保険施設です。
介護療養型医療施設	長期療養が必要な人や老人慢性疾患の入所者を対象に、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、その他の世話、機能訓練、必要な医療を行います。 国の方針により、令和5（2023）年度末で廃止の予定です。

8 事業一覧

	施策の方向	事業
基本目標Ⅰ 健康でいきいき暮らせる地域をつくる		
(1)健康づくり、介護予防の推進		もとみや健康づくりポイント事業
		後期高齢者への個別的支援(ハイリスクアプローチ)
		通いの場等における健康相談(ポピュレーションアプローチ)
		地域リハビリテーション活動支援事業
		介護予防事業高齢者元気パワーアップ講座の開催
		ファイブコグ検査
		いきいき百歳体操の普及
		介護予防・生活支援サービス事業
(2)社会参加と生きがいつくりの推進		多世代交流施設維持管理事業
		ふれあいサロン活動補助金
		敬老会開催事業
		高齢者いきいき交流事業
		高齢者ふれあいプラザ維持管理事業
		老人クラブ活動支援事業
		敬老祝金支給事業
		福祉バス運行事業
	労働福祉振興事業補助金	
基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる地域をつくる		
(1)災害時等の支援体制の構築		地域支え合い体制づくり事業
		緊急通報システム運用事業
		救急医療情報キット給付事業
(2)人にやさしいまちづくりの推進		ごみ出し支援戸別収集事業
(3)権利擁護の推進		老人福祉施設入所措置支弁事業
		成年後見制度利用支援事業
基本目標Ⅲ 認知症高齢者を支える地域をつくる		
(1)認知症予防と早期対応の推進		認知症サポーター養成講座
(2)認知症支援策の充実		QRコード活用見守り事業
		徘徊高齢者家族支援事業
		認知症在宅高齢者介護手当事業
		介護者のつどい事業
		認知症地域支援事業補助金(認知症カフェ運営補助)

	施策の方向	事業
基本目標Ⅳ 住み続けられる地域をつくる		
	(1) 支援機能とネットワークの強化	在宅医療と介護連携推進事業
		あんしんセットの配付
		生活支援体制整備事業
		地域包括支援センターの運営
		自立支援型地域ケア会議の開催
	(2) 高齢期の住まいの確保	※事業掲載なし
	(3) 在宅生活と家族介護者支援の充実	高齢者生きがいデイサービス事業
		寝具洗濯乾燥消毒サービス事業
		高齢者住宅改修支援事業
		配食サービス事業(生活支援型)
		訪問介護員派遣事業
		在宅高齢者介護家庭支援事業(在宅高齢者家族介護用品支給)
		在宅高齢者介護家庭支援事業(在宅高齢者介護手当)
老人日常生活用具給付事業		
老人短期入所事業(ショートステイ)		
基本目標Ⅴ 持続可能な介護保険事業の運営体制をつくる		
(1) 持続可能な介護保険事業の運営	介護資格取得支援事業	
	運営指導の実施	
	苦情処理体制の構築事業	
	介護保険運営協議会運営事業	
	介護認定審査会運営事業	
	要介護認定の適正化	
	ケアプランの点検・住宅改修等の点検	
	縦覧点検・医療情報との突合	

本宮市
第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

発行日 令和6(2024)年3月

発行者 本宮市 保健福祉部高齢福祉課

住 所 〒969-1151 福島県本宮市本宮字千代田 60 番地1

TEL 0243-24-5203 FAX 0243-33-6620

URL <https://www.city.motomiya.lg.jp/>



● 本宮市 ●

第10次高齢者福祉計画・
第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月 福島県本宮市